

仕事らしい仕事はしなかつた。俵商相だけは時が時だけに、大重になつて働いた様だ。例の産業合理化の高唱された時代であるから、働くことを餘義なくされたのかも知れない。とにかく、歴代の商工大臣は、伴食大臣の名を辱しめなかつたことだけは事實である。

財界人から商相の椅子に坐つたものに、歴代内閣の内、前後たゞ二人を数ゆることができる。櫻内氏と中島男とである。適材適所の原則から云へば申分のないことであるが、中島男、商相就任直前まで、四拾有餘の事業に關係があつたと云ふから、この内には、この頃の不況にあがきのつかないポロ會社もあるであらう。だから、中島商相は、目前の商工業救済問題に對して、人以上に、理解と同情の在ることは想像さるゝ。

商相は就任當時、製鐵事業の合同を強調した。最も中島男は、郷男を社長とする製鐵事業に關係があつた。その意氣で、救済問題を解決することを、忘れ給ふな。

問題を惹起したパンフレット

時はまさに三伏の炎熱下にある。人の神経は鋭く曲む、街頭の打水にも口論の花が咲く、これも暑さからのせいであらう。口論と云へば、東京市電と日電との間に契約された二萬九千キロの電力購入問題が、業界に大きな波紋ををがいてしまつた。聯盟を主役とする東電對日電の抗爭、市電を背景とする日電と鬼怒電の暗闘、これにも東電は一役を買つて三巴戦となる。

舞臺は更に廻つて、東電市電の涯み合が始まつた。小林一三さんのパンフレットが、問題の種を播いたのである。この問題で齋藤助役と立石局長とが登場人物となる。小林東電副社長との會見の一幕が終つて、この筋がこれからどう變化するか、芝居はこれからであらうが、問題もかう複雑化したのでは、解決が面倒であらう。

市電側で購入電力を、東電、日電、鬼怒電の三社に指名入札すると、決定しておきながら何時の間にか、二萬九千キロを日電から購入するといふ契約が、成立してゐたのでは、東電にしても鬼怒電にしても憤慨するのは無理のないことである。相手は東京市のことである。其處には、底もあれば蓋もあるであらうといふ想像、これを小林さんがパンフレットに書いて見た、寶塚の歌劇かなにかの脚本なら、大向の拍手を受けたであらう。が、市電側はこれを黙殺して呉れなかつた。公文書で陳謝しなければ、市民の輿論に訴へるといきまいた。

市電側は日電との契約に對し、こんなふうには釋明してゐる。東電は一キロ二錢四厘といふ法外な搾取をしようとするから、安價に供給して呉れる日電と契約したまでだと云ふてゐる。時節柄安いものを買ふに誰れもとやかく云ふものはなからう。だが、安價に買ふなら買ふやうにして買つたらどんなものか、暗やみで手を握り合はなくつても公々然と、契約すれば、とかくの問題が起らないで済む。それを暗打にするから、パンフレットがとびだしたり、推摩臆測されて、痛くもない腹を探られることになる。季下に冠の簪、公人の反思すべきことであらう。

パンフレットの當の御本人は云ふ、市電は御顧客さまである、市の尊厳をきづけるやふな心持はない。鬼怒電のために、これを擁護したい考からやつたまでである。陳謝なぞせぬと涼しげである。が、これで見ると小林さんは同業者のために、大に、義憤を感じたわけであるやうだ。だがこの場合の小林さんの義憤は義憤にならない。義憤であればそれは偽憤であるかも知れない。偽憤でなければ自憤であらふ。この邊の辯證は「逸山人」一三さんにしては、創作味が足りないやうにも見える。

市電の電力購入問題からんで生じた、業界の大きなうす巻が、どう展開してゆくか、此ことは、小林さんの御得意のオペラ脚本と違つて筆の先で、歌劇團を踊らすやふな具合にはゆくまい。

安達さんと國研クラブ

安達さんとその一黨が、民政黨から脱黨して、國策研究クラブなるもの組織した。組織してから日が浅くても、國策の研究が深く行届いたと見えて秋風の吹くころには、朗かに旗あげをやるさうだ。さうしてその時分になれば、完全に四十名は抱擁するといきまいてゐる。かうなつては民政黨は一葉落ちて天下の秋を知るといふことになる。

四十名を抱き込むと豪語してゐる國策研究クラブには、充分に成算あつてのことであらう。これ以上はよもやにさらはれまいと思つてゐる内に、次ぎから次ぎへ民政黨から脱して、安達黨の

傘下に走つてゆくのである。若槻さんも氣が氣であるまい。

民政黨がやせて國研クラブが肥る、政界に取れば面白い興味のことであるかも知れんが、さてこの兩黨の消長は國利民福の上に、どれだけの影響があるかとなると、どちらがどうでも良いといふことになつてしまひさうだ。が、この場合に、政友會でも分解作用を起して、さうしてその一方が安達黨とでも合流すると云ふ事になると、大芝居を観ることが出来るのだが、床次さんもこの前にこりてこんな芝居もうてないであらう。

床次さんの政友本黨も、別れた當分は頭數だけは、相應に多かつた。國研クラブの連中が交渉團體の數に達したと喜んでゐるに較べれば、數ははるかに多かつた。だが、四十や五十の頭數だけ抱いて居た所で、實質的には何の誇りにもならなかつたやうである。結局は合せ物は離れものであつた、政權に近く當もないとすると、一人去り、二人散りして、一門郎黨を率いての民政黨入りである。さうしたあげくが、元の古巢へ逆轉と云ふ惨めさであつた。

政界にも、歴史が繰り返さるゝものであるなら、安達さんの國研クラブも、政友本黨張りで行くのではなからうか。どうもそんな氣がする。四十の頭數が描つたとして何をする、今の處で議會のキャスティングボードを握るには、政友會はあまりにも多數である、民政黨と情意投合してみた所で、何の役にもたゝない。さりとて政權の天降りなぞ夢想だもできないであらう。

國研クラブに人物が乏しい。御大を除いて大臣級の器が幾人ゐる、富田幸次郎、山道義一、中

野正剛等々の腕達者を擧げてしまへば、後はゼロである。これに比較すると政友本黨には人材はあつたやうだ。だが、變轉かぎり無きは政界の常である。これから働きかける安達さんの力が、どう動くか、これで安達黨の命脈が定まり、國研クラブの相場がきまるわけである。離れては合し、集つては散る。かうして既成政黨が蠢てゐる内に、國民の心は次第次第に、彼等から去つてゆくことを彼等は知らないやうだ。

官吏の身分保證と地方長官の權限

地方長官會議と云へば、紋切型がきまつてゐた。探題のお上りさんが上京して、大臣の訓示を聞いて御馳走になつて東京見物の上サツサと歸國する。これが常例であつたが、今回は在來の型を破つて召集する政府も召集される知事連も頗る緊張したものがあつた。

漁村を救へ農村を救へといふ嵐のやうな叫び、これを目前にしてなんとか救済方法を講ぜねばならぬ政府と、さうして地方廳御座なりの訓示や演説ではらちの明けやうがない。眞剣にならざるを得ないであらう。ところで問題が問題である。議論や理屈をこねてゐたのでは、直前の農村を救済することができないのみか、一に議會の協賛を待つてゐたのではどうもならんと云ふことになつた。

議會の方は事後承諾を求めると云ふことにしたものと、偕て救済方法施設に對して一に地方長

官の權限なるものを大擴張して地方公債などは知事の方針によつて決定することになつたのである。實にお目出度いことでこれなら知事連中も少しは仕事も出来るであらう。

さて權限が擴張されて仕事らしい仕事が出来る段取りになつて、首の存在を常に心配しなければならぬやうではこれもつまらぬことである。が、この點に就いては、山本内相は先手を打つて官吏の身分保障法を制定することになつてゐる。地方長官自らがうき草稼業であることを自覺してゐるやうでは手腕の牙を見せることも出来ないであらう。

樺太長官の問題にしても左様であるが、官吏の任免黜陟ほど黨弊の最も甚しいものは無いであらう。岸本長官の問題にはさすがの永井拓相も手を焼いたやうである。が、これには拓相にそれ相應の理由があることであらう。前内閣の据へた長官である。拓相には意に滿たないものがあるであらうと同情したのでは愈々身分の保證が必要になつて来る。

内閣の變る度に首の座が異つたのでは、知事の權限が擴張されても仕事をやる氣にもなれまい。この頃のやうに頻々として政變が起り内閣の更迭が甚しいやうでは、一地方に二年三年と存在する知事なぞあるまい。一年や半年椅子に坐つたところで政務の執れやう筈がない。臺灣でも先程之が問題となつたやうだ。一ケ年の内に總督が四人變つた。これでは統治の實が上がらないと、尤もな話である。

餘りに雁首のすげ替をせぬやうにさうして仕事の出来るやうに、權限を擴張してやることが必

要なことである。農村救済などは實際問題である。事情に暗いために適切な施設の講じやう道理がなし。

大資本を取締る理論と根據を見る

資本主義経済も、愈々末期に來たらしい。政府は、臨時議會に百貨店法案なるものを提出することに決めたさうだ。されば小賣商を保護するために、大資本の百貨店に制肘を加へることを、痛感したからである。これを單に百貨店對小賣商の問題と考へてはならない。資本主義経済の修正と見ることが妥當であるやうだ。さうしてまたこれを、企業組織の訂正といふやうに取扱ふこともできるであらう。

では企業組織の訂正、資本主義経済の修正といふ、これを實行し得る理論と根據は果してどこにある。現在の資本制度、経済組織の上には、かゝる修正訂正を認める餘地はない筈である。だが、實際社會はこれを必要視する、だとすれば、其處に現實の矛盾が生ずる、これをどうする。百貨店法案の内容は、百貨店舗の新設に對して、認可制を採用する。不當競争不正競争を取締る。百貨店の地方新設に對し取締る、商品券の發行を取締る等が法案の眼目である。是は多數の小賣販賣業者を保護する上から、時節がら、確かに必要なことであるに相違ないのだ。この項目の内で、不正競争の取締りや、商品券發行に對して制限取締を加へることなどは、本問題の核心

から離れる、百貨店舗の新設、地方進出に對する認可制といふことが重要な問題となるのだ。

日本の経済制度の上では、自由主義が原則である。社會の良風を亂さない限り、安寧秩序を壊さない限り、企業經營は自由である、百貨店なるが故に認可制を採るといふのは大資本であるからといふことに歸着するやうだ。大資本が小資本を壓迫するといふ事實を肯定することは、自由競争を否定することになる。さうして大資本に一種の制肘を加へることを、是認するといふことは、大資本を否認するといふ結果になる。かうなると全く、経済制度の自由主義を、否定してしまふことになるが、これを國家が適切なる施設として必要視する以上、経済制度、企業組織の訂正といふことになるのである。

百貨店法の制定に依つて、小賣商人を保護するといふことを、端的にこの範圍に限定された問題と見てはならない。なぜなら、これは大資本對小資本といふ資本關係から、起きた問題であるからである。小工業經營者が、大工業に對して、百貨店對小賣商と同様の輿論の下に、これを保護しなければならぬ場合に、工業經營法の制定が、將來あり得ないことであるとだれが保證できやう。將來この種の法規が制定されるものと見ることが至當であらう。

資本主義経済の訂正、経済企業組織の上に、修正を加へねばならなくなつた、理論と根據、面倒な學說も理窟も要らない。資本主義経済が末期になつたからだ、ものは終りになると更生の路を辿る、更生の路、それが修正と訂正の内に見出される。

風呂敷の口を緊める蔵相の警告

三八二

眞理は常に平凡である、かけ聲ばかりで、實をあげねば國民大衆は、失望することであらう。臨時議會まで開會しなければならぬ救済問題に、政府はアレもコレも大風呂敷を擴げて、これから全國へ黄金の雨でも降りさうなことを鳴物入りで宣傳してゐる。これを傍觀してゐる若槻鈴木の兩總裁、共に吳越同舟の客であるから、贊成も出来ないがさりとて攻撃もできない立場にあつて、かけ聲ばかりではいけない、實をあげよとお仰しやつてゐる。平凡なる忠言ではあるが眞理である。

太つ腹な高橋蔵相も、持前の氣前を見せて、何んでもござれに鵜呑みに吞込んでみだが、この分で行くと果てしがないと見切りをつけてか、風呂敷の紐を緊めることにしたらしい。それで宣傳された土木事業の計畫に對して鉞を加へることに決心したやうである。土木事業ばかりでなく各省から要求してきた所謂、救済の追加豫算三億圓に對しても、大削減を加へる腹を決めたことである。蔵相の腹がいかに布袋さまのやうであつても、度の過ぎたことはできない。

救済問題と土木事業、これは何時でも、形に伴ふ影のやうなものである。これは農村救済にはうつつつけの事業であるらしい。今日まで屢々この問題のために土木事業は起工されたのである。従つて不念の事業視されてゐる土木事業が、緊急の事業の觀がないでもない状態を呈してゐる。

東北のある縣の都市では、人口も増加しないのに、將來かくあるべしと云ふ計畫、之は大都會の都市計畫を模造したものであらうが、とにかく都市計畫をたて、周圍の國道を連絡するやうな大工事を起した。さうして、この工事が完成した今日では、雜草が茂つて人跡すらも見ることもできなくなつてゐることである。

救済問題と土木事業を方式に現すと、かう云ふことになる。その日／＼の生活に困る農民民のために、生活費を與ふるために、土木事業を起す、農民は百姓を止めて土方となる。勞力を提供する代償として賃銀にありつく、得た賃銀が生活費に替る、事業が完成すればまた百姓に戻る、鋤を手にして農民生活に移れば、今日と同様に救済をさけばねばならなくなる。かうして残るところのものは農村は元のもくあみである。國家は巨額の土事公債の負擔に苦しむことになる。

救済するために土木事業を起すと云ふことは、餘り感心したものでないことに、高橋蔵相も氣がついたらしい。其處で、これまでのやうに土木事業をやれば、農民が俄大盡になれさうな宣傳はやめ、實際の土木起工にも手加減を加へることに、ほていばらを決めたあけく、集つた知事連に對して、かけ聲ばかり大にして、國民を失望させてはならぬと、長講一席、釘をさしたと云ふ始末、蔵相の警告は尤もの次第である。

會議所役員の政黨化は悪い

三八四

世の中に在つても無くてもどちらでも良いと云ふものがたんとあるやうである。存在するため
に却つて厄介なものならばなくしてしまふ方が、厄介拂ひと云ふことになるものは、どし／＼廢
止してしまふにかぎる。だが、廢止するわけにもゆかず、が、一向役に立たぬものは、役に立つ
やうな機關に改造する外はあるまい。商工會議所はその存在は厄介ものゝ一つであらう。

商工會議所の存在は、恰度洋服のボタンみたいなものであらう。過去には必要な用具であつた
であらうが、今日では一種の進化の途程を示す記念と飾りであるにすぎない。では商工會議所は
ボタンのやうに裝飾であり記念物であつて良いのか、と云ふとさうでは無い。現在のやうでは無
用の長物で、しかも巨額の費用を要する。厄介物ではあるが、これを改造して有用の機關にすれ
ば、誰れも在つても無くつても良い猫の尻尾扱ひするやうな不料見をださぬことであらう。

兎に角、商工會議所は公の機關である。公の機關であるからこの經費は商工業者の負擔となつ
て、徴收されるのである。高い經費を賦課されながら、厄介物を背負ふてゐるのは、これを厄介
物視してゐる商工業者が悪いと云ふ結論になる。何んとか改造してはどうか。

東京商工會議所では、役員の政黨化を防止するために、規定を改正することを決議したやうで
ある。會頭、副會頭理事等は政黨の役員たることを禁ずると云ふのである。政黨の役員といふ肩

書を奪ふことにしたところで、無冠の太夫は平家方である。こんな形式張つた杓子定規で、政黨
化の防止などは出来ない。其より、政黨臭濃厚な札付きを會頭や理事にせねばよいではないか。

大正七年頃であつた。會頭選挙に添田壽一博士が當選したのである。時の農商務大臣であつた
仲小路廉は、添田博士を會頭たるに不適任であると頭張つて、認可しなかつた。こんな例は前
にも後にも、始めてであつたから會議所側では騒いだが、泣く子と地蔵には勝てなかつた。

添田博士が不適任と云はれた理由は頗る簡單であつた。博士は時の報知新聞の社長であつた。
だから、新聞事業と云ふ激務にあるものが、會議所會頭の地位にあることを許されないと云ふの
であるが、これは表面的の理由であるに過ぎない。仲小路農相の腹を破れば、添田博士の政黨臭
が氣に入らなかつたのである。官僚系の農相にすれば政黨色の強い添田博士をノックアウトする
のが當然と云ふもの。

會議所を政黨化しやうとする、不心得者を會頭や理事に選挙しなければよいのである。決議し
たところで、規則を改正したところで、それが何の役に立たう。それより、會議所と云ふ公の機
關を、クラブが茶飲所のやうに心得ぬやうにするがよいのだ。

財界人の新聞遺業、武藤さんと時事新報

政治と企業とを同視したといふ譯けでもあるまいが、とにかく、政界に乗りだしたものの、思

ふやうに算盤玉が合はないのに、スツカリ愛想をつかし、實業同志會を投げだしてしまつた武藤さん、その次は河岸を代へて、時事新報に關係した、紙上に「思ふままを」をかきなぐつて、氣焔をあげたり、伏魔殿東京市の攻撃をやつたりして、こゝでは思ふやうに馬力をかけてゐるが、この關係がいつまで続くか、疑問である。

理外の理でゆかうとする政黨には、財界人は不向である。どうせ、實業家の道楽三昧から關係するならば、非數學的である政黨より、新たな事業の方が性に合つてゐるやうである。公機であるとは云へ、新聞紙は純然たる商品である。商品ではあるがこの世界はまた、政黨と同様に別天地である。企業的にはゆかない點が多い。だがこれに關係しやうとする財界人は、世間並に二一夭作でゆかうとする。武藤さんもこの頭で關係しやうであるがこれでは失敗であらう。

根津嘉一郎さんも、新聞を企業扱ひにして、失敗したやうである。蘇峰翁の國民新聞を引受けて、河西豊太郎、堀内良平君等に經營方を委せて見たが、喰込み続きでうまくゆかず、根津翁の云ふた「徳富は作文は上手だネ」といふエピソードを新聞界に残してとう／＼國民新聞を投げだした。

財界人で新聞事業に關係した最初の人は、日本銀行を辭して日本新聞を買収した伊藤欽亮とか云ふ人である。明治三十九年頃のことであるが、この時代の新聞と云へば、企業なぞと云ふことは全く頭になかつた時分のことである。考へ方は悪くはなからうが、此時代に新聞を商品化し様

としたことに、伊藤氏の認識が足りなかつたとも云へる。數年で失敗したが、現在、小川平吉氏の機關紙日本新聞がそれである。爾後實業界から新聞人に轉身したり、關係したりするやうな、粹興人はなくなつたやうである。

郷誠之助さん、中島久萬吉男などの工業倶楽部の御歴々が現讀實新聞の匿名出資者であることはかくれもない事實である。財界人の共同出資といふことで、正力松太郎君が經營の任に當つてゐると云ふことになる。これなどは、伶俐な行き方であらうが、面白くないといふ事になる。三井系對中外商業新報の關係なぞを、洗ひたてたのでは際限がなくなる。若し、新聞事業が企業的方式通りに經營ができて、金儲けができれば、これほど理想的な企業は他にタント類がないであらう。

武藤さんの時事新報入り、好んで關係したわけでもあるまいが、下地があればこそ乗り出したのであらう。「俺れがやつて見て駄目なら、誰れが手を出してもだめだ」と自負の強いところを云ふてはみたものゝ、この世界は別である。折角手を焼かぬやうにされたい。

壘の上に泳ぐ、政黨の救済案

寄合世帯の内閣に、政友會も民政黨も、我黨内閣額して納まつてゐる。寄生木のやうなものである。これも舉國一致の内閣とやら云ふものであれば致し方がない。それはどうでも能いとして

民政黨では中小商工業者の救済方策なるものをデッチあげ発表した。疊の上で水泳を説くやうなものである。實際に役に立ちそうな案でもなさうだ。

應急策なるものに云ふ、工業組合法と輸出組合法を改正して、商業組合法を制定し、金融機關の機能を完備せしめ、これ等組合に對して政府より相當巨額の商工資金を貸付くる事とあるが、こんなことは民政黨に方策を借用せずとも、知れきつたことである。これをどう具體的にするかといふことが屬子の要めである。

なるほど肯かれるのは、更生資金の點である。曰く、更生資金融通極めて困難なるものに對し少額なる限度を定めて、三人以上の連帯により、市町村を通じて無擔保貸付をなし、これに依りて損失を生じたときは、府縣及市町村に於いて分擔賠償するなど智慧を絞つた跡もあるやうだが、この方法には抜けた點がありはせぬか、いまの時節のことである。無擔保で借金ができるとなれば、我れも吾れもと押し寄せることであらう。三人の連帯保證はをろか五人でも、市や町役場の受口はこの整理に忙殺されるであらう。さうして、融通申込を多少でも取捨するものとすればこゝに弊害が生ずること請合である。かうしたことに對する今日までの事實がこれを物語つてゐる。

この無擔保貸付に對してとやかく異議を云ふのではないが、この貸出しが回収不能に終つた場合、これをその府縣市町村の責任とすることについては疑義が生じてくることになる。商工業者

といふ貸出の範圍なり對象なりが一定してゐる以上、この限界のある貸出が償還不能となつた場合これを全般の責任とすることが、合理的のものであるか、どうか、もし府縣民や市民の共同損失と云ふことにするなら、貸出の對象を商工業者といふ範圍に限定せず、廣い對象に貸付けることが當然のことのやうに考へられる。

返還不能の場合を心配せずとも、これには方法が講じてあると云ふかも知れない。なる程方法は講じてある。償還確實を期する爲に、一種の保險制度を設けること、貸出金の一部を保留すること、月掛貯金の獎勵、月掛貯金を擔保とする貯金額以上の貸付、このやうな貸付方法は選信省簡易保險局が、先廻りして實行してゐるやうである。既に更生資金であるからには、アガキの取れない階級の更生のための貸出資金である。餘程運用を巧みにやらないと、回収が至難に陥り易い。この損失を一般に轉嫁してゆくことは考へものである。

とかく、政黨なぞで編みだす方法などにロクなものがない。疊の上での水泳を説くことが上手だが、實際に當てはまらない、迂遠なものが多い。

百貨店の立場と小賣店の立場

銚子の沖合に鯨が現れた、鰯の群に取つては鯨の出現は生存に關する脅威であつた。だから鰯群の強唱する所のは、鯨の壓迫をどうかして呉れと云ふのである。だが生物界としては鰯の

存在を肯定すると同様に、又鯨の存在をも否定する何等の理由をも持たないのである。百貨店に對する小賣商店の悲鳴は恰度鯨と鰯の關係のやうなものであらう。これはどうすることもできない對立現象である。多數の小賣商店が壓迫を受けて、生存を脅されてゐるから、百貨店をどうにかして呉れと云ふところで、制度がこれを認め、法規がこれを否定できない限り、百貨店をどうとうすることも事實の上にできかねる。若し百貨店の迫力が強大であり、これがために小賣商店が壓迫されるから、百貨店の強大な迫力を制肘しやうと云ふことになる。現在の社會制度、經濟組織の建前に改造を加へることになる。今日の經濟社會が資本主義經濟の上に立脚してゐて、果してこの改造が、可能であるか、實際上に必要であつても、理論はこれを拒むであらう。

商工省側でも百貨店取締法の制定には、賛成派と不賛成派と二派に別れてゐる。實際の状態から見るものは、取締法に賛成するものであり、また、理論から見るものは、これに反對するのであらうが、この問題に關しては、前日既に言及したが、百貨店取締法を制定して、その迫力に制肘を加へることは、資本主義經濟の壓力を抑制する所のもので、見やうに依つては、資本主義經濟の一角が完全に崩れたのだと云ふこともできるのである。資本主義の崩壊なりと云ふと、言葉が大袈裟だが事實がさうであるから、致し方がない。

百貨店の立場から云へば、デパートは文化の進展につれて、配給機關の役割を受持つ社會風景の一つである。吾等の存在が小賣商店を壓迫するかどうかは、百貨店の關知したことはない。

苦情があるなら、近代社會の文化の向上に言ふがよいと嘯くかも知れない。が、この云ひ分には横槍の入れやうがない。

小賣商店の側から見れば不景氣の脅威、百貨店の壓迫この二重奏で攻められたのでは、沼田に足を突つ込んだやうなものである。もがけばもがくほど深間に陥り込む、せめて百貨店の重壓からだけでも救ひ出せと云ふ、實に同情に値する現状にある。

この二つの現實に對して、人も、社會も、國家も、深く反省して見る必要がある。科學は、強い者は、弱い者を呑む、これを自然淘汰と稱してゐる。優生學を説く者も、進化の理法を論ずる者も、鰯は鯨の餌食であることを必然的なことと心得てゐる。さうしてこの自然の現象を人類の社會生存に當てはめて、少しも不思議と考へないのである。社會思想の惡化するのはこの自然科學の大膽な學說とこの學說の上に築かれた社會組織の缺陷にあるやうに思はれるがどんなものか。

弱者のため？ 法規は濫造さる

世の中は急テンポに轉換する、動的である社會が轉換するのは持前であるが、それも良い方向に轉換するなら結構なことである。だが、悪い方向に轉換してゆくのでは、眞に不結構至極である。看よ、この頃の法規の濫造ぶりを、一にも法規二も法規で、これでは法制局もさだめしひね

もす御多忙であらうと、憎まれ口も叩きたくなる。

法治國の民である、法規に生活するのは當然ではあるが、法は三章を以つて約すと云ふた古代の政治家から、現代政治のやり方を眺めると、頗る滑稽に見えるかも知れない。文明社會と云ふものは、複雑なものだと、だが、法規づくめにせねば治まらぬ世の中である。そこで日夜法規の粗製濫造となる譯合ひである。目下、政府に於いて製作中の法規の二三を擧げてみる、官吏身分保護法、労働者賃銀保護法、百貨店取締法、この外に數へれば際限がないことになる。さて、右に擧げた三つの法案は、何を意味し、何を語るかを吟味すると、社會の動向と世の中の轉換する有様が分つて来る。

身分保護法、官吏の身分が動搖して常に不安である。安心して働けるやうに保證しろといふ要求、これがこの法規の立案の精神である。賃銀保護法、労働者は働いたが賃銀が不拂では困る。だから、雇主が賃銀を拂つてやれといふのである。百貨店取締法、大きな資本で商賣されたのは、小賣商人は客を奪はれてしまふ。小資本の小賣商店を保護して呉れといふ叫びに動かされて生れやうとするのが、この取締法である。どれも、これも弱い者のために、保護を加へやうとするのである。國家が弱者を保護する、社會政策的の施設として、申分のないことである。次から次へ、弱者の保護法が製作されるとなると弱者であることが、安全といふことにもなる。身分保護法や百貨店法は別として、賃銀保護法に就いて考へてみる。政府の原案に依ると最も

問題の重要點となることは、供託金と重役保證の規定であるが、事業主又は工場主として賃銀の一ヶ月乃至二ヶ月に相當する金額を、供託局に供託せしめ、これと同時に重役をして使用労働者の賃銀に對し、保證の責任を負はしむること、保護法を制定して労働者を保護するのであるからこの程度の徹底した安定を與へるのは、労働の本質から云ふて毛頭無理からぬことである。

だが、事業主又は工場主或は重役の側面から、この保護法を考へて見るとどうなる、労働賃銀を供託するなど云ふことは、單純に他から觀れば供託もできぬやうな状態なら事業など起さぬが良いといふ結論になつてしまふ。これは全く問題にならぬ。國家が労働者の賃銀を絶対に使用主に責任を負はす法規を制定するといふなら、事業主工場主の損失を國家が補償するといふことにならないと合理的でなくなる。事業主も絶対の強者ではない。だから事業主も弱者であることに依つて保護法を制定して貰ふ時代がくるであらう。今は弱者の時代である。

叩けば音もする置ケ關のゴム人形

誰れがつけたかニツクネームをゴム人形と云ふ、それは吾等の外相、内田さんのことである。ゴム人形と云はれるからとて、このゴム人形は他の人形と質が違ふ、押せばへこむやうな空氣の抜けたローズ品ではない。叩けば音もする、押せばはちき返す、弾力性に富んだゴム製である。さればこそ、外患頻りに傳はる時置ケ關の王座にこのゴム人形を安置したといふ辨證にもなると

云ふものではなからうか？

三九四

さて、内田さんが満鐵總裁を辭めて、元の霞ヶ關へ返り咲きして外相になつたのは一ヶ月前のことである。永い間他人の手に耕された畑である。いかに古巢であつても勝手が違ふ、氣に喰はぬ點もあらう。まして幣原外交の影を絶つて、内田外交とやらを建設しやうと云ふのである。いまはその準備の時であらうと察しもできる。が、氣の早い軍部の側では業を煮やして、霞ヶ關へ苦情を持込んだとか、なにやらを進言したとか傳へられてゐる。其疾如願、其靜如林、侵略如火、不動如山、孫子の兵法に育つた連中のことであるから、火の如く風の如くに氣早いのが、生れつきでもあらうが、さりとして氣が早すぎる。

三宅坂が、霞ヶ關の手ぬるさを憤慨して、苦情やら進言やらを持込んだと報導したのは、東京日々紙である。ところが日を同じふして、東京朝日紙は外務省に參謀本部が出来ると云ふ、特種を報じてゐる。外務省の參謀本部と云ふのは、内田外交の建設のために、舊來の缺陷に鑑みて、考査部なる機關を設置しやうと云ふのである。云はゞ、この考査部なるものが外交の參謀本部の役割となるのであるさうだ。これが出来上つてから時局外交の本舞臺になると云ふ順序らしいが、なるほど、これでは疾きこと風の如く、侵略火の如しには間に合はぬことになる。

とかく御役所仕事は民間のものには分らないものである。内田外交建設のために設置しやうとしてゐる考査部なるものが、從來の行き方では外交の統一が採れないから、總て外交上の方策は

この考査部で一應審議考査した上で、大局の方針とすると云ふのである。だから、軍部側に於ける參謀本部の格で重要な機關になる。これが、内田外相年來の計畫を實施すると云ふことになるのであるさうだ。かうなると外相に訊ねたいことは、それでは今日まで外交は不統一で終始したのですかとも云ひ度くなるではないか。

高層建築は近代都市の一風景である。丸ビルを摩天樓などと云ふた時代は過ぎてしまつた。空へ、空へと伸びる時代が展開されてゐる。だからと云ふて、御役所向の仕事まで、屋上屋根を重ねて高くなるなくとも良かりさうにも思はれる。霞ヶ關に何處から考査部を設けた處で、國際會議に押しがきくわけでもなささうだ。外交は事務ではない。吾等の外相、内田さんが空氣の抜けた弾力性を失つたローズのゴム人形であつてはならない。

景氣の幸運はまづアメリカから

不景氣も愈々底を入れて、好景氣の機運に轉換されてきたとのことである。だが、これは日本の象徴ではない。少し遠いが向ふ岸のアメリカのことである。たとへばアメリカのことであつても好景氣に向つたといふことは耳寄りの話である。ウォール街は近來に無い活氣を呈して、諸株奔騰といふことであるが、實にうらやましいことだ。この景氣をチョツピリ輸入してはどんなものかと思ひたくもなる。

三九五

アメリカ景氣の原因は、例に依つて例の如く、フーバー景氣であると速断してはいけない。今回の景氣はフーバー氏と何の交渉も持たないやうだ。本年作の棉が非常に不作であるがために、凶作思惑の高値が總てにきいたらしいのである。棉花と云へば昨年は豊作で、この國でも豊年饑饉といふ熟語が當てはまる状態であつた。供給が過多であるに依る市價の暴落、これを阻止しやうとして協議されたのが、棉花の焼却、それでもこの計畫が見事に裏切られて、價格が上向かなかつた。去年と今年とを對比して、矢張り自然の力は偉大であると、今更ながら感心しても始まらない。

景氣の出足が直つて株式界が、近來に無い景氣を見せてゐるといふその内で、日本の公債は反對に下落してゐる。なぜか、まさかスチムソンの侵略呼ばはり、きゝ目があつた譯でもあらまい。日本政府の公債増發は免れない既定の事實として、下落の歩調を辿つてゐるのであらう。この事實に對してはアメリカでなくとも、日本の膝元でさへ下落する。だが、高橋さんは公債の増發は生れ付き好きであるらしい。高橋さんが藏相の椅子に坐ると、公債を發行することを計畫される。議會さへ通過すれば七ヶ月の間に、勿論四億何千萬圓かの事業公債が發行され、さうしてその四億何千萬圓か、民間に惠雨の如くに降るといふことになるのである。

公債は無闇に發行され、通貨は膨脹する。高橋さんの理想であるインフレーション政策が、現實化する、其處で物價が騰貴する、米價が騰る、かくして農村は濕ひ、中小商工業者は有卦に入

る。景氣はこれより方向轉換と來ればしめたものであるが、さて、この人爲の方策が思惑通りに行くかどうか、とかく世の中の當て事と何やらは、はづれがちである。この膨脹政策をアノ世の中から眺めて、濱口さんなどは、苦がり切ることであらう。が、しかしかうもせねば切りぬけれぬ日本の現状なら、止むを得ないと云ふもの。

世界の金融王座がイギリスからアメリカへ移つたと云はれるこの頃のことである。金融經濟の元締であるアメリカの景氣が、方向轉換をやつたと云ふからには、だん／＼とその餘榮に浴する國も出來ることであらう。窮すれば通ずるの譬もある。我が國なども窮しつくしたはずであるが、未だに通ずる路が見當らないやうである。ソロ／＼方向を轉換して、幸運の道に突き當りさうなものだ、アメリカばかりに陽が照るわけでもあるまい。

日本の國富がハツキリ解らない

舊幕時代には米の時價を知らなかつた大名があつた。落語にあるやうな事實が、當時の時代相であつたであらう。香氣な時世にはこれで済んだのだ。いま時、自己の所有する財産が、幾許あるかなぞを知らないやうな、迂濶な人間はないであらう。國家にしても左様である。自らの國富が幾許あるのか、見當がつかないなぞは、アフリカ邊りの未開國はしらす、文明國には、こんな香氣な國柄のものはないであらう。ところが、日本の國富が幾許あるのか、解つてゐない。

中央統計特別委員会で、國富調査要領なるものを決定した。さうして、本年十二月三十一日現在の國富統計を作ることになった。これが出来れば、これで日本帝國の總財産が解ることになるのである。完全無缺であるかどうかは、別として正式の國富調査が出来るわけである。が、今日と雖も、日本の國富が全く解つてゐないと云ふことでもなさうだ。現に、大正十年頃に、國際經濟會議へ政府から提出したものがあつた。だがこの國富額なるものが、何を資料にしたものか判らない。

大正二三年頃に、アメリカの統計家が來朝して、日本の國富調査をやつたことがある。この米人の統計に依ると、日本の國富は約一千三百何十億圓とか云ふ數字であつた。その後、日本の統計家に依つて調査された所に依ると、國富はグット下がつて、八百何十億圓とか云ふ約半額のものになつた。その後、高橋秀臣氏の編纂した日本の國富統計に依ると、米人の調査したものと、その後の統計とを折衷した國富額を現はしてゐたやうに記憶してゐる。だが、これ等の國富調査にしたところで、正確な資料を土臺にしたものでなく、云はゞ手許に集つた統計資料に依據したものに過ぎないであらう。

大正十年頃に、政府から國際經濟會議へ提出した、日本の國富額は一千七億何千萬圓かになつてゐたやうに思ふが、これとてにはか作りの間に合はせにすぎないものであらうことは、想像するまでもないのだ。元來、日本で今日まで本格的に國富調査なるものをやつたことが、絶無であ

るのであるから、正確な資料のあらう筈がないといふことになる。ではなぜ今日まで之を顧みなかつたか、金と時日がかかるからである。それよりも統計なぞと云ふものに爲政者は重きをおかなかつたのだ。

金の勘定を知らなかつた殿様ぶりを、嘲笑してはいけない。日本の國富が幾許あるかを、日本自らが知らなかつたのだ。内閣統計局邊りを擴張して、これを五年に一度か、せめて十年に一度位、實行することにしてはどうであらう。決して無駄なことではない。これは政府以外には出来ない仕事であることを付け加へておく。

實際に迂とい間抜けた商店法案

社會の慣習に對しては、不文律といふ立派な法律がある。社會的慣習は、人間の社會生活の上に必要なことがら、自然に遵守され、さうして又遵守せねばならぬ生活行爲である。だからこの社會慣習を無視し遵守できないものは、社會生活の異端者である。従つてこの異端者の存在に依つて蒙つた損害は、當然國法はこれを保證するであらうなぞと、一かどの法理論を振りまはさうとするものではない。この筆法で社會の慣習は不文律として法的効果性の在るものであるからこの慣習に對して何も強いて法規を制定せずとも良い。これを敢へてすることは、社會生活を徒らに繁雜にするものに過ぎないと、これを云ひたいための伏線であるにすぎないのだ。

この通常議會に提出されやうとしてゐる内務省の社會局で立案したとか云ふ、商店法案、あれは何を基礎に立案したものであらうか。立案の精神から見れば、どうやら商店使用人の保護にあるらしい。が、法案の内容を吟味すると中小商店の營業束縛法案の觀があるやうだ。この不景氣に商人が束縛されたのでは、たまつたものではあるまい。立案者はこの法規に依つて百貨店が加へてゐる重壓を緩和することが出来るものと、考へてゐるらしいが、實に御目出度い話である。重壓を緩和することが出来る点は、何に云ふのかと云ふと、それは商店法案に規定した休日制のことである。これに依ると常時百人以上の商業使用人を使用するものを大商店とするものであるが、この大商店は月三日以上の休日を使用人に與ふる事、小、中商店は月一日以上の休日を使用人に與ふべしと云ふことである。使用人に休日を三日以上與ふることになるから、百貨店乃至大商店の壓迫から開放されると云ふ考へ方や見方は、どこから割り出さるゝのか、三日以上營業を休止せしめると云ふならば此休業で多少の窟ひが中、小商店にもあると云ふなら、多少理由にもなる。使用人が交代で休養して營業を續けたらどうなる。假りに一週一日の休業を大商店なり百貨店が行ふことになつたとて、その顧客は小商店へはゆかぬであらう。たとへ多少の顧客が行つたとして、それが何の緩和になる。

この商店法は都會は勿論のこと、農村地を除き小市街地の商店へ共通に、適用されるのである。だが、商店法と云ふてもびんからきり迄ある。中、小商店と云へば九十九人迄使用人を使役

するものから自主自尊の小僧であり主人であるところの一人きりの商店も、この範圍に律せらるることになり露店商人も縁日商人も同様にこの商店法の適用を受けることを、明かに規定してゐるが、だとすれば、この街頭商人も月一回以上の休日を、強制されることになるのであるが、この連中は休日を強制しなくとも、降雨や風の日は休日であることを餘儀なくされてゐる。この街頭商人に對して商店法案に但書が見當らない、これはどうなるのか。

商店法案の休日制は少しも問題にならない。今日の實際状態から云ふて、月一回以上の休日を實行してゐないやうな商店はないであらう。雇人を使用してゐる商店では店舗を閉じないまでもこの使用人には休日を與へてゐるであらう。全くの休業、其をなし得ない商店、この小商店に對して若し商店法案の休日制なるものが營業を休止すると云ふ意義に解釋されるものであるなら、これは少しく慘酷である。が、この法案の上での休日制は、營業の休止を云ふものでなく、雇人に對する休日制であると解する。だとすると全く問題にならないのだ。

休日制は問題にならないとするも、この法案の規定で充分問題になるのは、營業禁止時刻の點である。これに依ると閉店時刻は午後九時、夏季は午後十時と規定してゐるのである。が、都會の場合には特例が設けてある。商賣繁華なる特殊の地域に對して主務大臣は、營業時刻を延長することを得、としてある。では特殊の地域と云ふのはどんな場所を指すかと云ふと、銀座なり淺草なりの盛り場を意味するのである事を記憶に置かなければならぬ。かうであつたとして禁止

時刻なるものが、一般商店にどんな影響があるかを、検討してみることである。

田舎の小市街であれば午後九時になる、一齊に閉店する、さうして賣上高に關係がないだらう。が、都市の商店はどうなる、否これが、大都市目抜の盛り場ならざる商店街はどうなる。夏季の十時、まだ宵の口であらう、これから客足を待たうとする時、法律が閉店を命じる。これで商賣にならうか。商店の生活はこれで出来るか。なるほど、内務省で考へるやうに、早く閉店することは冗費の節約になると云ふ見方、だが、冗費と経費とは實質が違ふ。

この時刻の制限は全面的に商店なるものを支配するのだ。露店商人も、縁日商人も同様に本法の適用を受けるのである。但し、これ等の街頭商人は午後十時、夏季は午後十一時と延長されてゐる。さすが社會局の立案であると大鼓を叩きたいのであるが、これを法律で定めるのであるから、やり切れないであらう、人の心は天氣次第である。涼風を趁ふて月三更、街頭にふらふらつく、露店に色とりどりの灯を見る、都會の夏を彩る風景である。これを法律が止める、これも法治國なるが爲にか。

商店法を制定しやうとする必要なことがらは、社會習慣がこれを行つてゐる。社會の習慣がこれを認容してゐることは、實際生活がこれを生みだしてゐるのである。實際生活が生みだしてゐる慣習までを無視して、法規がこれを左右しやうとすることは、法規が實際生活を無視することになる。更らにこれをロヂカルに云ふなら、實際生活に觸れない法規は社會の生活を拘束する理由を持たない、實際に行はれない法律は死文であり惡法である。商店法なぞと云ふ野暮なものはやめることやめること。

物と物との交換が原則だ

物と物とを交換すると、いかにも時代離れのした原始時代の觀があるが、時代の空氣が物と物とを交換しなければならぬことになつたとしたらこれも止むを得ないことであらう。元來が物と物との交換に貨幣といふ媒介物を便利だと考へた。さうして事實上その貨幣が物と物との取引に便利であるから幾世紀かの間この便利な貨幣に厄介をかけてきたのだ。が、この貨幣の融通力が何等かの理由で、一方に偏在してしまつて、思ふやうには交換の役目を全うすることが、できなくなつた場合それがたとへどんなに不便であつても、また、非科學的なものであつても、物と物との交換といふ原始時代に逆戻りする外に手段はないことになるわけである。

農村の救済問題に關聯してこの物と物との交換に相似たことがらが、政府と地方廳との間に、どう取扱つて良いかと云ふことが問題になつてゐるやうだ。個人相互のことなら解決は至極かんたんにつくことであるが、御役所の杓子定規では解決に手間取ることも、無理もないことであらう。事の内容を云へば斯うである。救済に充當する土木事業費の地方負擔費に對し、貧弱なる町村に於いてはとてこの負擔に堪へない。だから勞力並びに材料を現品に依つて提供するからこ

れを時價に換算して呉れと云ふのである。勞力は剩つてゐて材料は山ほど積んでゐる町村では、金廻りの悪いこの頃のことである。かう出るのも仕方のないことである。政府でもこれを容認する外はないやうだ。

さき頃のことであつた。沖繩縣のある地方で各自の所有する物はあり餘る程ある、お互ひに欲しい物もあり供給したい物もある。が、これを媒介して呉れる所の金が無い、そこで考へ付いたことは、御手製の金券であつた。これを發行して貨幣の代役を勤めさせた、物と物との交換よりも便利であつたわけである。これと同一のことは矢張り時を同じふして小笠原島の一地方にも實行されてをつた。勿論、違法であるから忽ち禁じられたやうである。若しこうしたお互ひの手持品で困つてゐる者同志で物と物との交換をやつたら、少しは急場を凌ぐ足しにもならうと云ふものであらう。

物と物とを交換せねばならない状態になつたからと云ふて、これは貨幣制度が悪いといふのではない。だが、今日の場合無論不便ではあるが忍んで物々交換をやるとなれば樂になることは間違ひがなからう。貨幣を中心に物と物とに關心を持つから始末におへぬことにもなるのだ。さりとて貨幣を離れて今日の經濟生活はなり立たないことになることを、どうすることもできないであらう。だが、今日の貨幣制度にしたところで、完全無缺と云ふこともできなからう。この制度の建て直しを提唱してゐる學者達も居る。なんでも好い、人間の生活にピッタリ合ふ様な制度で

あつて欲しい。

英國の經濟會議と關稅政策の新生面

目下開會中の英帝國經濟會議では、全英國を主體とする經濟問題、或ひは國際經濟を中心とする經濟問題等に關して討議を行つてゐる。これ等の問題の中で、同會議に於て議決されたものゝ内、國際的もまた日本自らが無關心であつてはならない、經濟關係のものゝあることを記憶せねばならぬ。それは何にかと云ふと、英國がその關稅政策に一新生面を開かうとしてゐることであらねばならない。

英國の關稅政策がアダム、スミスの傳統を破つて、保護主義になつたなぞと今更野暮なことを云ふものもあるまいが、今回、經濟會議に於いて議決されたことは、英本國とその植民地即ち全英國に於ける關稅に關しては、特殊な取扱ひをなさうとするのである。今日の關稅政策では英國にとつて面白くないから、國際貿易の上に英帝國の立場をせめて領土内だけにでも、これを確保しやうと企圖するところのものである。實際的の具體案はまだ知ることが出来ないが、これが實現したとなつて國際的に影響しないである道理がない。

まさか、この經濟會議の問題が早速に效果的になつたといふ譯でもあるまいが、にはかに印度政府は、日本の綿布類に對して従價五割の關稅引き上げを實施することになつたやうである。紡

積業者が狼狽するのも無理のないことであるが、印度に於ける日本の輸出綿布類の競争相手はと云へば英本國である事を思つて英國の貿易政策なり關稅政策が、斷然新生面を開きつゝあることを、看取することが出来るやうにも思はるゝ。

極端なる關稅政策の遂行、これに依つて經濟モンロー主義を企てやうとする國際的情勢は、一日と濃厚になつてきた。世界戦争後に於ける戦後經營が、これに重點をおかねばならないことになつたのも、大なる原因であらうが、また、世界的不景氣が一層この情勢を激化したやうでもある。これ等の動因がそのいづれにあるにせよ、關稅政策が今既に關稅戦争の域に突入してゐることは争はれない。さうして、この經濟モンロー主義に依つて最も手傷を負ふところの國は、生産國であり輸出國である。

濱口内閣當時のことである、閣議の席上で故井上蔵相は、各國の關稅障壁がだん／＼上つて行くのは、國際平和の道ではないから、日本から國際聯盟會議に對し、關稅政策緩和の提案をやらうではないかと、進言したことがある。之は問題が大きいだけに實現する段取り迄にはゆかなかつたが、濱口首相も心は動いたやうだと傳へられてゐる。早晩何れかの國に依つて國際會議に提案されるところのものであらう。たゞ時期の問題に過ぎない。英帝國の關稅政策が茲迄新生面を展開してきたといふことは、國際貿易の上に大なる衝擊を與ふるものである。

問題 を 語る

財政の手腕は技術だ

財政家の財政手腕といふものは、純然たる一種の技術だ、一國の財政家を以つて自任してゐる、偉い方を、エンヂニア扱ひしたとあつては、實に恐れ入る次第だが、事實上、財政的の手腕と技術家の技能とは似たり寄つたり、變つた所は無い筈である。無理のないやうに組立てる事において共通點が見出せる、ドイツの財政學者は、財政家の手腕を鳥屋の主人に譬へてゐる。共に悲鳴をあげさせずに、むしり取る處に共通點があると。

明年度の總豫算は二拾二億三千萬圓といふ尠大なる豫算が編成された。世間では破局的の大豫算であると、開いた口がふさがらずに、びつくり仰天してゐる、非難の聲をあげてみた所で、非常時日本の現状として止むを得ないと泣き寝入りの有様だ。だが、この尠大な破局的の豫算を鵜呑みに呑みこんだ、高橋蔵相の胃袋も大きい、これを地下の濱口前首相が聞いたたら、亡國的財政計畫であると、深甚なる憂慮をなすことであらう。拾六億有餘の歳出ですら、日本の前途を危くするものであると憂慮したばかりに、東京驛頭に仆れた濱口さんも、これでは死に切れぬかも知

れない。

一拾二億三千萬圓の豫算に對して見ると、本年度より七億三千萬圓の新規事業が見積られた譯である。この財源を高橋藏相は何處に求めたかといふと、一切合財公債募集に依るといふのである。ソコで明年度の公債募集額はなにかで、約拾億七千萬圓に達することである。これで完全に歴代内閣の踏襲してきた公債募集阻止策は破壊されたことになる、浮かばれぬ話である。

この豫算編成に際して、赤字をどう補填するかに就いては充分に議論はあつたやうである。軍部側でも一部は増税に據る可しといふ意見もあつたやうだ。だが、大藏當局の見所では、増税はその時期でないといふことにあつたらしい。結局、政府の一致した赤字補填策は、公債募集といふことになつたのである。この點に關して、過般三土鐵相が工業クラブに於いてこの邊のイキサツを演説したやうだ。この公債によるべしといふ意見と、増税に俟つべしといふ主張に於いて、面白いのは双方の根據である。

軍部側の増税説に、赤字を補填するため一部を増税の財源に據ることは、英米の實例に徴するも、當然であると云ふのであるに反して、大藏當局は増税に依る英米の失敗に顧みて、公債募集で補填せねばならぬと主張したことである。この邊の主張の相違は直接に影響を受ける一般の側に於いても、立場に依つて見解が異なるのも、仕方がないことであらう。だが、何れにしてもこの破局的な大豫算に對しては、脅威を感じてゐることに、ちがふ所はなささうだ。無論、この

數字は明年度だけで終るものでないとすれば、世間が問題にするのは、當り前である。

かくの如く膨脹した豫算面を、公債の一點張りで辻褄を合はさうとする、高橋藏相の財政的技術はどんなものか。

かけ聲ばかりの整理

豫算案に對する非難の聲が高いので、政府もこの非難を緩和するためか、内閣に財政委員會を新設して財政と税制の根本改革を圖ることにするさうだ。八方美人式に、各省から提出された豫算の要求を悉く呑み込んだ太ッ腹の高橋さんのところである。こんどは民間の非難に對し、なんとか御氣味をとり結ぶ段取りから委員會の新設計畫ときた。かやうに見るむきのあるのも、まん更のヒガミでもあるまい。

政府の絞りだした財政委員會なるもの、目的は、どこにあるのかといふと、財政と税制の改革であつて、この委員會の主眼點となるのは議論倒れにならぬやうに委員も閣僚中の五六名を擧げて調査せしめ、實現を第一義的にするといふのである。財政の整理も税制の改革も決して悪いことではないが、これまで歴代内閣の内では、整理改革を政策の一ツにあげないものはないと同時に、また、これを實現したのものもなささうである。現に、今の政府にした所で、貧乏な財政状態を直視しながらも、八億に近い歳出増加を計畫し、しかも他を顧みて財政整理の急を説く、奇妙

な表裏である。

この度の財政税制改革の強調を聞くに就いて、變に考へらるゝ事は、政府が行政整理とも一ツ國防の點を置き忘れてゐることである。それはどうした筋合のものか、財政の改革整理に附随するものは行政整理であり軍備の問題である。だから、どの内閣でもこの整理を政策の内に數ゆる時になると必然的にこれ等の整理も顔を並べる。が、この度はこれ等のものは、影を潜めて一言半句も言及されない、これが可笑しいのだ。

尤も政府の財政委員會の設置に對し、説明されてゐる所によると、行政整理に關しては歴代の内閣が企圖したが、實現が至難であり、また、實現したところで効果が薄いから、これを止めるといふてゐるには相違ないが、行政整理なりその他の重要機關の整理改革を放棄して、財政の整理なり改革が實現し得ると考へることに認識の不足がある。屁理屈を抜きにして、財政委員會が新設されたとして一體どうなる。手ツ取り早く云へば、この内閣の壽命のある間だけの委員會といふことに歸着してしまひさうだ。

どの内閣でも前内閣の施設を後生大事に守つて呉れるなら問題はない。だが、出來た内閣は前の施設を片ツ端しから打ち壊さなければ納らない、大抵の場合は左様であるらしい。これはさうあるのが當然のことで、前内閣の施設をどれもこれも踏襲して濟まされたのでは内閣の變つたことに意義がなくなる。だから、打ち壊されることゝ、ぶち壊しをやることに、内閣更迭の生命

があるのだ。だとすればこの内閣の壽命はいつまで保つか、財政委員會の効果はどうなると云ふやうな論法になる。

財政の改革、税制の整理といふことは、時節がら、必要なことである。これを實現化しやうと心がけるなら、モット、堅實味のある機關を設置せねばだめだ。國民の御氣嫌を取るためなら、止めた方が良さうである。

非常時とは何か

我が國の現状は非常時であると云はれてゐるが、一體何が非常時なのか、非常時といふ現象はどこに存在するのか、非常時といふ言葉でたいのことは鶺鴒呑みに、消化されてゐるやうであるが、これは甚だ危険のことである。非常時といふ現象をハッキリ明確に、一般に認識させて置く方が危険がなくてすむ、すむならこれ程結構なことではない。

非常時と稱される現象を握るとすれば、國の内外にわたかまる問題から洗つて見なければならぬ。國際問題の方面から見ると、滿洲國を對象としての國際聯盟會議である。これに關聯して重大性をもつものは、對支の關係である。この二つのものは直接的のものであつて、これ以外に考慮される處の國際問題があるとすれば、これは間接的のものであるに過ぎない。

次ぎに國の内に就いて觀るに今日の場合、内政問題として重大性を持つ所のものは、農村の救

濟問題がその一つである。續いて財界の悲況對策に關することが、その二つである、次ぎに擧げらるゝ問題は思想問題である。これ以外に國內問題として非常時日本の冠稱を作る問題は、まづ他に見當らないやうである。

國際問題として最も惡性的の分子を含むものは對支關係の前途であらう。更に、内政問題として農村救済に關するものは、匡救策の實現化によつて、一段落着いた姿である。また、財界の悲況對應策に就いては、政府のインフレーション政策は目下の所遂行の途上にあり、この成り行きに期待しつゝ少し落着いてゐるやうに見受けらるゝ。が、思想の方面のみは、内政問題としては惡性的のものであることを肯定されるであらう。

思想關係に於いても、左傾思想の行動は今の所直接に危險味に乏しいやうであるが、右傾思想の直接行動は、恐怖時代を現出してゐる状態であつて、惡性危險これより甚だしいものはないであらう。思想關係の危害は、右傾も、左傾も、共に同斷であるに相違ないが、理論的に立場を固めやうとする左傾思想よりも、理屈拔きの直接行動に訴へやうとする右傾思想の害毒は、野に虎を放つより危險である。

非常時なるものゝ對象を捉へて見ると、以上のやうな現象をあげ得るのである。これ等非常時の全貌を仔細に解剖してみると右に説いたやうな次第であつて、國の浮沈をかけて對さねばならぬやうな非常時と非常時の性質が異なるやうである。だが、これ等の現象以外に、間接的に存在

する現象が、やがて直接的現象となり、眞の非常時日本を作りあげることが、實存するかも知れない。が、それは今日の非常時としての現象ではあり得ない。

何れにしても非常時といふ聲に於いて、危險信號が高く掲げられてゐるに拘らず、國民の關心は、冷々澁々としてゐるやうに見受けらるゝが、この國民の無關心であること、それて自體が非常時といふことになりはしなからうか。

軍部はなぜ強いのか

軍部は何故に強いのか、非常時日本の時局に直面してゐるためか、それもさうであらう。だが、それを以て軍部の強腰の總てのものであると解するなら、それは皮相の見解である。軍部の鼻息の荒くなつた理由は、時局が非常時であるといふ平面解釋以外に、何ものかそこに潜在してゐるものゝあることを汲み取らねばならぬ。

時局が時局だから、軍部が頭をあげたの、腰が強いのと今更らしく愚痴を溢す不心得者があつたり、感心したりする徒輩があるから、鳴りを鎮めてゐた軍部の潜在意識も、勢ひ頭をあげるやうなことになるのだと、軍部のために御提燈を持つものがれば、さだめし、軍部側の御氣嫌類なゝめなりであらう。が、この頃の軍部の強腰がどうしたことに原因するのか、こんなことを詮索するのも、世相檢討の一つでもあらう。

歴史的に軍部と政治の関係を考へて見る。日本の政治は建國二千六百年以來、武人がその衝に當つてゐた。だから政治家といふ特殊な職業は明治維新まではなかつたことになる。武人であり政治家であつた者は歴史上には數の多いことであらうが、純然たる政治家によつて國政を左右したといふことは、明治以後のことである。明治以前には、政治家なるものゝ存在を許さなかつた。専門的の政治家なるものゝ出たのは、明治維新の特産物であつたといふことも、でき得るであらう。こうした斷案を歴史的にくだすことは、大膽に相違ないが、かやうに觀察することもできるであらう。

其處で明治の後半期から大正昭和の今日まで、専門政治家のすること爲すことが、武人階級に潜在する支配意識とでもいふ奴であらう。不満の種となつてくる政治家の財政整理と軍備縮少などといふことは、軍部の好ましからざるものゝ一つである。直接に軍部の豫算でも削減しやうものなら、不平は忽ちに爆發するであらう。明治拾一年に起きた所謂、竹橋騒動なるものが、この實例の一つである。時の大藏當局は陸軍の豫算八百萬圓の内、百萬圓を削減したことが、事件の原因である。大隈參議の首のとばなかつたのは、奇蹟視された位である。犬養首相の死も、かうした犠牲の一つであるかも知れない。

職業政治家の政治振りに對して、不満を抱く者は、獨り軍部のみではなからふ。心ある者はこの頃の政黨政治の弊、詮すれば職業政治家の醜くさに對して、とうの昔に愛想をつかしてゐるの

だ。軍部の腰の強いのは非常時日本の時局に直面してゐるからだと考へる前に、かうした世間の有様に、軍部がどう動いてゐるかを想到するのが良さうだ。

日本の現在に、ファツシヨ政治が、より好き政治であると思念する者があるなら、そのファツシヨ政治なる名稱に於いて、武士政治を行はんとするものである。さうして、その武士政治は過去の武士政治の復活を意味するものであらう。こんな潜在意識が頭をあげてゐるやうにも思はれるのだ。

民政黨の新平價解禁

世は強力内閣の下に在る、民政黨にしても政友會にしても、政府の與黨であるが如くにして在野黨であり、在野黨であるが如く見えて、その實は政府黨である。だから責任のあるやうな、無責任のやうな、妙な立場にゐることになる。従つて兩黨共に、どんな政策を高調しやうと、實現の點に至つては全く責任を持たない。こんな時に、勝手な熱は吹けるだけ吹くに限ると考へてか、民政黨では新平價解禁を決定したり、これを修正してみたり、ゴタ／＼こね廻してゐるやうだ。民政黨の經濟部特別委員會で、先般、新經濟政策の重要なものとして、新平價解禁を決定したことは、世間の知る處である。が、この解禁策を政務調査總會にかけたら、異論百出の有様で、更にこの案を研究して論議をかさねやうと云ふことで、もの別れになつたのである。それではど

んな點が新平價解禁に對し議論の種を播いたかと云ふに、反對論者は新平價解禁よりも貨幣制度の根本に研究を重ね通貨膨脹を防止することにしてはどうかと云ふのである。これに對して、新平價解禁論者は、米佛は金本位制に復歸しやうとしてゐる、我が國だけが特殊な貨幣制度といふことは不可である。平價の切下に依つて解禁し、世界經濟の水平に立ち戻らねばならないと主張してゐるのだ。

貨幣制度の改革と云ふことも最近頻りに論議されてゐる所の物である。先日の外國電報に依ると、世界の不況を除く方策として金銀貨幣制度の建前を變へねば、これを實現する事は出来ぬであらうとだれかが主張してゐたやうである。昨年、英國政府が金輸出禁止をやつた當時の聲明もこれに依つて効果を認めることが出来ねば、貨幣制度の上に一大改革を加ふる決心を有するものであると云ふたが、金本位制が圓滑にゆかぬ以上、他の制度を採用することも悪くはなからう。だが、圓滑にゆけば、これに越したことはあるまい。

此處で問題にして見たいのは、民政黨内に於ける新平價解禁の賛否論者の顔振れである。新聞の報ずる所によると反對するものに、加藤政之助氏があり八木逸郎氏があり西村丹次郎氏がある。また賛成する側には、小川郷太郎博士があり中島彌圓次氏がある。これ等の人々の色別によつて卒直に考へらるゝことは新舊思想の衝突といふと變でもあるが、なんとなく其様に取れるのである。金一匁が十匁に通用するなんて、ソナナ莫迦々々しいことがあるかと、舊い思想はこうも見るで

あらう。どうせ貨幣制度なぞといふものは便宜上決めたものである。都合の良いやうにすることが主眼であると、新しい思想はいふであらう。

だが、斷つておく、この新平價解禁といふ民政黨の經濟政策は、たとへ、今後民政黨に政権がとび込んで來ても、實行するこいふのではないさうだ。たゞ、一般に目標を示して安心を與へるに止まると、實に正直な告白である。

半官半民事業の色別

歴史は繰り返すと云はれるが、ほんとうにその通りである。電力事業の、半官半民計畫が又おきてゐる。再三のことであるから、この度もものになるかどうかは疑問である。だが、この事業こそ、官營國有にすることが今の所至難であるなら、せめて、半官半民の事業會社に現實化して多年の問題をかたづけた方が、國家のために利益であり、延ては當業者も大いに肩の重荷が下りると云ふものであらう。

半官半民事業と云ふと、何んもなく世間から誤解を受け易いやうである。これは無理のないことで、過去に於けるこうした計畫が生んだ罪のための誤解であるであらう。しかし、高處から見て、民營事業を國有なり、半官半民の經營事業にすることが、有利であると目安がついたら、獨り電力事業のみではない。重要産業の悉くをこうすることは、資本主義經濟にとかく疑問のある

今日、これが至當なのである。

同じ半官半民事業の形態を取るにしても、今日、完全に官營事業である所の電話事業を、民間に拂ひ下げて、又政府が之に割込んだ上、半官半民事業にすることは、これは決して好ましいものではない。この計畫も電力事業の半官半民計畫と同様に、屢々頭を擡げた所のものであるが、實現しないことは、國家のため喜ぶべきことであるかも知れないのだ。だが、電力事業の半官半民計畫は電信電話事業のそれとは、全く立場を異にするものである。

電力事業が事業の本質上、官營であることが本格的であるとか、また、電信電話事業が事業の性質が、民營であることを有利とするなどと云ふやうな、野暮な學究的せんさくは止めて、近代産業の歸向なり、國家の産業に對する意識動向といふやうな、一點から論及しても、官營である所の事業を、民營化することは時代精神に逆行してゆくものである。この觀點から推理しても、電力事業經營を官營化するといふことは、近代企業の大道を行くものである。資本主義經濟から國家統制經濟への路、これを近代企業の潮流とも見ることが出来るであらう。

これを滿洲國の現實に依つて認める事ができるやうである。滿洲國は今、資本の流入を待つことは人の知る所である。だが資本の流入は期待するが、資本主義經濟の移植は欲して居らない。この端的な言葉ではもの足りなく説明に缺く點が多いのは勿論であるが、とにかく、時代は資本主義經濟の産業から離れて、國家統制經濟の路を踏んでゐることだけは知るに充分であらう。

電力事業の半官半民計畫に對して、從來の經過を一瞥するに、いつでも政黨内閣の常として、前内閣の計畫は後繼内閣の氣に入らない。これを繰り返しつゝ今日に及んでゐるのである。だから、もう安産しても良さうな時分である。幸ひに、政府も政民兩黨の支援の下にある時期である。この機會を逸しては、また、どうなることやら。

厄介な米穀の統制

兎角世の中は、一方を立てれば一方は立たなくなる物である。だからと云ふて、放つて置けば兩方共に倒れてしまう。米穀法の改正案には種々な立場で、反對の聲をあげてゐる。當業者の全國的糾合、米價の公定や政府の統制を實施したのでは、米屋が飯の喰上げになると云ふのだ。米屋の飯の種を取りあげるなど罪のやうだが、これも生産者と消費者の利益のためなら致し方もないことになる。

元來、米穀法改正の重點は生産者のために、別の言葉で云へば、農村救済のために考究された所のものである。米價の低落に依る農家の窮乏、これを救ふためには生産費以上の米價を維持することが、急務であると云ふ建前に立脚したのがこの米穀法である。さうして實施した米穀法の缺陷や無效果的の點を、更に效果的に運用しやうと企圖したものが今回の改正案である。だから米穀法の立法精神から見ても、生産者側の利益を主眼に打算されたものであることは、餘りにも

明白なことである。

統制の名目に於て、政府が直接若くは間接に、事業經營に絶対権を占めるのは、理窟から云へば、これほど合理的のことではないのだ。が、實際から見れば、政府の事業經營と云ふ奴は効果の薄いものでもあり、危険のものでもある。國庫が苦しくなると早速これから搾取し様と企てる。歳入増加の源になつてしまふのでは國民がたまらない。

鹽の專賣はどうだ。二十八九年も前に、戦時の非常税として官營にしたものが、恒久税となつて未だに、そのまゝである。この鹽專賣に依つて國庫の收入が幾ら計上されてゐるかは知らないが、課税物件として不適當なこの鹽專賣が、三十年間も繼續されてゐるのである。臨時税が永久税に形を變へた、好適例をこゝに發見することができる。米穀の官營などを實行されたらこの鹽專賣同様になりはしなからうか。米鹽と云ふ位であるから、こうなることに十二分の可能性を持つてゐる。

米專賣と云ふことになつて、さうして財源の一に數へられたなら、生産者には大した事はないまでも、消費者に取つてこれほど危険なことはない。高い米を常に喰はばならない。現状の事情からすれば、思惑相場や中間機關のために、非常に高い米を需要することも在る。が、これと同様に、案外に安い米が供給されることもあるのだ。生産費を割るやうな現在の米價、これなどは自然市價の悪い點と云へば云へるが、高いこともあれば安いこともある。これでプラスマイナス

と云ふものである。

だからと云ふて、米穀の專賣や統制が悪いと決定づけるのではない。刃物のあることが危険といふことにはならない。これを使用する者の心の動きに、危険が伴ふのだ。政府に統制の絶対力を持たすと總てのものに、この感じがあるであらう。

爲替安と政府の取締り

爲替相場が二十ドルの關門を破らうとした。さすがに政府も拱手傍觀といふ呑氣な立場にも居れなくなり、思惑賣買を取締ることに決した。薬はてき面に効果があつた。これで效能がなければ断然、爲替管理に出づると聲明してをる。だが、これで爲替相場の維持ができるかどうか、傳家の寶刀の鯉口を切つた位で、對外爲替の相場が左右できるなら、苦勞がない筈である。

爲替がなぜ安いのか、この原因を見きはめて置かないと認識不足といふ奴になる。政府の通貨膨脹政策、赤字財政の不安、國際聯盟の再開、輸入貿易期の接近等が爲替安の直接原因だと教へてゐる。だから政府が人爲的の對策を施して見た所で、自然に爲替の回復を待つより外に、方法がないであらうと、世間では取沙汰してゐる。

高橋藏相に شدところで、自然の勢に反抗する人爲策は餘り好んでゐないやうである。藏相の抱負としては、爲替安の對策として、出来ることなら爲替平衡資金でも用意して見たいと一應は

かんがへて見たやうである。それには、少くも十數億の金が必要になつて来る。これでは手も足も出ない。達磨さんに手足があるものかでは、しやれにもならないが、理想的方法は爲替平衡資金が効果がある。とかく、理想的といふものに現実味のあるものがない。

十數億といへば日本の世帯から見ても、何んでも無いやうに考へる向もあるやうだ。さき頃のことである。某陸軍大臣が大蔵當局は日本に金が無い、金が無いと弱音を吐くが政府の郵便貯金だけでも二十數億あるではないかと云ふて、魂消さしたといふ實話がある位だから、爲替平衡資金の十數億位は、なんとかかなりさうなぐらゐに思ふ者もあるやうだ。大蔵省でもこの點を考慮して年産金額を三千萬圓買入れて平衡資金の用意をしたらどうかと計算して見たところ、十年の五億圓、二十年の十億圓、二十五年の十五億圓これまで爲替安が続いたら、日本がどうなる？ 此妙案も立消えになつたとか、これは嘘かも知れない。

理想的方法と謂へば、爲替平衡資金を用意するなぞと云ふ、出来ない相談をもちかけるより、一層のことと思ひ切つて、金の輸出再解禁と出たらどんなものか、これをやれば爲替相場が世界の水平に上ることだけは、請合だ、高橋さんも老後の思出に、この理想案をやつていたらどうであらう。が、今は未だその時期でないと云ふであらうが、それではその時期は何時頃かと訊ねたくなる。再解禁の準備も用意も心がけないものに、都合の良い時期なぞ、天からも地からも、降りも湧きもしない。

とにかく、爲替安の空巢を覗つて思惑賣買などで儲けやうとするなぞ首縊りの足を引張るやうなものだ。これに對して、傳家の寶刀を振り廻はすことも好い事である。一層のこと思惑なぞ出来ぬやうに政府で管理してしまふ方がなほ安全であらう。

奢侈を奨励するのか

政府では海外から輸入する贅澤品に對する、奢侈關稅を廢止することに決定したさうである。さうしてその理由なるものが甚だ單純である。爲替相場の關係で、奢侈關稅を廢止してもその目的を達することができると云ふのだが、この廢止の理由に向つて抗議があるのである。政府は奢侈を奨励する考へであるかといふことの抗議である。

爲替相場の惨落は、これを低落せしめる原因があるから、今日の状態になつたことは云ふまでもない。若し、この原因が除去されれば、必然的に追々回復すべきものであらう。自然に回復する時期を待つまでもなく、回復するやうな時期を作ること出来るだけ努力することが、政府の仕事であり國民のつとめでもあらねばならない。爲替の問題に關しては、高橋藏相自からも追々回復するであらうことを力説してゐる位であるから、政府もこの點に對し、不斷の努力を惜んでゐないことを信じてたい。

さてそこで、爲替が徐々に回復し、ある程度まで相場が回復した場合にその影響は輸入品にと

う關係するか。當然に來るものは輸入の促進である。今日の奢侈關稅の稅率を見ると、贅澤品の部類に入るものは從價稅十割と云ふ、禁止稅に近いものである。奢侈品に對しこの防壓的關稅を課したのは、濱口内閣當時のことで、時の政策が緊縮一本槍の時代であつたから、この障壁を設けたのも主義政策の上から、當然の路であつたであらう。

防壓的に奢侈關稅を設けて贅澤品の輸入を阻止することは緊縮政策を高調するものであらうがあるまいが、いかなる場合に於いても、かくすることが關稅政策の本格的のものである。濱口内閣の設けた奢侈關稅の障壁は公式通りにこれを實行したものに過ぎないのだ。

爲替相場の關係から奢侈關稅を廢止するに足りる理由が果して、生れたとするなら、總べての輸入品にもこの理由は生じて居らねばならぬ筈である。等しき理由の下に在り乍ら非贅澤品の關稅は廢止輕減せぬが奢侈品のみはこれを廢止するといふ。特別の理由はどこに存在するのか、この點が腑に落ちぬ。

尤も政府の關稅改正は單に奢侈關稅の廢止のみではないのである。ニツケル、アルミニウム等の輸入關稅を廢止することにはしてゐるが、これは今日の場合、廢止することが好いとか悪いとかの問題の起る性質のものではないのである。これ等の重要品と贅澤奢侈品とを、同一に取扱ふ根據はどこにあるのか、不幸にしてその理由を發見するに苦しむ。

引續く不景氣に、國民生活も壓迫されてゐるから、少し位は景氣好く積極的に奢侈に走れ、贅

澤に流れよとの老婆心からの、奢侈關稅廢止といふことであれば、この抗議は自から解消するであらう。

私有權拘束の非難

傍から見ればどうにでも理窟もつかうと云ふものだが、理窟ばかりでは世の中に適用せぬことも多々ある。電力外債買入問題に關聯して、強制買上げは私有權の拘束であると云ふ非難等も、要するに傍で眺めるものゝ小理窟にすぎないであらう。政府が資本逃防法の第三條を適用して、強制買入れ手段に訴へるのは、電力事業を救済するために、私有權を拘束する暴舉に出るもので甚だけしからんと云ふことに歸するのだ。

一應は尤もの非難であるがこの理窟は議論として論據が薄弱である。なるほど、私有權を尊重し、これを確認擁護することも國家當然の義務であることに相違ないのである。従つて國家の權威を以つてするも、濫りに私有權を壓迫拘束することの不法は、敢へて爲してはならない。が、絶對的に近いこの國家の義務も、時と場合に依つては、國家の權利として私有權の拘束をなすことも、止むを得ない場合が生ずるであらう。云ふまでもなく今日の場合は非常時である。この時期に直面しながら、普通時のみ適用し得る所の規定を以つて、これを律しやうとするのは、議論の出發點を誤つてゐるものである。

國家の大局から見ても、周圍の事情を打算するも、電力事業を救済するために、資本逃防法を適用し電力事業の有してゐる外債との關係を處理することが、この際最も必要なことであるとは多數の認めるところである。政府に於いてもこの點に共鳴すると共に、理論的に外債のために苦しむものは獨り電力事業のみではない。東京市の外債その他に於いても同様の立場にあるものに對しても、救済の路を講ずるのが合理的であるから、合せて、これ等も電力事業と同一になさねばならぬと云ふ主張があるやうである。これは至極尤もな議論であるであらう。

更につきつめて問題になる點があるとすればこの際、電力事業を救済する必要が、國家の大局に於いてもまた、周圍の事情に於いても存在するかどうかと云ふことにある。この問題を検討することが、今日の電力外債買入問題を肯定する上に於いて、極めて重要なものがあるであらう。若し、救済の必要が總べてに具備するなら、單に強制買ひ上げに依る救済手段とのみ云はず、他に適切なる施設方法が存在する限り、その方法施設をも講ずることが、是認されなければならぬのである。

電力事業の有する外貨債總額は十五億圓といはれてゐる。この對外負債の支拂利子は、五大電力會社のみ就いて見ても、平價計算に依る時は年額千八百萬圓で、この頃の利拂ひ差損は二千萬圓に上ると稱さるのである。これ等の爲替關係を切り離して見るも電力事業界が受難時代に直面しながら、今日の場合に遭遇したのであるから、窮境の程度は察するに難くないであらう。

従つて若しこのまゝにして救済の手段に無關心であつた時、業界の前途はどうなるか。さうして他に及ぼす影響はどうであらうか、これ等を考慮すれば、電力事業救済の理由は、頗る鮮明であらねばならぬ。外債の強制買ひ上げが私有權を拘束するといふが如きは、全く問題にならないやうである。

景氣は立ち直つたか

年末になつて財界の人氣が馬鹿々々しく好轉したやうである。兜町では四年以來の高値が出たと騒ぎ廻つてゐる。金屬物では鐵から銅、鉛の端に至るまで近來にない暴騰振りである。これに連れて各種の物價が素晴らしい勢で高値を辿つてゐる。景氣が立ち直つた様にも見えるが、さて眞實に景氣が直つたのか。

この頃の景氣を見て、ほんとに世間の景氣が好轉したものと、考へるものがあるれば、それは皮相の見方である。物價が高くなつたと云ふことだけでは、景氣來の證明にもならなければ、景氣好轉の理由にもならないわけである。凶作と飢饉の點には一般の物價が騰貴するのは、必然性のものであると同時に、この頃の物價騰貴もちやうど饑饉年のやうなものであるであらう。國防改善とかで直接軍需品の需要が喚起された。が、市場には過剰品といふものは大體に整理されて、一段落ついた後であり、物の無いところへ需要が起れば、益々物が不足する、不足すれば物價が

高くなる。これが飢饉年に當て依る理論になるやうだ。だからこの頃の景氣は物が高いからと云ふなら飢饉年と同様の景氣來であるといふことになる。

物價の騰貴した原因は、軍需品の需要に刺戟されたことばかりではもち論ないのである。爲替安から來た輸入品の暴騰、海外品の騰貴に依る内地品の高値、それよりも通貨膨脹に依る貨幣價値の下落、貨幣價値の下落に伴ふ物價の騰貴、これが何よりも最近の物價騰貴の原因を作つてゐるのであらう。が、こゝで靜觀せねばならないことは、通貨の膨脹から生じた物價の騰貴に對して、世間でこの現象に對し景氣が好化したから、物價が高くなつたと解する者があるであらうか。對外爲替が安くなつて輸入品がべらぼうに高くなり、内地品も之に伴ふて高くなつたからとて好景氣が來たと世間が考へるであらうか。

通貨を膨脹せしめることも對外爲替が馬鹿安に落ちたことも、その國の實質が悪くなつたからであると解され、インフレーション政策でなければ仕様がなないと見切りをつけたあげくである以上、さうしてその結果、物價が高くなつたからと云ふて、好景氣來だと額を叩いて喜び廻るめくら減法もあるまい。だから、さすがに世間はこの現象だけには好景氣だの景氣好轉だのとは云はなかつた。

七、八億の赤字財政をたて救匡案だの失業救済だの、さて國防改善だのと云ふことになつてから、この頃景氣來が世間を騒がすやうになつた。巨額の公債を發行して借金を擔ふて來た奴が、

ベツパと金を拂ふから景氣もよさ相に見える。だが、それが眞實の景氣來であらうか、借金して景氣よく費つた金の、その次ぎに來るものを恐れる、ほんとの景氣好轉の先に來るものは勞働力の需要である。これで地固めされた景氣でなければ正しい景氣立ち直りではない。この頃の景氣來にはこれが見當らないのだ。

國際運動の流行

種々となにかにつけて國際運動が流行するやうである。人類の平和のために起すものもあれば自己打算の手前勝手運動もある。好い運動も悪い運動も一應は國際信義のために、御つき合ひせねばならぬ場合もあるであらうが、世界平和のため人類の共同平和のために、好い運動なら進んで参加することが、文明國の義務であらう。

この頃フランスの各種輸出工業者が組織してゐる輸出産業聯合會から日本の輸出織物組合聯合會に對し、關稅引下運動に協力を求めて來たやうである。我織物組合聯合會でも大に共鳴して適當な方策を講ずることに決めたとのことであるが、これ等は關稅障壁にブツかつて身動きのつかぬ同志が、同病相憐れむもの、切實なる要求を、國際運動によつて解決しやうとするものに外ならない。

關稅障壁を全く撤廢するといふことそれ自體は無理なことであるにしても、現行課稅率を引下

けることは必要なことである。これは筆者年來の主張であつて、この關稅輕減に對しては各方面に於いても強調されてゐるやうであるが、これなどは何んとか實現せねばならぬものゝ一つであらう。

關稅に依つて受ける利益は何んであるかと云へば、内地の産業を保護し、國家産業の獨立を企圖する。さうして次ぎに来るものは、國庫の歳入を得ることザツトこんなところである。こうした利益に據つて保護を受けねば立ちゆかぬ國家もあるであらう。日本にしてもこうした關稅保護に俟たねばならぬ過去もあつたであらう。だが、現在こうした保護の必要があるか、どうか、強いてあるとすれば、他國の關稅障壁に對抗するための、關稅障壁たるに過ぎないであらう。

關稅の輕減で直接に蒙る影響は、國庫收入の減少である。これが何より恐しいであらうが、これも考へやうでこの輕減を他に補填し得る路もたくさんあるやうである。良い品物を安く買へるやうにすることが、國民生活を改善する唯一の手段である。一部分の國內産業とその製造業者を保護するために、多數國民の生活を無視することは、愚劣なことである。關稅は一種の消費稅である。消費稅を國家が國民の頭に課するのは、蝸が己れの手足を喰へて満足してゐると、同一ではなからうか。

何時までも自給自足を標榜してゐる時代でもなさうだ。日本の産業は海外市場へ行くより他に方法は無いであらう。この場合邪魔になるのは海外の關稅障壁である。この障壁を邪魔にする

なら、自らの關稅障壁を撤廢する外はあるまい。フランスの輸出組合聯合會が切實に感じたのはこの障壁である。尤も千萬のことである。これ等は國際運動を起して速かに撤廢するなり輕減するなりした方が、御互の爲めである。但しこれは幼稚な産業國にはむづかしい相談ではあらうが。

強制買上げと反對理由

電力會社が百圓臺の安値で電力外債を買ひたい希望を持つたりなどするから、外債の暴落を誘致したのであると憤慨する者には保險會社やその他外債所有者がある。百圓臺の値段でなんとか問題を解消したいと希望しなくとも時が時なら高くもなれば安くもなる。問題の根源を洗つて見れば解ることであらうが、外債の暴落した原因は何も電力會社が安い値段で外債を踏み倒さうとしたからではあるまい。

焦眉の急を告げてゐる電力外債問題に對して、政府は資本逃避防止法の立前から強制買上げの舉に出づるかも知れない情勢を看取して、この強制買上げに反對の烽火をあげたものは、五百萬ドルの電力外債を所有してゐる生命保險會社の連中である。愛國公債を引受けるにしても算盤玉をはじいてかゝる事を、第一義に心得てゐる實業家のことである。電力外債の強制買上げを喰つては幾らかの儲けが水の泡になるとあつては反對せざるを得ないのである。

彼等の反對の聲は云ふ、資本逃避防止法の立法精神は、海外に在る所の債權を對象としたもの

であつて内地に所有するものを含むものではない。従つて電力外債の強制買上げは立法の精神に違反するものであると云ふのである。さすがに生保會社側の反対は整然としてゐる。資本逃避防止は在外のものを対象としたもので、内地に存在するものはこの限りにあらずであらねばならぬと云ふのであるが、この解釋は各自の立場に依つて異なるものがあるであらう。

次に反対する理由は強制買上げは財産の一部を没収するものであつて、私有財産制度を否認するものであるといふのである。これは全く反対の理由にはならない屁理窟である。買上げに應じない場合強制買上げといふことは、名稱は違つても實際に行はれてゐることである。單純な實例ではあるが、土地の買収に應じないとき、強制的に收用してしまふことなど強制買上げと同である。電力外債の強制買上げなども形が異つても實質的には違はない譯である。これ等を財産の一部の没収だと考へたり、私有財産制度を否認するものであると判断したり、されたりしたのではやり切れない。

だが資本逃避防止法の立法精神から見ても、内地に所有する所の在外債を強制買上げするのは不當であるといふ反対理由のみは一應尤も至極である。これとても立場をかへて云へば尤も至極の理由も、尤も至極の理由でもなんでも無くなつてしまふ。普通の場合であれば、生保會社側の反対するやうに、立法の建前から内地にあるものを対象にしてゐないのであるから、これに資本逃避防止法を適用しやうとすることは、不當であるに相違ないのである。がしかし時が時であり

場合が場合である今日、定石通りに問題を解決しやうとしても、それは駄目である。だから非常時と云ふ名に於いて解釋すれば立法の精神がどうの、財産一部の没収がどうのと四角四面の事を云ふてゐたのでは始まらない。かう解釋すれば生保會社も反対する理由はなくなるであらう。

製鐵合同は立ち消えか

時の力は偉大である。何ものも時の前には屈服せねばならない。時期は一切の問題を解消して行く。製鐵合同の懸案もどうやら時期の前には頭があらぬやうである。だが、この製鐵合同問題の解決は、時の力と云ふよりは人の自己主義の力で解決されると云ふ方が穩當であるかも知れないやうに見えるのだ。

鐵と云ふ凡ての鐵類は無暗に安くなつて生産費が割れて、これでは製鐵事業者は破綻の外はないと弱音を吐いたのはつい二ヶ月前迄のことであつた。民間製鐵事業中の權威である東洋製鐵が政府の八幡製鐵所へ色眼をつかつてゐることは多年のこと、その東洋製鐵の重役であつた中島久萬吉男が、商工大臣の印綬を帯び、さうして就任早々から抱負の一端として製鐵合同の實現化に努力すると聲明した。ことほど左様に、製鐵事業の合同は有望であつた。この一事から云ふと中島商相は製鐵事業合同のために、商工大臣の椅子に座つたかの如くに見えるのである。

さすがは斯界の苦勞人中島男の肝入りである。製鐵合同問題は着々として進捗した。政府は八

幡の製鐵所を投げ出して現物出資となし、これに民間事業から参加する、出来上るものは官民合同会社である。この筋書きに對して問題になつたのは、民間側の要求は配當年六分以上の保證である。負債整理に要する資金の供給等で、これ等の點が圓滿に進めば多年宿題になつてゐた、製鐵合同問題が完全に實現することになるのである。が、この段取りまで合同談が進んで來て時が一轉した。ながらくの間恵まれなかつた製鐵界にも春がめぐり來つたのである。

鐵類が騰つた。注文が殺到すると云ふ景氣である。生産制限どころか、生産を擴張せねばならなくなつた状態である。製鐵業者の鼻息は荒らからざるを得ない。合同計畫などは何時の間にか熔鑪の中へ放り込んでケロリと忘れてゐるのは今日の状態である。政府へ秋波を送つた民間事業者の現金さには實業界出身の中島商相も恐れ入つたことだらうが、それはそれとして製鐵合同は今後必要がないのか？

鐵の需要がこのまゝ持續するものであると、誰が保證できやう。今日の景氣が當分續くものであると云ふ豫想は恐らく何人にもつかないであらう。若しこの景氣が、一時的のものであつたとしたら、その後における製鐵事業界はどうなる。決してこれまでのやうな悲鳴を斷じてあげないと云ひ得るものがないであらう。合同も都合である、都合が悪ければ夫は取消すと云御都合主義では、政府もやり切れなからうが、政府事業を對象とするだけに國民大衆も好い面の皮で居なければならぬ。

合同計畫に死物狂ひになるのも時の力であらう。計畫放棄に恬然とし得るのも時の力であらう。さうしてこれをどちらかに運命づけるのも時期の力であらねばならぬ。所詮は時の力に逆ふことのできぬのは自然である。その内又製鐵合同は再燃するであらう。

經濟學徒の錯覺

資本主義を肯定するものと否定するものとの對立によつて、明かに經濟學派が二つの分野を示して居る。これから流れる經濟思潮は一は左派を生み、一は右派に屬する。だから、經濟學徒の凡ての者はこの思潮の何れかに合同して居る。勿論左右兩學派の主張のどちらが正しいかは吾等は批判を敢てするところでない。各自の信念と良心とに訴へ眞理の究明に努力することが、學徒の天分であらう。が、吾等大衆の關心事となることは是等の兩學徒の理論的相違から生ずる實際論の兩立に對しては、これを吟味することは社會人として當然の自由であり、かつ責務である。この立場から最近兩學徒に由つて論争されて居るインフレーション政策の影響に就いて考察を加へて見る。

論争されて居るインフレーション政策の影響については、左右兩學徒の觀察は明かに錯覺を起してゐる。左派に屬する學者の主張する要點は、インフレーションの全面的に働きかける作用は國民大衆の購買力が増加しないのに、一般の物價は自動的に騰貴するから、大衆の購買力の減少

に對立して物價が騰貴する。故に大衆の社會生活が困窮する。特に定額の所得であるところの労働者、給料生活者、金利衣食者等の社會層に在る者の生活を破壊するに至ると云ふのである。左派學徒の論旨に反對する所の者の主張は斯うである。社會大衆の購買力が増加しないに拘らず、一般物價が騰貴すると云ふが、通貨が膨張して物價が騰貴するには、其だけの可能性があるからである。通貨が増發されたる場合その増發された通貨を所有する者は社會の大衆であらねばならぬ。通貨の所有量が、多くなれば従つて購買力が、増進するのも當然の勢である。購買力が増進するから、物價が騰貴するのである。だからインフレーションに依つて物價の騰貴を來しても、社會大衆の生活を困窮ならしむると云ふ論理は誤つてゐると云ふのが、右派學徒の主張するところである。

インフレーション政策を對象として、論難されてゐるこの二學派の主張は、共に極端な自己の理論を中心としてゐるものであつて、正鵠を失つて居る事は確かである。通貨が膨張したからと云つて、定額の所得者である社會層の收入は絶対に増加せぬものでもなければ、又増加するものではない。だが、通貨が膨張すれば、忽ち物價に響き騰貴を促すことは實際に徴して議論の餘地はないのである。この場合購買力の増減なぞは問題ではない。通貨の膨張に依る貨幣價值の低落とそれによる物價の騰貴は必然的結果であつて、購買力の増加に依る物價騰貴はその副因を作るもので決して主因とはならぬ。だから、この點から云へば左派學徒の主張は正當である。が、

膨張された所の通貨が、社會の各層に通用されてゐる中に、これを所有する者の量が増加するに伴つて、購買力の増加を來すのである。こゝに至つて物價の騰貴が本格的に需給關係から生ずる。インフレーションに依る一般所得の増加と物價騰貴が經濟理論の定規に當てはまるのである。この點に到つて右派學徒の云ふ所が、論理的に筋が立つ、左右兩經濟學徒のインフレーションの影響に就いての論争は双方に深い認識が足りないやうである。

最悪の場合を想定して

第四項の適用と罰則、經濟封鎖の影響吟味

ジュネーヴに於ける日本の立場は、既に決定的のものとなつたやうである。即ち聯盟規約第十條第四項の適用を受けることを、餘儀なくされたといふことの決定的な、最後の落付きを見るに至ると云ふ事態は、日本としては豫め覺悟してゐたところのものであつたとしても、出來得るだけこれを回避したい希望の下に、世界の誤解をとぎ、日支間の紛争に對する認識を充分にして欲しい期待を持つて、今日まで最善の努力を盡くしてきたことは、今更言を俟たないのである。

だが、聯盟側に懸けたこの希望も、期待も、今日に至つては全く水泡に歸したわけである。だからと云ふて、我が國家百年の大計を左右してまで、聯盟の甘心を買ふ必要はない。斷然、既往

の國策を固持して、正義と信誼のために既定の方針に勇往邁進すれば良いのである。が、この路に進むために眼前に横はる所の、第十五條第四項の適用、これも敢へて辭するところではない。ではこれの結果はどうなる、この點に充分なる検討の餘地がある。

一 第四項の適用と罰則

所謂、聯盟規約第十五條第四項の規定内容を、茲に詮索しやうとするものでは勿論ないのである。吾等の關心事はその規定の適用を受けるために當然生ずる所の結果なり、または影響なりに就いて、あつて、その規定の法理論に關點を置くものではない。こゝに規約規定の内容に言及しやうとするのは、こと柄を明確にするために外ならぬのである。

第四項の内容は即ち「紛争解決に至らざる時は聯盟理事會は全會一致または過半数の表決に基き當該紛争の事實を述べ公正かつ妥當と認むる勸告を載せたる報告書を作成しこれを公表すべし」と云ふのである。而して今日までの経過は、聯盟委員會は起草委員會を設けて、勸告文起草することに決定したのであるが、此處に至つて問題となるのは勸告文の内容に、重點があることになる。

勸告の内容程度が日本の立場を尊重して、微温的なものであれば無論問題は起らない。若しこれに反して我が國を不利に導くやうなものであれば、必然的に問題が喚起されるに至るであらう。が、聯盟の勸告内容が日本に取つて消極的のものであらうと、或ひはまた積極的のものであらう

と、勸告それ自體に強制力の無いことは、多言を要さない所である。

だが、この勸告文に何等強制的の力が伴はないものであるとしても、これと同時に發動する所の制裁條項の適用を想定せねばならないのである。言葉を換へて云ふなら、第四項の適用と相俟つて第十六條の制裁條項の發動となるかも知れないことである。この場合を今日これを假想することは、或ひは一片の杞憂であるかも知れないが、かくの如き結果を招來するかも知れない。最悪の事態を豫想することも決して早計ではないであらう。聯盟規約の本質的解釋から、勸告の結果に對する制裁、これは當然ありさうな事柄である。果して若しかくの如き最悪の場合に遭遇したとしたら、その影響はどうであらうか。この點に關して未だ世論の動きがないが何故であらうかとの疑問を起す。

二 制裁條項と經濟封鎖

今日世論の云ふ所を綜合すると、第四項の適用を受くるに至つても、第十六條に規定する所の制裁條項に訴ふるやうなことは、恐らく無いであらうと云ふに歸してゐる。が財界方面に於いては少數ながらも制裁條項の發動に至りはせぬかと云ふ、憂慮を抱いてゐる者もあるが、この點はいづれにしても想像を恣にするにすぎない。國際聯盟が結成されて以來、過去に於いて伊太利が聯盟を脱退した事實はあるが、未だ規約第十五條第四項の適用を見た事實もなければまた第十六條に規定せる所の制裁の手段に訴へられたと云ふこともないのである。従つて今日の事態に際し

て、日本に對し聯盟側がどんな態度に出づるか、全く想像を許さないものがある。

我が國に於いて一部の人が憂慮するやうに、假りに第十六條の制裁條項の適用を見るが如き、最悪の場合に陥ることがあるとして、その制裁手段は何にかと云ふに「總ての聯盟國はこれに對し直に一切の通商または金融上の關係を斷絶し自國民と違約國々民との間の一切の金融上又商業上または個人的交通を防遏すべきことを約す」かゝる經濟封鎖が今日の國際經濟關係に於いて實際上可能のことであるかどうかは大なる疑問である。

戰爭に伴ふ當然の國交斷絶、而して相手國に對する經濟封鎖の目的から、ナポレオンが英國に取つた所の手段が遂に徒勞に終つたことは、歴史の記する所である。フランス艦隊の嚴重なる警備と監視の眼をかすめて、英國本土への輸送は絶えることはなかつた。これがために奈翁の英佛海峡の封鎖も、經濟壓迫も兵糧攻めも奏功しなかつた。この歴史の一斷片を捉えて直ちに、經濟封鎖の無効無價値を云々しやうとするものではないがこれはその一例にすぎない。

相互間の國交が戰爭と云ふ一大事實の上に置かれ、さうしてこれに伴ふ經濟斷交と云ふ結果に陥る事態と同様のことから、平和時に於いて實際上實現すると云ふことは、容易に望み得ないことである。實行不可能のことを敢へてすることは、聯盟の權威を失墜し自からの無力を曝露することにもなる。が、斯ることから頓著なく、國際的經濟道德を無視して、この第十六條の制裁條項を適用し、金融通商の斷交、個人の交通を禁止するが如き經濟封鎖を、我が國に對して實

現さるゝやうなことがあつたとしても、それは決して永續性のあるものでないことは、豫想するに苦しまないものである。

若し今日の事態が經濟斷交といふ最終的のものに陥つたとして、我が國の關心點となる所のは封鎖の期間が、短期的のものであるとか、永續性を有するものであるとかと云ふ問題では、斷じてあり得ないと同時に、經濟封鎖が我が國にとつて非常な脅威であるとかまたは、その影響は微弱であるとかと云ふ、打撃程度の厚薄の問題ではないのである。

經濟封鎖の假面を脱げば、次に現はるゝ所のものは武装せる者の姿であらねばならぬ。微妙なる國際關係の動きは、鬼が出るか佛が現れるか、我が國は今日この岐路に佇立してゐるのである。これは國を擧げての最大なる關心事であらねばならない。

三 聯盟と英米佛の態度

聯盟が日本に對し第四項の適用より延びて、第十六條の規定を敢へてする場合に最も注目を要することは英米佛側の態度である。切言すれば聯盟側が最後の切札を我が國に投じたとして、經濟封鎖といふ一大事實に直面した時に英米佛三ヶ國の日本に對する向背はどうであらうか。これがこの場合に於ける重大なる關係を有するものであることは、詳言を俟たない所であらう。

理論的に觀れば、アメリカは聯盟に加入せざる所の邦國の一つである。従つて聯盟の決議が日本に對し如何なる形式のものであつたとしても、その決議それ自體に對しアメリカは何等の拘束

を受く可き筋合のものではない。勿論、聯盟の規約が未參加國に對して支配力を有せざることは當然のことであらねばならない。

ジュネーヴに於ける日本の代表が聲を大にして、アメリカを參加せしめんと主張せる所の聯盟側に對し、極力反對の意を表したのは、この理論に出發したからであらう。かくの如き立場に在るアメリカが、日支紛争事件に關して事實上如何なる環境にあるかは別として、形式的に日本對聯盟の關係に當面し、どんな態度に出づるかは頗る注目を要するものがある。

聯盟の局外者でありながら日支紛争事件に對し、或ひはまたこの紛争事件を中心に直接間接に密接なる交渉を有するものに、前記の如くアメリカがその一つであると同時に、そのアメリカの立場と同一色彩を有するものにロシアの存在することを肯定しなければならぬ。日本に對する聯盟各國の經濟封鎖といふことを想定した場合、全く聯盟の決議に無關心であらねばならぬ。局外者である所の、アメリカとロシアの日本にたいする態度如何が、きはめて緊切なる關係を有するものであると思ふ。

更に、聯盟の決議に依つて經濟封鎖が實現するものとするれば、これに加盟する所の各國は、日本に對し同一行動に出づることは豫想するまでもないことである。だが、これ等の加盟國の經濟封鎖が、果して日本に對していかなる壓迫を與へるかは、疑問である。唯、加盟國の内、密接なる經濟關係に置かれてゐるものに英佛二ヶ國のあることは言をまたない。經濟斷交に依る日本の

關心事はこの點にある。經濟封鎖といふ事實を重心に、日本に及ぼす影響を考察するとき、まづその對象國として取り扱はねばならぬものは、局外者である所のアメリカとロシア、加盟國である所のイギリスとフランスの四ヶ國である。これ等以外の各國の經濟關係を度外視するものではないが、これ等の影響を輕微なるものとして、以上の四ヶ國の金融通商の斷交に由る影響を吟味することが、必要なことである。

日本の國際金融關係に於いて密接なる對象國は、アメリカでありフランスであり、而してイギリスである。通商貿易の關係に於いて支那を除けばこれ等以外にロシアを加へねばならぬであらう。經濟封鎖といふ一大事實を前にしては、我が日本としてヨーロッパ各國の經濟關係は至極淺弱のものがある。従つてこのことが現實として出現するも、英米佛露の關係を除けば、その影響は微温的のものに過ぎないであらう。

四 第四項とアメリカの聲明

國際聯盟の日本に對する終結が第四項の適用より進んで制裁條項の發動となり、經濟封鎖の斷行をなすものと假定した場合、聯盟局外者たる所のアメリカ政府が、いかなる態度を採るか、我が日本として重大なる關係を有するものである事は、吾等の高唱する所である。今日の情勢より推定すれば、全く聯盟に無關係の立場を抱持する所のアメリカは、國際信義と自國の主張を理由として、これもまた聯盟側の決議を支持するものと想像しなければならぬのである。

去る十六日、國務長官スチュムソン氏は歐洲各國に駐劄せる自國の大公使に對し「國際協定乃至條約に違反してなされたる領土の獲得を承認せざるアメリカ政府の政策は、大統領の更迭に依つても變化することなかるべし」といふ通達を發した。

このスチュムソン氏の通達に對して、十七日、次期の大統領たるルーズヴェルト氏は往訪の日本聯合通信記者に對し特定の外國の情勢に關する何等かの聲明は勿論國務長官よりなさるべきものである。然し、余はこゝに、アメリカの外交政策が國際諸條約の神聖を保持するにあるべきことを喜んで明かにするものである。けだし、これこそ諸國間の凡ゆる關係の基礎となるべき礎石であると、語つたとワシントン電報は報じてゐる。

以上ルーズヴェルト氏の談話は一片の外交辭令に過ぎないであらう。が、この言句の片鱗に依つてアメリカ政府の態度を察知するに難くない。尙ほ國務長官スチュムソン氏の通達は、現政府の聯盟決議を支持するものであることを、露骨に卒直に明示するものである。

かゝるアメリカの態度が果して妥當であるか否かは、暫く別として、若しアメリカ政府が國際聯盟の經濟封鎖を支援し、これと同様に我が國に對し經濟斷行をなすが如き、暴舉を敢へてするやうなことがあるれば、これに據つて相當の影響を蒙ることは免かれなからう。

更に方面を代へて、ルーズヴェルト氏の聲明が、聯盟側に如何なる反響を與へたかを見るに、ワシントン電報は左の如くに報じてゐる。即ち、ル氏がアメリカの極東政策不變更を聲明したこ

とは各方面の注目を惹いた、この聲明に對し、英、佛兩國政府は直ちに賛意を表明し、英國政府當局者は「國際條約の神聖なる原則は凡ゆる國際關係構成の基本をなすものである」と述べ、佛國政府當局者は「日支紛争に關するフランスの最大關心事は國際條約の尊嚴を保持することである」と語つたとある。

或者は聯盟が日本に對して極度に硬化するに至つたのは、アメリカ政府の策動に原因するものであると解してゐるが、その當否は別とするも、これ等の情勢を綜合して、聯盟の採らんと欲する所の行動方針に對しては、恐らく米國政府も同一行動に移るものであらうことは充分に想像し得らるゝ所のものである。

五 英佛二ヶ國の立場

聯盟國であるイギリス、フランスの方針が、第四項の適用者若くはその制裁條項の發動に重要な關係を持つことは明白なる事實であり、また、これが萬一にも實現された場合に、我が國の經濟に至大なる關係をなすものであることは詳言するまでもないことであらう。而して今日までの経過に徴すると、フランス政府は日本に對し第十六條の制裁規定を強調しつゝある所のものゝ一にして、去る十三日下院に於いて、ポントール首相の述説したる要點を擧ぐれば、フランス政府の態度は、明瞭に看取することができるのである。

十三日開會されたフランス國會下院會議に於いて、日支問題に關する討論開始が要求された。

この要求に對しボンクール首相は、同問題は國際聯盟で審議中であるから、この際質問は延期されたいと希望したが、その際首相は左の如く言明したとパリ電報は報じてゐる。「日支問題は聯盟規約第十五條第三項に依る和協の精神を以つて審議されてゐるのであるから、この際同問題につき兎や角云ふを欲しない。然し日支關係が千九百七年の日佛條約に依り支配されるものであると云ふことは否定する、フランスの政策は聯盟規約の尊重と云ふことのみを目標とするもので若し規約が微力なりと證明されたら規約の制裁規定は最も強いものとされねばならぬ」と説明してゐるのである。

フランスの態度方針は以上の情勢に依つて、その全貌を掴むことは可能であらう。それでは英國政府の態度はどうであらうかと云ふに、これに關し去る十二月二日サイモン外相に依りて聲明されたことは、今日と雖も終始不變にして毫も變化する所は無いやうである、その聲明の内容は

- 一、英國は聯盟の忠實なる一員として行動する。
- 一、聯盟規約は基本的のものであつてこれを無視することはできない。
- 一、英國は關係各國の總ての利益に公平なる解決を求むるため他の加盟國と協力して最善を盡す。

以上の聲明が英國の態度を明瞭にする所のものであつて去る十七日ジュネーヴ電報の報ずる所

によれば、英代表部が數日來突如として從來の立場を豹變したとの風説に對し、英國の態度は終始一貫して變る所は無いとて、サイモン外相の聲明を披瀝してゐると傳えてゐる。

かくの如く、聯盟諸國の内我日本と最も緊密なる經濟關係に在る所のイギリス、フランス二ヶ國の態度が強化し、聯盟規約の尊重或は制裁條項の適用等の論議に際しては、これ等のものが日本に對し經濟封鎖經濟斷交の主張者として、急先鋒となるものではないと何人か斷言することができやう。

日本に對する制裁條項の適用を重心として、我が國と緊密なる經濟關係を保持する所のアメリカ、イギリス、フランスの各國政府の方針が、前記のやうに頗る強化してゐるものとすれば、今後のジュネーヴの形勢如何によりては、金融通商の斷絶といふ、經濟封鎖の想像も、事實として吾等の眼前に展開するかも知れない。

六 經濟封鎖は可能性があるか

聯盟の規約に基き而して制裁條項の發動となり、世界各國が我が國に對し經濟封鎖を斷行するといふ事態が、果して實現の可能性のあるものかどうか、若し可能性が在り實際化した場合には日本は全く經濟的に孤獨の立場となる。この場合に於ける時の打撃、若くはその影響如何は、人の解釋に依りて種々の異論があるやうである。全く打撃影響は無いであらうと説くものもあるが、この無影響論には、吾等は賛意を表することはできないのである。だが、これ等影響の有無

論は暫く別として、經濟封鎖と云ふ事態が可能性のあるものかどうか就いて、詮索を試み度いと思ふ。

卒直に云ふなら吾等は前記の英米佛を始め聯盟諸國の今日までの態度なり経過なりに徴して、十六條の制裁條項の適用と共に、經濟封鎖と云ふ不祥事は惹起さないと限らないと思惟する所のものである。全然、經濟封鎖といふことは實行し得ざる所のものであると解釋するものもあるが、その論據は何處に在るか云ふに、左の如き考へ方を根據にするものである。

即ち、國際聯盟の構成精神は世界平和のため、人類の幸福といふ建前に立脚するものである。従つてこの建前に反するが如き行動を採るやうなことは豫想することは出来ない、經濟封鎖といふ事柄を否定するのである。が、之は決して正しい見方ではない。

日支紛争事件に對する聯盟の認識が如何なるものであるかは、爰に考究する餘地はないのである。ただ、聯盟側が日本に對し侵略者扱ひをなし、さうして、その誤認を基礎に第十六條の制裁條項の適用をなすと云ふことは、あり得ることなりと解釋するよりも、あり得ることなりと考へる事が至極妥當の見方である。

國際聯盟の結成が世界の平和と、人類の幸福のために在ると云ふ解釋から、經濟斷交といふが如き非人道的な暴舉に出でないであらうと思惟する論者は、聯盟規約第十六條に明記してゐる所の所謂、制裁罰則條項の規定あることを忘れてゐるものである。

或は聯盟側では世界人類の平和を確保するために、罰則制裁規定條項が必要であり、また、これが規定のある以上にこれに則することは當然のことであると云ふかも知れない。

これらの諸點からすれば經濟封鎖と云ふ事態は、實現不可能のことでは決してない。だが、今日の時局から推理して通商禁止、金融斷交といふ事が、假りに萬一ありとするも、これは永續性の無いものであつて、極めて短期的のものであることだけは想像するに難くないのである。國際經濟上に占むる日本の立場、而して緊密なる國際經濟の關係が、日本をして鎖國状態に至らしめることは、日本自體の苦痛とか脅威とかいふことを別として、これを敢てする世界各國の堪ゆる所ではないであらう。若しこの事實に直面して日本の蒙る影響と苦痛があるとすれば、聯盟各國の影響と苦痛も同様のものであらねばならない。これ等の關係は斷じて片面的のものではなく、双關的のものであることは無論であらう。

本格的非常時經濟への移動

一 緒 論

聯盟から脱退した日本は現實に、其處に非常時日本の存在を、確認せねばなるまい。その後

發生するところの事態は、いかなる種類に属するものであるかは、こゝに假想することは許されないであらう。たとへ、今後、國際關係が積極的に變化しないまでも現に直面してゐるところの我が國の非常時なる實態に對し十二分に検討を加へ萬々違算なきを期さねばならぬ。換言すれば本格的に移行して來た、非常時日本の現實に對應するところの、經濟各機關の整備と、施設の完備である。

非常時日本の冠稱の下に、全國民が警醒されてから一年有半になる。だが、今日まで所謂非常時と云ふ抽象的冠稱の莫然たるに迷ふて、國民大衆は非常時なるものゝ本體を明確に把握することは出来なかつた。

政界の一角に、強力内閣、舉國一致内閣の組織計畫があつた當時、これを強調された理由は、非常時日本の局面を開くために必要なりとされた。が、當時之を提唱した政治家も、恐らく時局の今日あるを豫想しなかつたであらう。思惟するに當時の所謂非常時なるものは、内政各種問題の行詰りと對支關係及び國際問題に善處せねばならぬ情勢に在つたことが、それであつたのではなからうか。政黨政治の常道に戻る、強力内閣を肯定さるゝ事も、この範圍における局面轉換に出發したに相違なからう。

若しそれ、國民大衆が非常時日本の本體を、完全に認識したことがらを云へば、それは五・一五事件以來であらう。この事件以來であらう。この事件以來急激に非常時日本が高唱され、表面

化してきた。あり體に謂へば、犬養前首相の暗殺に衝動された大衆相互は、其處に、非常時日本の姿を直視し、非常時なる日本の動的状態をハッキリ掴むことができたのである。

現内閣は、その非常時日本の全面に横はる急迫せる各種の問題を直視しながら組閣された、組閣されてから十ヶ月臨時議會と通常議會を経た、この二議會において政府は、非常時の局面を開くために、種々なる對應施設を講じたやうである。通貨の膨脹に依る全面的不況の解消を企圖した、四億圓に餘る匡救事業を起し、農村救済に當り、中小商工業の窮迫を救ふために融資の路を講ずる等々の新施設其他に、二十二億有餘の膨大なる豫算計畫が實行されることになつた。これ等の現實を對象として、非常時日本の實態を見ると、今日までの非常時日本は、内面的に横はるものが主點となつて彩られてゐた。卒直に云へば、急迫してゐる内政問題に對して、非常時日本の冠稱が投げられたに過ぎない。

だが、非常時日本の移行は内面的より外面的に赴いた。我が國の現状は眞の非常時に正面したのである。消極的非常時より積極的非常時へ進展した。國際的危局は鋭敏なる發展性を持つてゐる事を、だれもが否定はできない。國を賭して國家百年の大計を確立することは、動かすべからざる既定の事實である。この積極的非常時日本の當面問題として、第一義的のものは非常時經濟の觀察であり、検討である。

二 非常時經濟の迫力を吟味す

四五二

本格的に推移してきた非常時經濟の全面的考察を試みるに當り、其非常時經濟を壓迫する所の主體を、明白に捉えておくことが必要である。壓迫力の程度に依りて非常時經濟の蒙る影響にも異なるものがある。従つて積極的非常時經濟の觀察吟味の上に壓迫力の關係は全論の前提をなすものであらねばならない。

筆者は曩に日本紙上に於て、最悪の場合を想定しての一文を公にした。不幸にして國際關係が日々に筆者の想定したるが如き、步調を取りつゝあるがごとくに見ゆるは、甚だ不祥の現象として嫌惡するものなるも、これも極東平和の前驅と、亞細亞に於ける我日本の使命のために、また止むを得ないものがあるであらう。

聯盟脱退に伴ふてその規約第十五條第四項の適用と、更に、第十六條の制裁條項の適用、即ち我が國に對する經濟封鎖の手段に出づるやも知れずとは、既に筆者の論及した所のものである。この想定が果して現實化する可能性があるかどうかは、今後、數ヶ月を要せずして明白になるであらうが、今日の情勢より推理すれば、このことの實際化することを覺悟するのが、間違ひないやうに思はるゝ。

日本の聯盟脱退に前後して歐米各國の輿論の内容が如何なるものであるかに徴すれば經濟封鎖

が、實現性を有するかいなかを知るに便誼があらう。去る二十一日の英國下院に於けるサイモン外相と前労働黨領袖ランズベリー氏との質問應答に依ると、此問題に對し何等かの暗示を受けるものがある。

ランズベリー氏は質問して曰く「イギリスは日本に對する武器輸出に關し、何等かの行動を取ることを考慮してゐるや否や」この答に對し、サイモン外相は一國のみがかゝる輸出禁止をなすは無意義なことであると信ずと答へた。更に、ランズベリー氏はイギリス政府は若し戰爭が勃發すればアメリカ政府その他の國と武器輸出禁止の問題に就き商議する用意ありやと質した、是に對しサイモン外相は「イギリス及び他國政府との間には既に同問題について意見の交換を行つてゐる」と明言してゐる。尙ほ同日の議場に於いて自由黨議員ネーザン氏は、日本に對する武器輸出禁止を主張して、緊張した場景を展開したと、ロンドン電報は報導してゐる。

これを以て直ちに英國政府は日本に對し、經濟封鎖の方針を執らんとしつゝあるものと解することはできないかも知れない。が、あからさまに武器輸出禁止を他國政府と折衝しつゝあることを知ることができぬ。

聯盟會議に於いて英國は最も日本を理解し、同情を有する友邦なりと信じた者は多かつたやうである。このことは僅々一二ヶ月前に廻り、日々の新聞紙上に徴すれば、あきらかにこれを看取し得る。が、筆者は最悪の場合を想定しての本文中に、その考へ方の誤れる點を指摘した。今日

に至りて見るに過去に於て試みた豫断が謬らず、事實として現はれつゝあることを否定することはできない。聯盟の一員としての英國政府の方針、或はその國の輿論がどうであるかは別として極東に最も關係深き、さうして、聯盟に加入せざる米露二ヶ國の輿論の動きを見ることが、もつとも必要なことである。

三 アメリカの對日輿論

聯盟對日本の關係と、切迫しつゝある所の極東問題に關し、アメリカ政府の方針とその民衆的輿論の歸向が、至大なる影響を有することは勿論のことである。

フーパー氏に代るルーズベルト氏は、果して如何なる方策に出づるかは今所の、全く察知することはできないが、現政府の方針とは多少異なるものゝある事は當然であらう。ただ、就任以前の今日において充分に想像し得るものは、同氏が世界大戦當時大統領就任中日本に有する親日態度を、この際なほ抱懐するかどうかと云ふ疑問點のあることである。去る一月中旬、ルーズベルト氏の試みた世界平和のために國際聯盟規約の尊重と、これに反する者に對し云々の聲明が、暗に今後の日本に對する方針の基本となるものにあらざるやも知れない。

イギリスの議會に於いて、日本に對し武器輸出禁止の問題が議論となり、政府當局はこれに關して目下他國と折衝中なりと言明したことは、前述の如くであるが、これと前後してアメリカに

於いては、上院より廻付された武器輸出禁止法案に對し、下院委員會は審議の結果、原案の効果を弱めて西半球に局限すると云ふ條件の下に可決したと傳えらるゝが、これは勿論、日本には無關係のことであるが、この法案を東半球に延長すれば、そこに日本との至大なる關係が生ずる。

去る二十一日ニューヨークのイヴニング・ポスト紙はその社説に於いて以下の如く論じてゐる、孤立せる日本は今や熱河攻撃を開始せんとしてゐる。この軍事行動はその規模に於いて、日露戰爭のそれとも較べられる可きものである。政治的統一、軍備上の缺陷、特に近代的武器の皆無と云ふ現状では、支那は日本にその運命を握られてゐるといふてもよい。この致命的缺陷は日本をして宣戰布告をなすことなしにあらゆる行動をなさしめたのである。今、支那がもし宣戰布告をして怪しむものがないであらうと同情的の言辭を弄し、更に論歩を進めて、

然しながら支那がさうした場合日本の攻撃は、熱河どころの騒ぎではない。實に日本は幾つかの條約港を占領し得るほか北平天津に防備軍を存し更に租借地をもつてゐるのである。かくして軍事行動は支那各所に勃發することになる事は明かだ。日支間がそこまで行くと歐米諸國も今迄のやうに黙してゐることはできないであらう。北平におけるアメリカ武官會議の布告は以上の觀察を裏書してゐるのであると。

ポスト紙の社説の云ふ所、妥當を失してゐるや否やについては爰に議論の餘地はない。アメリカ一部の輿論がかくの如くに觀察しつゝあることだけは、もつとも明白なる事實である。

勿論、微妙に動く国際関係のことであるから、形勢の變化は朝に夕を計ることはできない。だが、英國政府の方針と謂ひ、アメリカ一部の輿論と云ひ、日本に取りて決して有利に解することのできないものであることは確かである。次ぎに日本に取りて最も關點となるものはソヴェートロシア政府の對日態度であらねばならない。

四 注目を要する露國の態度

日本が支那に對し積極的行動に移る時、その隣邦ロシアの態度は最も注目を要するものがあるであらう。

去る二十二日突撃隊第一次全國大會に於いて陸相ウオロシロフ氏は左の如き演説を試みた。最近國民政府の提議によつて支那との國交は回復し、又、日本とも當面の關係は平靜状態にあるが如くである。然し日本の或る官吏、有力なる政治家、主として軍人が、公然或は新聞紙上に或ひは公開の席上に於いて、露國との戦争のあるべきこと、時にはその戦争の必要なることを論じてゐることは、我等の不安を感じざるを得ないところである。我れ等は他の各方面に於けるが如く、極東方面に於ても絶えず平和政策をとり、他國のことには干渉せず隣國との親善關係増進につとめてゐる。既に一年前日本政府に不可侵條約の締結を提議し屢々繰返し注意を促した。然るに日本政府は前述のやうに武斷的帝國主義者の言を聞き、露國との經濟接近を主張してやまない

所の多數有力者の説を容れず、不可侵條約の締結の提議はさし當り拒絶されたことになつてゐる。

我等は露國極東國境の國防施設に當り、この不安の事態を考慮に入れざるを得ない。とウオロシロフ陸相は國境の警戒を要する旨を力説してゐる。

尙ほ同大會に於いて聯邦人民委員會議長モロトフ氏は、極東の赤軍と國境を守れとて左の如き演説を試みた。

一九三二年に我々は外部の危險に對し特別な警戒を行ふ必要を痛感した。我々は隣邦を含む一部國家が隣邦の不可侵條約の締結に關する提議に對し頑強に且つ執拗に抵抗を示しつゝあることを知つてゐる。予はブルジョア諸國の主義者にはソヴェート政府を迅速に、顛覆する事を夢みてゐるものゝ少くないことをも承知してゐる。

我々は帝國主義者諸公の前に威嚇を恐れるものではない。我々は帝國主義陣營に於いて我が國力を試さんとしてゐるものが幾多あることを銘記せねばならない。

特に西部及び極東に於ける赤軍部隊は、國境を警戒し、國境を侵略されぬやう常に嚴戒することを怠つてはならない、と。

これ等を捉えて直ちに日本とロシアとの關係を、積極的に解釋する材料とすることはできないであらう。だが、この等の事情から推理して日支關係が最悪の事態に進展した場合、ロシアに於ける極東政策がいかなる種類のものに變化するかも知れないのである。

日本が愈々聯盟から脱退することに決定したその前後に於ける英、米、露等の政府の方針又はその輿論は、以上の如き状態に在つたことは疑ふべからざる事實である。

以上各國の情勢より觀るとき非常時日本の經濟状態が外的壓迫に依り蒙る重壓は、極めて重大なるものがあるであらう。假りに經濟封鎖の如き非人道的暴舉に出づることがないにしても、日本の全經濟の上に大きな變化の生ずることは免かれなからう。

かくの如く本論の前提として非常時日本の經濟上に受ける迫力の程度に對し、吟味を恣にしたるを以つて更に進んで本格的經濟非常時への論及を試みんとするものである。

五 經濟封鎖に代るものは

日本の聯盟脱退に伴ふて、聯盟側に於いては果して第十六條の規約條項に適用するが如きことは、恐らく不可能のことであらうとは、世間一般に豫測する所である。だが、筆者は歐米各國の情勢より、或ひは又南洋委任統治の解釋の相異より、さらにまた、熱河問題の進展より、遂に經濟封鎖の暴舉に訴ふるものではなからうかと、思惟するものである。

假りに經濟封鎖の如き舉に出づることが無いにしても、これに似て非なる手段が、早晚、彼等に依つて講ぜらるゝものと想定しなければならぬ。かくの如きは實質的經濟封鎖に代る經濟封鎖である。

日本製品のボイコット、關稅の引上爲替、ダンピング稅の設定、財政的援助の拒否等は免かれぬ所のものであらう。

これ等の壓迫を以つて我が國の經濟社會が脅威を感ずるものでないと、比較的樂觀する向もあるやうであるが、勿論、非常時日本の經濟はこれを當然豫想し覺悟してゐることであるから、かかる手段に訴へらるゝとも、にはかに狼狽するが如きことはない。だが、これを以つて影響輕微なりと樂觀することは誤りであらねばならない。

政治的モンロー主義は恐らく各國の欲する所のものであらう。が、經濟的モンロー主義は今日の國際經濟に於いて事實上至難のことである。ではあるが、この至難な經濟的モンロー主義を取へて遂行せねばならぬやうな關係が到來した以上これに善處する外はないのである。打撃の有無影響の如何は素より相手方の出様の程度に依るも、國際經濟の上に孤立することを輕視し樂觀することは早計である。本格的になつた非常時經濟の事態に正面して、遠算なきを得て始めてそこに不安を拂ふべきであらう。

歐米各國との經濟交渉に何等の躓きを見ずとしても、これを對支關係のみに限定し、今後の我が經濟に及ぼす影響を考察して見る。

支那の工業は既に相當の發達を遂げてゐる。今日の日支關係又は今後に於ける兩國の關係は、云ふまでもなく支那をして日貨排斥を旺ならしめるであらう。これを動機として支那の生産力

日本が愈々聯盟から脱退することに決定したその前後に於ける英、米、露等の政府の方針又はその輿論は、以上の如き状態に在つたことは疑ふべからざる事實である。

以上各國の情勢より觀るとき非常時日本の經濟状態が外的壓迫に依り蒙る重壓は、極めて重大なるものがあるであらう。假りに經濟封鎖の如き非人道的暴舉に出づることがないにしても、日本の全經濟の上に大きな變化の生ずることは免かれないであらう。

かくの如く本論の前提として非常時日本の經濟上に受ける迫力の程度に對し、吟味を恣にしたるを以つて更に進んで本格的經濟非常時への論及を試みんとするものである。

五 經濟封鎖に代るものは

日本の聯盟脱退に伴ふて、聯盟側に於いては果して第十六條の規約條項に適用するが如きことは、恐らく不可能のことであらうとは、世間一般に豫測する所である。だが、筆者は歐米各國の情勢より、或ひは又南洋委任統治の解釋の相異より、さらにまた、熱河問題の進展より、遂に經濟封鎖の暴舉に訴ふるものではなからうかと、思惟するものである。

假りに經濟封鎖の如き舉に出づることが無いにしても、これに似て非なる手段が、早晚、彼等に依つて講ぜらるゝものと想定しなければならぬ。かくの如きは實質的經濟封鎖に代る經濟封鎖である。

日本製品のボイコット、關稅の引上爲替、ダンピング稅の設定、財政的援助の拒否等は免かれない所のものであらう。

これ等の壓迫を以つて我が國の經濟社會が脅威を感じるものでないと、比較的樂觀する向もあるやうであるが、勿論、非常時日本の經濟はこれを當然豫想し覺悟してゐることであるから、かかる手段に訴へらるゝとも、にはかに狼狽するが如きことはない。だが、これを以つて影響輕微なりと樂觀することは誤りであらねばならない。

政治的モンロー主義は恐らく各國の欲する所のものであらう。が、經濟的モンロー主義は今日の國際經濟に於いて事實上至難のことである。ではあるが、この至難な經濟的モンロー主義を敢へて遂行せねばならぬやうな關係が到來した以上これに善處する外はないのである。打撃の有無影響の如何は素より相手方の出様の程度に依るも、國際經濟の上に孤立することを輕視し樂觀することは早計である。本格的になつた非常時經濟の事態に正面して、遠算なきを得て始めてそこに不安を拂ふべきであらう。

歐米各國との經濟交渉に何等の躓きを見ずとしても、これを對支關係のみに限定し、今後の我が經濟に及ぼす影響を考察して見る。

支那の工業は既に相當の發達を遂げてゐる。今日の日支關係又は今後に於ける兩國の關係は、云ふまでもなく支那をして日貨排斥を旺ならしめるであらう。これを動機として支那の生産力

は増大すると同時に、日本製品の市場は縮小するに至るであらう。

支那はそれ自らの需要増加と、生産力増進のため原料製品の価格が騰貴し、日本が原料品として需要することはできなくなるであらうことは必然の趨勢である。この一事を以てするも、非常時経済への影響は相當にあるものと思惟しなければならぬ。

たとへ、経済封鎖の如き非文明的手段は免かれるとしても、實質的にこれに代る経済壓迫の下に我が國が國際經濟から孤立に陥る結果になるのではなからうか。筆者はこの孤立に直面することを憂慮するものではない。ただ、かかる場合に臨んでその迫力をはじき返すだけの、強力性を非常時経済への施設に必要なりと強調するものである。

六 非常時産業の受ける影響

聯盟委員會と米露二ヶ國の招請、さうして、日本に對する制裁方法の協議、この結論がいかなる内容のものとして現實化するかは、豫斷することはできない。が、これ等聯盟側のプログラムが筋書通りに運ぶものとして、その結末が日本に對し最悪の經濟封鎖と云ふ手段に至らないまでも、これに相當する制裁方法に展開することは、必然的結果であらう。

彼等の所謂、聯盟の威信に對し、國際和協の精神に戻る反逆者への報復としてといふ認識不足の制裁手段は免かれないであらう。かくして非常時経済への影響は直接間接に波及することもま

た當然の現象であらねばならぬ。

かかる状態の下に最も影響ある非常時産業を検討して見るに、鐵鋼、石油、毛織、紡績等はその主なるものであらう。

紡績事業の打撃は一般に豫想さるゝ所のもので、原棉を輸入に仰ぎ、全製品の六割までを輸出する關係上、日貨の排斥、關稅の高度化に依りて、原料輸入にも製品の輸出にも全面的に影響を受ける所のものである。

毛織業の影響は紡績業の如く輸出入の双關的影響を蒙ることはないが、原毛の九割六分までは濠洲から輸入するものであるから、この輸入に壓迫を蒙るやうなことになるれば、内地毛織業の生産は絶望に歸することになるが、ただ、問題は日本に原毛を供給する濠洲が日本に對し輸出を禁止するとなれば、それ自體が財政的にも經濟的にも大打撃を受けねばならない。だから、かくの如きことは濠洲聯邦の堪ゆる所ではあるまいと、樂觀さるゝ點もある。

次に石油に就いて見るに、日本の消費量は、一ヶ年二億三千ガロンであるが、その内七割は輸入品である。従つて經濟封鎖若くはこれに相當する手段に訴へられた場合、石油輸入の上に打撃を免かれることはできない。が、この際に於いて、内地産油の増大を期し得ることは、現在、國內全産區の内、産油に着手してゐる分は二割に過ぎないから、これ等を開發すれば自給自足はできるものと考へられてゐる。

鐵鋼事業は現在殆んど自給自足の域に達してゐるが、特殊鋼材の輸入を仰いでゐる分は年六萬トンである。これ等も内地に生産することは至難とされないのであらう。三菱經濟研究所の調査に依ると昭和二年を一〇〇として、鋼材の生産高は昭和六年十二月は、一二四・九であるに對し昭和七年十二月は一八五・〇に増産してゐる。また鉄鐵を見るに昭和六年十二月は一〇〇・八であるに對し昭和七年十二月は一四三・九の増産となつてゐる。ただ、問題となるのは輸入に俟つ所の鑛石並に銷鐵等をいかにするかといふ點にあるが、これは内地の鐵鑛を處理して採鑛することになればこの點は解決することになると豫想さる。

以上の各産業は樂觀さるゝものと雖も、一時的の打撃は免かれることはできないものである。況して國內に於いてどうすることもできないものに至つては、甚大なる影響は當然豫期せねばならぬ。この反響あることが、彼等聯盟の期待する所のものであるであらう。

七 非常時經濟と國家統制

非常時日本の非常時經濟が積極的に、一大危局に直面したからには、これに處する根本方針を確立し、これを基本として非常時經濟への對策を講ずることが、絶対に緊要なことである。

國際關係の破局と經濟壓迫に伴ふて、日本の産業經濟は平衡を亂し、輸出品減少、輸入品の絶無に依りて市價は高騰するものと暴落するものとを市場は取捨する事ができなくなるであらう。

無統制下に於ける産業經濟が、かくの如く亂雜に陥ることは、過去に幾多の實例があり、これに伴ふ苦き體驗は繰り返された。

この場合に發生する所の現象は二つに歸する。一は、需要の増加に由る供給の不足である。二は、輸出減少に依る需要の減少である。この現象に對して供給の不足には生産は擴大されるであらう。さうしてまた需要の減少に伴ふ生産過剰に對しては、生産機關は休止を見るに至るであらう。だが、この自然の理法そのままに推移せしめることは、決して取る可き路ではなからう。自然のままに放棄して顧みざるが如きは、非常時經濟の對策に全く反するものである。若しそれ、或る時期に於いて現實の非常時日本の事態が解消された時、其處に起るものは、あるものは生産機關の擴大に苦しみ、或ひはまた、あるものは生産機能の縮小に苦しまねばならなくなるであらう。これ等の事態も今より考慮に入る可きものであらう。

これを紡績事業に假定して見るに、今後、輸出の激減に依り當業者は必ず生産機關を休止し、または操短を實行して、常態に回復するを待つであらう。が、この場合、持久戦に堪へ得る生産者は素より問題はないであらうが、これに反し持久戦に堪へ得ざる者はどうするのか。優勝劣敗を容認すればそれまでである。だが、かくすれば日本の紡績事業は衰微するの外はない。非常時が解消し、經濟が常態に復した際、衰微したものの、回復は容易ではなからう。これ等の問題をどうするか。一國産業の重大問題である。紡績事業のみではない、生糸事業の如きもこの内に入る

であらう。

非常時日本の當面に横はる經濟問題として、第一義的に考察されなければならない物は、聯盟を脱退すると共に、これを一轉機として經濟政策の一大轉換を實行することである。産業經濟の絶對的國家統制を基本とする所の、自給自足主義の強化である。

これにより國內に於いて需要供給を調節し得るだけの生産力を涵養し、施設を完備して不足缺陷をなからしむることである。同時に市價の騰貴を防ぎ暴落を制して、市場に變化なからしめ、又國民大衆の生活を安定せしめることである。

これを實行することは非常時日本の實際の上に緊切のことであるから、實現化することもしかく困難のことではなからう。

この點に關し、目下、産業貿易行政の衝に當る商工當局並びに資源局に於いて、鋭意對策を講じつゝある筈であるが、十二分に施設を加へて遺漏なきを期待せねばならぬことである。

八 結 論

日本が聯盟脱退以後に於いて直接的に若くは間接的に各國より經濟壓迫を蒙ることは、豫め覺悟せねばならぬことであらう。かくして日本の非常時經濟はこれを畫期的にその迫力は、本格的に重壓を加へることになる。

たゞ、國際聯盟規約の條項を適用する所の經濟封鎖の擧に出づるか、或ひは然らずして各國任意の經濟壓迫の手段を取るかは、素より疑問であるが、その内の何れかの路を選ぶに至るは必然的の歸趨であらう。これに對し樂觀論を強調する者もあるが、果して樂觀し得るやうな結末を告げるなら、我が國に取りこれほど至幸なことはないのである。だが、筆者は以上論及するが如く經濟壓迫は免かれないものと豫斷する所の一人であるが、さりとて經濟非常時日本を悲觀するものではない。

この非常時に直面し、政府もまた非常時に適應する所の手段を取り、大過なきを期するに於いては、たとへ、多少の波亂は生ずるともこれに依つて經濟的致命性を受けるが如きことは、斷じてあり得ないことである。

政府の大過なき非常時經濟への適應施設と云へば、云ふまでもなく、前論の絶對的産業經濟の國家統制を基本とする所の、自給自足主義の現實化であるのである。自給自足は既に何人も口にする所にして、これを忘れて非常時經濟の安定策は絶對に無いのであるが、單に、國內産業機關の自給自足にては、この非常時を切り抜けることは覺支ない。これには是非共國家の管理、國家の統制力の發現に依りて自給自足の調節を緊切とするものである。即ち、この統制といふことを基本とする所の自給自足主義に出發することを、必要條件とするものである。

かくして最惡の時期に到達することがあり得ても、其處に不安もなければ狼狽もあり得ないで

あらう。経済封鎖と云ふが如き世界中稀に見る所の非人道的暴舉も、却つて、封鎖を敢へてするものが自から苦窮に直面せねばならぬ結果になるであらう。天にツバする者自からはこれを受くる愚に陥る。いかなる手段にせよ、國際經濟の理論と實際を無視して、これより孤立せしめんとするが如きは、共に兵火に訴へる戦争行動に移らざる限り、無効果のものであるであらう。

今日の場合に於いて吾等國民の豫測しなければならぬことは、國際聯盟がその規約の制裁條項の適用に依り、日本に對し経済封鎖の舉に出づることがあれば、それは單なる經濟壓迫に止まらず、これを兵火に訴ゆる前提と見做さねばならぬ。

國際關係は微妙に動きつゝあり、對支關係を中心として國際危局は、朝に夕を把捉することはできない。非常時日本の國民大衆はこの古今未曾有の重大時局に對し、萬全の策と不斷の覺悟を忘れてはならぬであらう。

非常時は動く

とかく理論と實際は一致しない

とかくに理論と實際は、一致しないものである。高橋藏相の未拂込制度廢止論の如きも理論とし

ては非の打ち所のない、實に結構な議論ではあるが、さてこれを實際に行ふとなると、困難なことになる。

未拂込制度なる物が反理論的な制度かと云ふて、決して理論に當て嵌らないものでない。之とて立派な理論的の根據もあれば、學說も成りたつ。だから、藏相の主張する未拂込制度の廢止論なるものは、理論の當否でなくして、實際に照らし合せて、どちらが良いかと云ふ事に歸着するのだ。さうして、そのどちらが良いかと云ふことも、實際上の經濟状態から推理して、兩制度の長短を見極めるより外はないのである。全く理論の問題ではない。

交換所聯合會の席上で高橋藏相の試みた演説の中、未拂込制度を廢止しやうとする意圖をほのめかしたことに、財界がショックを感じるのは當然であるが、財政の最高權威を誇持する藏相としては、近頃のない不用意の言論であり、また、これを實際に行ふと云ふやうな意圖が政府にありとすれば、これが甚だ拙劣な經濟政策の一つであるといふことになる。

今日の經濟社會の實際状態から見て、株式の未拂込制度といふものに缺點のあることは、一般に認めるであらう。だが、これは制度そのものゝ缺點ではない。これを運用する者の罪である。勿論、この制度の下に經營されるから運用する者に悪用されるのだと云へば、それに相違ない。だからと云ふて假りに全額拂込制度を採用すれば、缺點が無くなるかと云へば、これも人に依つて運用されることである以上、缺點が無くなるとは誰れも保證はできない筈だ。全額拂込制度に

も、持前の缺點はある。

株式未拂込制度は永年に亘る習慣である。現在各種の事業は此制度の上に育くまれ培はれて来た歴史のものである。この歴史の習慣を一朝にして改めることは、容易なことではない。このために事業の萎縮を来す結果にもなるであらう。経済社会の不振の因ともなるであらう。

期米株式の限月短縮問題が時折問題になることがある。このことは過去に於いて朝野の重大問題になつたこともある。経済學徒、取引所關係者、政府當局者と三つ巴になつて論戦されたが、この限月を短縮すると云ふ單順な問題ですらも、實行することができずに今日に及んでゐる。この問題は直接的には一極部の範圍に限られた問題である。だが、全額拂込とか未拂込制度とか云ふ問題は、経済社会に取つては全面的に直接的に關係を有する重大な事柄である。

辭める、辭めると云ふ、高橋藏相も、置土産に何にか良い記念事業を残したいのであらうかも知れないが、未拂込制度廢止と云ふやうなことは、決して良い置土産にはならないであらう。理論的には賛成できても、實際的には共鳴できない。

松岡、芳澤兩全權の運不運

人には運と不運がある、いつの世、いかなる人の上にもあることではあるが、松岡芳澤兩全權の上に投げられた運不運ほど、現實に吾々の眼に映じたものはないであらう。一は默殺され、一

は英雄視され、得意の絶頂にある者と、孤影悄然たる者との差、しかも使命を全ふしたる結果論から見れば、芳澤氏も松岡氏も共に五十歩百歩であらう。一對十三の票差は松岡氏に於いても同様であつた。

芳澤氏の聯盟折衝當時に於いて、氏の手腕に對し世上にはとかくの批評はあつた。委員會の票決が一對十三の絶對性のものであるのは、同氏の外交的手腕の拙劣であるが如くに國民の眼には映じてゐた。派手やかでない芳澤氏の外交振りは、大向の喝采を博すには餘りに地味であり過ぎた。理由は解らないが、ジュネーヴの出先からは全權の交替説すら政府へ持込んだと傳へられた。これに反して松岡氏は眼中に聯盟がなかつた。終始云ひ度いまを云ふた。さうして最後に尻をまくつた、日本は日本の勝手の路を行くのだと、この華やかな折衝振りに對して國民は、我意を得たりと熱狂し、遂に彼を英雄に祭りあげてしまった。だが陽氣に踊つた松岡氏も、聯盟の硬化した空氣を緩和することのできなかつた點に於いては、陰氣にコツ／＼やつた芳澤氏と毫も異なる所がなかつた。

日本に理解を持てるアメリカ人の一人は、日本全權はジュネーヴに於いて、あまりに喋り過ぎたと評したが、この言の當不當は別として、松岡氏の聯盟會議に於ける啖呵振りも、想像されるであらう。かうなると、松岡全權は聯盟會議へ絶縁狀を叩きつけに出掛けたのか、樽俎の折衝に出向いたのかと、解らなくなる。

とかく圓滿にことをまとめる者は不評である。俗論はその勞を痛ふことを忘れて、非難攻撃に夢中になる、ポウツマス條約に於ける小村壽太郎侯の不評はどうであつたか、今日より回想すれば、當時國民の憤怒を買つた媾和條約も百年の大計を樹立する基本的のものであり、さうしてそれは日本の大成功だと云はれてゐるものである。結局は、棺を蓋ふた後でなければ人の價値は定らぬ。片桐勝元は豊家の宗社を全ふしやうとして却つて主家を賣る一心ある者として斥けられた。かうした誤解も平和を好まぬ武臣の淺慮さから来る。

見得を切り、啖呵を切りに行くそれが全權の總べてであるとは、松岡洋右氏も思はなかつたであらう。出来ることなら、脱退せず結局を結ぶことを松岡氏自からは祈念したであらう。全權として赴任するまでに同氏の手許へ一萬數千通の激勵書翰が届いたさうだ。脱退せよと云ふのが總べてであつた。たゞ一通だけ圓滿なる解決を望んだ者があつたとのことである。松岡氏はこの一人こそ眞の愛國者だと述べたさうだ。

松岡氏の本心を殺したものは、國民の俗論か、それともその他の者か、それは何れであつても松岡洋右氏は英雄視され、芳澤謙吉氏は凡骨視された、人に運不運は免かれないものである。

お互のことは相互間で決めること

東電と日電と東信電との三社の送電聯繫が愈々成立したさうである。多年の間、緊要なことが

らでありながら懸案問題として取り残されたことである。成立の時期が早いのが晚いのが問題ではない。この送電聯繫の成立したのは、たしかに日本の電力事業の上に一時期を畫したもので、業界のため祝福すべきことであらう。

當業者の間の利害關係に就いては、出来るだけ相互間で解決するのが良いのである。あゝではない、こうではないとこね廻してゐたのでは善いにつけ、悪いにつけ、とかく邪魔が入りがちのものである。襟度を寬くしてことに當れば、大概のこと柄は解決する。なにかにと揚子で重箱の隅を突きたてるから、ことが面倒になるのだ。

大同と宇治川電氣の係争問題にからむ、電力聯盟委員會の無力さ加減はどうしたことか、これに關して世間では聯盟委員會が権力失墜の端を開いたと嘲笑してゐる。一流どころのお歴々方が集りながら、双方の言分を聴取したゞけで、到底聯盟に於て處理することの不可能な重大問題であるが故に、これを逡信大臣の裁定に委せると云ふのであるが、ことが重大性を帯び且つその間には、特殊の事情が存在するから、これを水入らずの仲間同志で解決してやつてこそ、聯盟の聯盟たる所以ではなからうか。

最もこの問題に就いては、聯盟の發した聲明書には、今回に限りこれを逡信大臣の裁定に仰ぐとうたつてゐる。だが、この種の問題が起る度にまた候今回に限りと出でないとは、誰れも保證ができないであらう。

若し事實大同側も宇治電側も、聯盟内部と他社との利害關係で、偏寄な取扱ひを受ける事を恐れて、聯盟の裁定を希望しなかつたとすれば、大部分の係争問題は、これの裁定を希望しないであらう。なぜかと云へば、直接間接に大なり小なり聯盟内に關係の無い者はないからである。これを御無理御尤もで、承知する位なら、聯盟は無用の長物である。

電力聯盟が組織されて、やれやれお互のことはお互同志で、圓滿に解決する機關が出来上がったと思へば、その無力振りを暴露して權威を失墜してしまふ、これでは世間の期待に反する。

利害關係はお互の間で解決すればイザコザは無いのだ。東電、日電、東信電の間に、基本的諒解がなり立つて、三社送電聯繫が實現すれば、この範に訓へられ刺戟されて第二の聯繫第三の聯繫が各地に出現するに至るであらう。さうしてかくして日本の電氣事業が、事實の上に統一され統制されることが出来るであらう。これが政府の産婆役を頼まずに、お互の間に自動的に現實になし得ることは、東電、日電と東信電との實例がこれを示したのである。

どちらが重要か經濟會議の問題

なにも先見の明を誇るのではない。筆者は、國際經濟會議の開催を時に觸れて提唱した。この會議の強制力で、世界經濟の安定を圖らない限り各自の經濟政策や施設では、到底不況不安を一掃することは出来ないといふ持論からだ、全く夫れに違ひがない。その會議が眼の當り開催され

やうといふのである、其處で問題が起る。

會議の主唱者はアメリカである、いかなる場合でも、必要なことを痛感する者が、眞先に手を出すものだ。ではアメリカが經濟會議の開催を必要とするだけの理由があつたか、あればこそ率先して提唱し、肝入りし様と云ふのである。なぜ必要なのか、ル大統領は關稅の障壁が今日のやうでは、世界經濟の安定を期することができぬから、この障壁を撤廢すると云ふまでに至らないまでも、出来るだけ低下せしめるために、世界の經濟會議が必要なのだと聲明したのである。この點、極端な保護論者でない限り、大いに共鳴するであらう。それではこの關稅問題が會議の重點となるのか。

經濟會議の重點とするのは關稅問題でなくて、通貨の安定といふことが、第一義的問題になるらしい。通貨の安定が第一義的であらうが、關稅問題が第二義的であらうが、要は世界經濟の方面をより良き方向に、轉換せしめやうと云ふ精神に、立脚したものでなければならぬ。

ところで、この會議に對して關心を持たなければならぬ點は、今日まで開催された經濟會議と、今回開會しやうとする會議とは性質が異なることである。今日まで開かれた國際經濟會議は非公式のもので、條約の拘束力を持たなかつたが、今回はその會議の組織に對して、經濟條約に依る拘束力を有せしめやうとすることである。これは或は筆者の寡聞であるかも知れないが、さうであるらしい。

通貨の問題と關稅の問題とが、いづれが重要性を持つにせよ、この問題の歸着點に依つては、各國の受ける影響は深甚であらう。輸出國と輸入國との利害は全く相反するものがある。輸出國にしてもその國々の特種事情がある。強弱の差は免がれない。輸入國にしても各々持前の特異性がある。共に利害は等しくない關稅問題に絡む難點はこゝにあるのだ。

通貨の問題にしても、關稅問題とは本質的に異なるものがあるにしても、解決の至難なるに至つては同様であらう。爲替の低下から、世界の經濟市場に脅威を與へてゐるものは、日本とイギリスである。磅と圓とを安定せしめることは、世界の通貨問題を解決する鍵である。磅のことは暫く措き、圓爲替の安定は云ふに易いが行ふに難い、なやみはこの點だ。

既に、經濟會議の成否は問題になつてゐる。だが、日本はこの會議の成功のために、あらゆる努力とまた出来るだけの讓歩をも許さねばならないであらう。世界の經濟を安定せしめるためにさうしてそれが、我が國の經濟不安を一掃する前提と云ふことのために。

我は敢然として王道を進む

我は敢然として王道を進む、これは日本の現實であり、偽らざる態度であるであらう。信ずる所に従ひ、良心の命するまゝに、國是なりと意識する所に向つて行動を執る。若しこれが所謂帝國主義と云ふなら、帝國主義者であつても良い。侵略主義と稱するなら侵略主義者であつてもよ

い、孟子は云ふ、我にして正しくんば千萬人と雖も行かむと、此心境は、赤裸々にした日本の全姿である。

歴史は鏡である。虚偽も作爲も許さない。ありの儘の姿の映寫、これが歴史の記録である。吾れ王道に則し二千五百年、嘗て戻らず、終始一貫して今日に及ぶ。これ不拔の信念に殉ずるのは日本の國民性である。主義のために主張のために、國を賭し國民を犠牲にすることも、憚る所はない。こゝに我が民族性の特異性があり、さうして、他に誇り得る日本精神があるのだ。

東洋の平和を確保するために、アジア民族の共榮共存のために、我は王道を踏んで、かゞやしき國威を發揚する機會は、今日を逸してまた、他日に求めることはできないであらう。

國際聯盟を脱して數旬、爾後の國際時局は微妙に移動してゐる。元よりこれ等の國際關係は朝夕を圖り知る事ができない。アメリカに危殆を感じるかと思へば、イギリスに間隙がある。この間隙が雲散したかと思へば更に、ロシアとの關係が破局に陥るが如き状態を展開するに至る。日本の現状はまさに四面楚歌の裡にあるかの如き感がある。だが、これ等の國際風景は、我國民の深く覺悟する所のもので、歓迎しないまでも強いて避けやうとするものではない。

國際聯盟會議は既に脱退したるを以つて、これに關與する所のものはないのである。が、この會議に引續いて世界經濟會議は近く開會されやうとしてゐる。この會議は素より聯盟會議とは、本質的に異なるものがあるが、これと二三の成行の如何に依つては、國際間に危機の生ずることも

想定しなければならぬのである。さうして、その問題の當面に坐する者は、我が日本それ自身であることを知らねばならない。

世界經濟會議の議決に對し不同意の國は國際經濟の異端者として、當然にその罰則の苦汁を嘗めることを背じなければならぬ。それは國際通商條約に規定せる所の、最惠國たるの資格を停止されることである。即ち、國際貿易の上に於いて壓迫さるゝことが、多數の利益を無視する者に對する報復手段である。この結果はいかなるものを招來するかは、想像するまでも、無いことである。

多角形な國際關係に置かれた日本の立場は、一難去つて又一難來るの狀勢に在る、正しき道を歩む者の前にも天險がある、世界經濟會議は第二の國際聯盟會議の如き觀がある、この會議の折衝に際しても、國民は異常なる決心と覺悟を以つて、當事者を鞭撻しなければならぬ。

自治團體は電業へ進出する

都市の自治團體が電氣事業を經營しやうと云ふ目論見で、各地に買收計畫が流行したことがある。が、この計畫は一時終熄したがこの頃また擡頭してきた模様である。自治團體が電氣事業を經營することは勿論、悪いとは云へないが、さりとて良い事業であるとも云へないやうである。理論的に云ふなら、電氣事業は公共事業である。公共事業であるから公共團體がこれを經營す

るのが、一番に理想的である。私營事業と謂へば私利私慾が直感されるが、公共團體にはこの慾望から超越される。この點から推せば自治團體である都市自からがこれを經營することが妥當性に富むことになる。が、實際はどうもこの理想を裏切るやうである。

極端な云ひ分かも知れないが事業の經營は、事業の性質よりも人の手腕が第一義的である。反言すれば、事業よりも人と云ふことになるやうだ。従來、公共事業が自治團體の手で甘くゆかないのは事業が悪いのではなくして、その經營が悪いのである。經營が良くゆかないと云ふのは、その人を得ることが出来ないからであらう。否、人を得ないからではない。人物はこの頃の世であるから、求めるならたくさんに在る。だが、その適材を得ることができても、その人の手腕を振らす餘地を與へない。これが自治團體の悪い缺陷である。この實例はいくらでもあるであらう。電氣事業法の改訂に依つて明確に買收することが出来るやうになり、世間の不景氣に伴ふて電氣事業が不振に陥り各會社の配當も低下してゐるから比較的廉價で買收することが可能であり、また、買收資金の調達には地方債の起債が、従來より緩和され容易となつた。これ等に理由づけられて都市の電氣事業買收熱が擡頭したのであらうが、この點、自治團體も需要者も大いに考慮を要するものがある。

公共事業なるが故にと云ふ理由で、電氣事業が自治團體の經營となつた場合、假りに利益があつたとして、それは自治團體の財源となり、又は需要者はその料金を低下してもらふ餘地がある

やうに考へらるゝのが普通であるが、これはなか／＼實現しないのみか、需要者に對しサービスがなくなり、故障は瀕發する料金は却つて高くなる始末で、私營事業の方がどれだけ需要者に有利であるか解からないと云ふやうな状態になる。

とかく官尊民卑の餘弊は、まだ／＼抜け切れない。この氣風のある間は、官營事業や公共團體の事業經營は、一般の需要者に取つて、あまり有り難くないものであらう。まして地方の小都市に至つてはこの弊害は一層激しいものがあるであらう。若し地方の自治團體が電氣事業を經營しやうと云ふなら、經營の衝に當る人物に充分に働き得る餘地を與へることゝ、需要者の福利を第一に考へてやるだけの心がけがない以上、其事業經營は恐らく失敗に終るであらう。

政局の不安は何より悪い

高橋蔵相は辭めると云ふ、蔵相の辭めることは既定のことで、ただ時の問題に過ぎない。そこで起る問題は若し蔵相が辭めた場合に内閣總辭職の必要があるかどうかと云ふことである。蔵相の看板が變つたからと云ふて總辭職の必要條件には勿論ならぬであらうが、若し高橋蔵相に續いて鳩山文相、三土鐵相、南選相なりの政友出身の閣臣が辭めたとなつたらどうなる。閣臣の一人が辭めた場合は改造で済むが、二人三人の場合には、總辭職せねばならぬといふ理窟はない。理窟の上からは改造で済んでも、これでは事實が承知しない。非常時なるが故に強力な

る内閣の組織といふことに輿論の火の手が擧がり、さうして、これがために政黨政治の本道を外れることも、肯定されたのである。だが、その強力内閣の一角が崩れたとなれば、即ち政友會が事實の上に齋藤内閣と手切れとなつた場合、強力内閣は強力でなくなつてしまふ。この一點から云ふても、政友出身の閣臣が辭職したとなれば、内閣は總辭職の外はないであらう。

蔵相の辭めることはさまで問題ではなからうが、蔵相が辭めるとなると、鐵相なり文相なり或ひは選相なりが、己れも辭めると云ふことになるであらう。これが現強力内閣の致命傷である。政友會の天下取りの妙薬はこれ以外に策謀の仕様がなないであらう。

現内閣の延命を策する連中にすれば、なる可くなれば改造で行き度いが、改造が至難であるなら、大命再降下の手で齋藤内閣の壽命を延長しやうと企圖してゐるやうだ。この場合、改造で壽命が延びやうが大命再降下で延長しやうが議會で政友會との正面衝突は免かれない。だとすれば議會は解散となる、この奥の手を用ゆる以外に絶對多數の政友會に對峙する手段はなさそうだ。

現在平靜を装うてはゐるが、政界の暗流は此策謀をめぐつて、政局の上に大きな不安を與へてゐるやうだが、非常時が解消されないどころか益々強化されやうとしてゐる時、政黨人の黨争には困つたものである。だが此處で考へることは非常時であるから、純然たる政黨政治を否定しなければならぬかどうか、單一政黨の内閣組織では強力な内閣が出来上らないものと云ふことである。政友會が現内閣と絶縁して弓を引かうとしてゐるのはこの點にあるのだ。が、かくなけ

ればならないことも今日のやうに、政黨政治が信用されない有様では、政黨政治の常道もなにもあつたものでない。

現状で行くなら現状でも結構だ、改造を斷行するなら改造も悪くはない。總辭職に續いて大命再降下の再組織もよからう。がしかしどちらでもいい、政局に不安の在るのは何よりも好ましくない事である。これと云ふのも大きな問題が一先づ片づいたからであらうが、來月中旬頃からはロンドンの經濟會議が開かれる。或ひは、このために内閣の壽命も現状のまゝで延びるのではなからうか、拾ひ物と云ふものは豫期せぬ案外な處にあるものだから。

雲行の悪いこの頃の國際關係

この頃の國際關係は頗る悪い、雲行は甚だ險惡だ、こと毎に日本に不利なことが頻發する。聯盟を脱退したからか、さうではあるまい。日本の聯盟脱退は、既に過去の事實である。例へそれは過去の事實であつても、このことの結果としてはことが早すぎる。未だ聯盟では日本の處置をどうするかに就いて、小田原評議をやつてゐる。だから、日本が脱退したと云ふことに依る報復手段、それがこの頃の國際關係の現はれであるとは、斷じて考へることが出來ぬ。では、どうして頻々として國際關係が不利に陥るのであらうか。

東支鐵道の問題は、ロシア對滿洲國のかゝり合であるから、直接には日本に關聯したことは

ない。だが、ロシアにすれば敵は本能寺にあるのだ。今日の場合、滿洲國を中心に、利害關係をもつ各國との間に面倒なことがらの起るのには、覺悟の前のことである。が、さてこの頃のやうに國際問題が、藪から棒に豫期せぬことのみ生じたのでは少し面喰らふ。

抗日ポイコットで支那の輸出が駄目になつた。この穴埋めに東方市場を開拓した。圓爲替の低落が何よりの武器となつたのである。だが、この崇りがてき面に現はれて來た、印度の通商條約の破棄がそれであつた。續いてトルコ政府からも通商條約の破棄を通告して來たのだ。トルコの通商破棄はさまで驚くに足らぬかも知れない。が、印度はお得意先としては大切な市場である、これからの破棄通告には脅威を受ける。

若し、圓爲替の低落から海外市場で日本商品が安いと云ふことから輸出が旺盛となれば、他の外國品が脅威を直接に受けるのみならず、その國の製品が痛手を蒙む。その結果として日本商品の關稅引上げや輸入制限を加へられ、通商條約の破棄と云ふことになれば、第二の印度第三のトルコが續々として生ずるであらう。これでは日本の貿易があがつたりになつてしまふ。海外の市場では圓爲替の安いことは云はずに、日本商品のダンピングであると云ふと、不正の投資に對する手段を採つてゐるやうだが、政府でも無節制なダンピングは止めるが良いと、戒告を與へてゐる。これでは製造業者も、輸出商人もやり切れた話ではない。

爲替の安いのは製造業者や輸出商人が自由にコネ廻してゐるからではない。日本其者に不安が

あるからだ。不安さへ解消すれば、爲替は高くなる。市價も水平を保つであらう。ダンピングだと云ふケチもつけられずに済むのであるが、爲替が依然として今日の状態である限り、日本商品は海外市場でとかくの非難は免れない。だが、この頃の海外市場で日本商品の受けてゐる壓迫は、單に、日本商品のダンピングと云ふ事のみから來てゐるものとは思はれないのである。出る釘は打たれる、どうもこのことが國際關係を不利に導いてゐる原因であるらしい、いづれにしても困つたものであるが、これも時の勢であらう。

空間の占用料は二重の搾取である

まさか江戸の敵を長崎でうつ積りでもあるまいが、函館市は水電會社に對して、買收權利關係確認の訴訟を起したあげく、また、電線の空間占用料徴收といふ奇抜な課税計畫を立て、大きな衝激を與へてゐる。全く驚いた話だ。

これでは、相手方が己れの云ふことに應ぜぬ腹癢せに咽喉を絞めあげた上に、頭をどやすやうなものだ。義理にも変められぬ。

電線の空間占用料を徴收するといふことになる、どの點から見ても、二重の搾取になる、二重の搾取もその對象となる課税物件にあつては、絶対に悪いとは云はないが、それが電気工作物である以上最悪であると云ふことになるのだ。

市の理事者は、よく／＼この點を、再検討して見る必要があるであらう。

電線路、それは電柱と電線の工作に依ることは、あまりに明かな事實である。さうして、この二つのものはこの場合不離の關係にあるであらう、二つの物體によつて一つのものが構成されたとき、課税の對象物件となるものは、構成された物にあつて、その部分品でないことは必然のことである。

電柱を建設するために道路を占用してゐる。この占有のために徴收されてゐるのは、道路占有料なるものである。名稱は道路の占有料であつたとしても、事實は、空間を占用する所の電線路料金であるであらう。

函館市の理事者は、道路面の占有といふこと、空間を占有するといふこと、の二方面から、電線路といふ一つの工作物に對して、新に料金を課さうと云ふのである。これがほんとの二重搾取といふやつである。

曾て、茨城縣に於てラヂオ税なるものを創設しやうとして物議を起したことがある。縣の當局者はラヂオを娛樂なりと誤認したのであらう。だが、内務當局はこのラヂオ税の創設を拒否した、ラヂオは文化の施設であつて娛樂でないといふ見解からであつた。

若し空間を占用するからといふ珍妙な課税が許されるなら、空間を占用するものは、ラヂオより廣大なるものは他にあるまい。函館市はこの占用料を徴するに、定めしまごつくことであらう。

電柱占用料すらも、この頃の不況では、とかく問題になりがちである矢先、電線の空間占用料金などを創設されたのでは、各地の電力会社もやり切れぬことであらう。これが認可されたら次に何を案出したすか解らない。

搾取といふことは労働者が資本家に對して云ふことかと思つてゐたら、資本形態の事業を、公共團體が搾取するものだといふことを知つた。

訴訟問題は法の上で決めることだ、八つ當りに妙な課税の對象物を探し廻つて、問題を惹き起すのは市の理事者のためにとらない。(昭和八年五月)

英國と日本の貿易協定はどうなる

海外の市場で他國の製品を壓迫してゐるものは、日本の商品と英國の商品である。この二ヶ國の商品は何處の海外市場に於ても斷然優勢なる立場に置かれてゐる。ポンドも圓も共に爲替安の關係から他國品よりもズツト安い市價にある。だから品物が良くて價格が安いとあれば、これに購買力の集るのが當然のことであらう。

かうした關係の下に、英國の商品と日本の輸出品が、海外市場で爭覇戦をやることも勢ひの然らしむる所だが、さて英國自身に取つて他國の市場で日本商品と競争するのは、止むを得ないこととするも、自國の版圖市場に於て日本商品の脅威を受けることは、堪えられないことであらう。

果然、日本商品の驅逐策、これが即ち今日の日英兩國間の問題である。

印度に於ける日本との通商條約の破棄、英領アフリカの日本製綿布織物の關稅引上を始め、日本から輸出するこの種の製品に對して英國は、極力これを自國の市場に輸入することを防遏しやうと企圖してゐる。英國としては自然の自己防衛であらうが、これでは好くて廉い品物を需要しやうとする多數の者が、迷惑を感じることであらう。

これを卒直に云ふならば、英本土の産業を保護するために、多數植民地民の利益を無視するといふことになる。少數の生産者を擁護するために多數の購買者を犠牲にするといふことになるのではないか。

このやうな保護政策に大きな矛盾のあることを痛感した英國政府は、卒直に日本に對して、貿易協定を提案して來た、さすがは英國である、是非を解するに敏感である。

この協定も近い内に具體的に論議されるやうであるが、こゝで問題になるのは、日本から輸出する數量を協定するか、それとも輸出品の價格を協定するかといふ二點にあるらしい。が、この二つのものはどちらにしても厄介なことであらう。

輸出數量を協定するといふことは、畢竟するに日本の輸出量を制限するといふことであらうし、また價格を協定するといふことは、英國製品を脅さない程度の市價を決めるといふことであらう。この二つの協定題目は、どちらにしても日本製品にとつては苦手であるだらう。

尤も、ものごとは取りやうである。輸入防衛の手段を採られて輸出が不可能になる事を考へれば、數量を制限されても、輸出價格を決めても、今日の際、がまんした方が得策であるかも知れない。だが、孰れにしてもかうした現象の起るのは、日本に取つて甚だ憂慮に堪えないことである。この頃の國際關係は日一日として面倒になつて来る、何んとか平靜にならぬものか。

道路占用規程の疑義に關して松本博士に 質す (昭和八年六月)

今回、函館市は函館水力電氣株式會社に對し、新たに空間電線路の占用料を徵收することを企圖してゐる。

空間電線路に一定の道路占用料金を徵收することの是非善悪は、理論的にはその立場立場に依りて、立論の根據はあるであらうが、それは要するに理論の上に於ける是非利害の問題に過ぎないのである。

だが、現實に吾等の前に展開してゐる所の、函館市對函館水電の問題は、理論の上に利害得失を求めやうとしてゐるものでもなければ、また、その是非善悪を純理論に探求しやうとしてゐる

ものでは勿論無いのである。ただ現實の問題として、長期占用電線路に對し一定の占用料を課することが適法なるや否やと云ふ、端的なる函館市の告示に依る道路占用規程の、法文の解釋にあるのである。

函館市の公布せる告示第一六九號の道路占用規程の條項に照し、松本丞治博士は空間電線路に對して占用料を徵收することは適法なりと斷定せるに當り、左の如き理由を根據としてゐる。

道路占用規程第三條但書は電線路の敷設のための占用に在りては、占用期間を二十年以内とすべき旨を定め、同第十八條は占用料の標準その他の規定をなすに當り空間の占用は前各項を準用して本表の料金を徵收すと定めたるが故に、同規定は電線路の敷設による道路上の空間の占用を道路の占用と認め、これに付いて占用料を徵收することを定めたるものなる事は疑を容れざるところなり。

右の松本博士の條項解釋から生じた斷案に對し、吾等の抱懐する疑義點を表明して、博士の高教を仰ぎたいと思惟するものである。

- 空間電線路の占用料問題に關して、係争點となるものは、
- 一、空間の占用は果して道路の占用と見做し得るかどうか。
 - 二、電線路の占用は、電柱占用の附帯占用と解釋するのが妥當であるかどうか。
 - 三、電線路の敷設とは何物を指示するのか。

以上の三點は本問題を解決する上に於いて、最も重要性を帯びるものであり、且つまた實際の争點も、この三つの疑義に存するであらう。

以上の三點は必らずしも函館市の道路占用規程の條項に依りて、これが是非を判別すべきものではないことは論を俟たない。即ち、一の空間を占用することが道路の占用と見做すことを適當とするかどうかと云ふ點及び、二の電線路の空間占用は電柱建設に伴なふ附帯占用と解釋することが妥當であるや否やの點は、全く理論の上から検討されるべきものであり、これに反して三の電線路の敷設とは何を對象として指示するかと云ふ疑義に關しては、市の道路占用規程の條項を解釋することに根據を置かなければならない。

かうした立場から、空間電線路の占用料徴收問題の疑義を擧げたいのである。

空間を占用することに對し道路法の所謂占用と認め、これに一定の占用料を課することが適法であるか、どうか、この點に關して松本博士は、道路とは路面のみを指すかと云ふに、その然らざることは明白にして瓦斯管等の道路地下埋設を以つて、道路占用と見るに付いては嘗て疑ひを挟む者あることなしとして、實物辨證に依り、地下を占用することが道路の占用である以上、空間を占用することもまた道路の占用であると云ふのである。この解釋は至當である。

だが、この博士の解釋は空間の占用と云ふことのみに對し、かく解釋するのは穩當であるかも知れない。が、それだからと云ふて決して絶対性のもものではあり得ないであらう。

電線路の空間占用の場合に於いては、全くこの解釋に基點を置くことは危険である。若し嚴密に法規を解釋するとなれば、空間の占用と云ふことを、道路法の占用に律しやうとする場合、そこに當てはめ得ない矛盾に陥ることになる。

道路の占用とは何ぞやと云ふことに對し、博士の所説は占用と云ふ以上は或る程度に於いて、道路を占據してこれを使用する觀念の下に、特別の箇所の有形固定的の特別の使用を云ふと論じてゐる。

この所論の主體となるものは云ふ迄もなく、道路の占據と云ふ事實であらねばならない。空間電線路の場合に對しこの解釋を當てはめて見ると、道路面を占據するものは電柱そのものであつて、電線路では斷じてない。

更に博士は電線路の敷設と空間の占用と云ふ點に關し、道路法の立法精神に則して、電線路の敷設は常に通行人に精神的の壓迫を加ふるのみならず、樹木高尺物の運搬、その他に直接に妨害を與ふる虞れがあるから、これを目して道路の占用と解するも不可はないと云ふ意見である。

かうした解釋も或ひは一つの見方であるかも知れない。だが、それよりも、電線路の空間占用を、道路の占用と同視する理由があるなれば、都市美又は都市衛生といふ立場から道路面の建設物の統制といふ點に、結びつくことが至當であらう。通行人の精神的壓迫、樹木高尺物の運搬等は、所謂道路面を對象として見る所のもので、電線路の空間占用を道路の占用と同視する根據と

ならない。

四九〇

松本博士は、道路の占用と云ふ意味は明確でない前提してゐるが、道路の占用が明確でないでなく、地下の埋設物若しくは空間の施設に對し未だ法規の制定を見ないために道路法に準じやうとする結果、占用といふ解釋が至難になるのではなからうか。

以上の點から見ると、空間の占用と云ふ事實に對し、道路法の占用と云ふことをそのままに使用することが、適法であるかどうかと云ふに、これに對し吾等の常識は合理的な適法のものと思はることは出来る。だが、これは前言の如く絶対的のものではない。

少なくとも、電線路の空間占用に關しては、電柱の道路占用と切り放して、更に空間占用と云ふ二重の取扱いを受くべきものでないと思はれる。

空間の占用と道路の占用を同一意義に解釋することの失當なるは、前述の如くである。が、この問題に續いて考察されなければならぬ點は、電線路の空間占用は、電柱の路面占用の附帯占用なるか、どうかと云ふことになるであらう。

この點に關して吾等は、電線路が空間を占用することは電柱の道路路面を占用してゐる事實の延長であると解釋しやうとするものである。

松本博士は、この點に關し左の如き見解の下に、電線路の空間占用は、これを電柱の路面占用とを別個のものとして取扱い、電柱にも電線路にも、占用料を徴收することは適法なりと、解釋

するものである。

その解釋の根據は即ち、空間の占用を以つて道路の占用なりと云ふ前提から出發するものであつて、これを肯定する以上は道路占用規程を適當なりと認め、而してこの規程に基きて、電線路に對し占用料を徴收しやうとする行爲をも、また適法なりと認めなければならぬと云ふ斷案をくだしたのである。

だが右は博士の獨斷であつて、一般の肯定し能はざる所のものであるであらう。なぜかと云ふに、いかなる場合に於いても、空間を占用すると云ふ事實に對し、絶対的に道路の占用と同一に解釋し得る法文が明證されてゐるなれば、博士の解釋は正しいが、この點に關しては勿論法文に依る何等のものも存しない。従つてこの解釋の基礎となるものは、道路法の立法精神に依據する外はないのである。この立場より解釋すれば、空間を占用する事物に徴して、道路法の所謂道路の占用に準ずるか、或はまた道路の占用なりと認定するか、或は全く道路の占用と同一義に解すべからざるものであるかを、判定しなければならぬ。

これあるが故を以つて、吾等は、空間の占用を道路の占用なりとする見解は妥當であるとするも、それは決して絶対性を約束してゐるものではないと云ふ見解を持してゐるのも、これがためであるのである。

電線路の空間占用は電柱の道路占用に伴ふ、附帯占用に外ならないと云ふ、吾等の主張に對

して、松本博士は函館市の道路占用規程第三條乃至第十八條の條項を根據としてその誤れる點を指摘してゐる、この條項の解釋に對しては以下吾等の論及しやうとする所のものであるが、電線路の空間占用と云ふことは、電柱の路面占用と空間占用とを不離不可分のものとして、取り扱ふことが理論的に考へるも、實際の上に照合するも妥當である。

電氣軌道の場合にこれを見るも、専用軌道は別として然らざるものが一定の道路を占用し、さうして、これに架設したる電線路に對し、空間占用なる理由の下に、占用料の徴收をなすことを適法なりと云ふことができやうか。

不合理なる適法といふとはあり得ないことである。法的には適法行爲と見做すことが可能であつても、それが不合理であつた場合それは不法行爲であらねばならないであらう。法文の缺陷は往々にして不合理なる適法が存在する。かゝる場合に始めて、法の適用技術は、合理的に法の解釋を爲すであらう。

次に考察せねばならない點は、電線路の敷設とは何物を指示するのであらうかと云ふことにあるのである。更に詳言すれば、函館市の告示第一六九號に依りて公布された道路占用規程の第三條に記する所の條文、即ち、

占用の期間は滿三年以内とす。但し、電柱、街燈柱の建設並に電線路又は瓦斯管路の敷設若しくは専用軌道の敷設、その他地下工作物敷設のための占用に在りては二十年以内とす。

右の但書にある電線路の敷設と明記してゐるのは、果して何物を指示してゐるのか、吾等は此の條文に對して疑義を抱くものであることを茲に表明する。

松本博士の所説は、この第三條の但書の明文に重點を置いてゐることは、改めて云ふまでもないのであるが、その見解に依れば、電柱と云ふ字語と、電線路の敷設と云ふ字句とは、全く分離されてゐる點から見ても、電柱を建設するために占用する所の路面の占用料と、空間を占用する所の占用料とは可分的のものであつて、函館市が新に電線路の空間占用料を徴收しやうとするのは、違法の行爲では無いといふのである。

この但書に明記する所の電線路の敷設と云ふことは、空間を占用する架空線のことを稱したものであらうか。或ひはまた、地下に敷設する所の電線を指稱したものであらうか。

但書の明記する所を常識的に解釋すれば、電線路の敷設と云ふ意義は「電線路又は瓦斯管路の敷設」と併記してある點に鑑み、電線又は瓦斯管路の敷設と解釋するのが至當であるらしい。

博士は電柱と電線路を可分的のものであると解釋するのが妥當であることを力説するために、第十八條の料金徴收の標準方法を擧げてゐる。博士の説に依れば、第十八條に空間の占用は前各項を準用して、本表の料金を徴收すとある以上、明かに空間占用に對しても占用料金を徴收するのは適法であると云ふのである。

茲に明記してある空間占用といふことは、博士の所説の如き、電線路の空間占用と云ふことに

毫も觸れてゐない。

四九四

特に考慮すべき點は、空間占用といふことを、電線路の空間占用と解するのは、早計であるであらう。空間を占用するものは單に架空電線路のみでない。

函館市の道路占用規程を設定公布したのは、昭和三年九月十五日であつて、右規程の占用料金の改正を行つたのは昭和八年二月一日であるが、この改正料金の上に於いて舊料金表に記載せざるものを個々に明記してゐるのである。

即ち、電柱は三平方米同支柱同支線は二平方米、街燈柱及標本の類は一平方米に對する占用料を徴収す。

電線敷設の地下埋設物の占用は、幅一米以内のものは一米に對する占用料を徴収す。この占用料金の改正に際しても、電線路の空間占用と云ふことに對し、全く關心を持つてゐないのである。

かゝる假想的のことは事實上、あり得ないことではあるが、理論を實證するために、あり得ないところの架空のことがらを、假定して見ることにする。

茲に私有に係る樹木ありとせよ、この樹木を公道の路端に移植する必要ありとして、道路管理者の許可を受けて道路の占用をなした場合に、道路の占用と空間の占用といふ二つの占用料金を徴収することは、果して併立するものであらうか、どうか。

この場合、われ等の社會常識は路面を占用するところの範圍に依つて占用料金を肯定することが出来るであらう。

勿論、地下を占用する深さ廣さは、この場合には問題でないと同時に、空間を占用する高さも廣さも、全く交渉を持たない。たゞ一つの物件として取扱はれるに過ぎないであらう。空間を占用する電線路の場合に於いて、路面を占據する電柱の道路占用、さうして、空間に架設さるゝ電線路の空間占用も一つの物件として不可分の不離のものと、解釋するのが吾等の社會通念であらねばならない。

電柱は空間に電線路を架設する基礎的工作物である。將來は知らず、現在に於いては電線路の架設には電柱の建設を絶対必要條件とするのである。

この端的なる一つの物件に對して函館市の設定したところの道路占用規定は、その解釋を二三にするが如き曖昧なるものである。

松本博士はその占用規程の條文を解釋して、電柱占用料と電線路の空間占用料とは、併立し得ることが適法なりと稱道するのである。だが、この解釋の根據に對する疑義は既に前論に由つて明かであらう。

これを要するに函館市は函館水力電氣株式會社に對して新たに徴收し様と企圖してゐる。電線路の空間占用料といふものは、一つの物件に對し、上下の兩面から二重の負擔を強ゆるものであ

つて、かゝる不法行爲は吾等の社會通念も相容れないところのものである。

若し、われ等の社會常識なりまたは社會通念なりが、函館市の空間占用料金の徴収を否定することを、穩當でないと言ふならば、この種の二重負擔は電力界の傳統的習慣を無視するものであらねばならない。

この事象に關し、一定の理論が確立して居ない場合に、或は法文の解釋に疑義の存した場合に社會通念若くは傳統的習慣に依據して、その是非を判定することが最も妥當な處置ではなからうかと思はれる。

こゝに本問題に對する解釋の重點を置くことが至當であるなら、必然的の結論として函館市の空間占用料の徴収は否定される運命にある。

なぜかと云へば、未だかつて日本の電力界に於いて、空間占用料といふ珍奇なる問題が惹起したことがないからである。それは餘りにも非常識なる考案であり、負擔の加重を強ゆるものであり、また、業界の傳統的習慣を無視し破壊するものであるからである。

以上、松本博士に質すの一文は、匆々の際として、行文の辭句を修めず、先覺に對する禮を失する點は多々あり、冀くは高教を垂れるに吝かならざることを期待するものである。

函館水電買収問題と坂本市長の認識不足

一 緒 言

都市問題第六號に、坂本函館市長は「函館水電市營買収價問題と報償契約確認に關する訴訟事件」と題して會社對市との買収交渉の顛末を記し、報償契約の條項通り、會社側が市の要求に應じないのは、不都合であるから、訴訟を提起するに至つたものであると發表してゐる。この市長の公にした一文に對して、當事者以外の立場から嚴正なる批判を加へてみたい。

二 企業形態の本質と特殊性

坂本市長は、企業の形態から見た所の電氣事業に對し、電氣事業は市民の利害を直接に左右する公共事業である。公共的特殊企業であるから、報償契約に於いてはその決定した期間に於いて公共團體はこれを買収し得る權利を確保してゐると主張してゐる。

市長のこの見方は正しいやうである。だが、この見方が正しいからと云ふて、それでは其の考へ方も同時に誤りの無いものであるかといふと、決してさうではなからう。この場合坂本市長の

見方なるものは、報償契約の上に規定された條項の正面解釋に止まる。が、考へ方に至つてはその報償契約を離れて、純理論の立場に於いて、考察することである。

だから、坂本市長のやうに報償契約を正面から解釋すれば、その見方は正しいことにはなるが、一步離れて純理論からこの問題を考察すれば、其處に誤りの伏在する點を見出すであらう。

企業の形態が公共事業であり特殊性のものであるから、報償契約が生れ、公共團體の權利が確保されるものと坂本市長は考察してゐるやうであるが、此考察は誤つてゐる。報償契約なるものはこうした企業形態の本質性に照合されて、發生したものであるのではないのである。報償契約の條項の内でも重點となるものは、公共團體が同一事業を經營しないと同時に、新に生ずる同一事業に對して承諾を與へないといふ、獨占權を認めることである。

この獨占的權利に對して、契約満了に際し公共團體の買収に應じなければならぬ事、料金の引上げには同意を必要條件とする事等であらう、これは獨占權利に對する義務の負擔である。

電気事業は公共事業であり特殊性のものであることは、坂本市長の言に聞く迄もなく、それはあまりにも明白なことがらである。

だが、この特殊な企業形態に對して、市民の利害を左右するからと云ふ理由、又公共事業であるからといふ根據で、特別な保護をこの事業の上には加へられてはゐないのである。一切の企業と同様に、自由制度の下に置かれてゐる事は勿論である。たゞ實際に企業の性質から生ずる特異

性が自由制度の下にありながら競争事業の出現が、至難であると云ふに過ぎない。公共團體が締結した報償契約なるものが、競争事業である事に不向きな、電気事業に對して其團體の所有する所の營造物の使用を認諾して獨占的權利たらしめたのは、事實の現象を裏書したものに過ぎないであらう。

三 報償契約發生の歴史的過程

若し公共事業であり特殊性のものであるから、國家の産業法がこの特殊企業形態に對して、特別の保護を加へたと云ふなら、國家なり公共團體なりに明確な認識があつたということになるのである。が、保護も加へず、取調べもなさずして、報償契約が締結されてゐるのであるから、いかにも電気事業の特殊性を認識して、終始して來たやうに云ふのは身勝手な言分である。

坂本市長の言葉を借りて云へば、明治二十九年函館水電會社創立以來、事業の性質が公共事業であるから、この點に多大の關心を持ち大正三年には市と會社の間に、報償契約を締結して今日に及んだと云ふてゐる。

報償契約なるものが始めて日本で締結されたのは、東京市對東京瓦斯であらう。明治四十年頃東京瓦斯は千代田瓦斯の出現に依つて競争事業となつた。二年有餘に亘る競争は双方に痛手を負はずは當然であつた。東京瓦斯は遂に千代田瓦斯を買収併合して、競争の不利から逃れたのであ

る。かくして再び競争相手の實現を防止するために、東京市との間に結ばれたのは報償契約であつた。この契約に依つて東京市はこれに依り多少の増收を圖ることが出来たのである。平面的に云へば東京市は東京瓦斯に獨占的立場を與へ保護を加へた代償として、一面には東京市の收入増加の路を開いた。これが即ち所謂報償契約なるもの、最初のものであつたのである。

東京瓦斯と東京市の報償契約に續いて生じたのは、東京電燈、東京市電、日本電燈の三電協定から生じた報償契約であらう。今日各公共團體と電燈會社との間に締結されてゐる報償契約は、これに刺戟され指導されたものであることは云ふまでもない。

この報償契約の歴史的過程に見る時、其處に現はれてゐる瞭然たる事實は、電氣事業が公益事業であると云ふ企業の特種性から、公共團體が自發的意識の下に出發してゐるものでないことである。

公共事業を經營する所の企業者が、その企業の立場を擁護するために必然的に起つた要求と、企業の性質がその條件に當てはまつてゐる事のために、報償契約が成立するに容易であつたのである。

公益公共事業といふ特殊企業は單に電氣事業のみではなからう。市民の利害に直接影響する企業は、電氣事業のみに限定されないであらう。

公共性を帯びた獨占事業として國民大衆又は市民の社會生活に、重大なる關係を有する物は電

氣、瓦斯、水道、地方鐵道、軌道等である。これ等は等しく共に公共事業であり獨占企業である。がしかし、その企業者と公共團體との間に締結されてゐる報償契約は、悉く異なるものがあるのである。

坂本市長の考察するやうに公共事業であるから、その企業を買收し得ることを報償契約が約束するのだと云ふのなら、これ等總ての公共的企業を買收し得ることを約束しなければならぬ。同時にこれを實現することが公共團體の任務であらう。だが、特殊性の企業の内、主として電氣事業にのみこの點が力説され計畫されるのは何故であらうか。

この問題に先きだちて、電氣事業の踏んで來た路を顧みて見やう。

四 公共獨占企業と國家干涉

公共性を帯びる獨占企業に對して、特種な取扱ひをしない、他の産業と同様に自由制度の下に置いてきた事は前言の如くである。がしかし、國家の經濟政策は全くこの特殊企業に對して無關心であつたかと云ふに、決してさうではなかつたのである。

特殊企業に於ても、その企業の種類性質に依つてそれぞれ關心の持ち方にも、相違するものがあつたであらうが、電氣事業に對して以下のやうな段階を経てきたものゝ如くである。

日本電氣事業の今日までを畫して四期に分けて見る。さうして、日露役後電氣事業勃興時代ま

でを第一期とし、日露役後の勃興時代より世界戦争當時までを第二期とし、世界戦争後の事業勃興時代より昭和五年頃の産業合理化時代までを第三期とし、それより爾後を第四期として見る。第一期の事業の創設時代に於ては、この公共的獨占事業に對して、國家の經濟政策は端的に工作設備技術等に關して保安取締に關心を持つに過ぎなかつた。次で第二期に入つては本格的經濟政策に立脚して保護奨励の下に事業發達を企圖した。續いて第三期に及んで事業が過剩に陥り競争の弊を防止する方針に出でた。第四期に入るに及びて、社會經濟の立場から事業統制の方針を採つてきてゐる。

大體に電氣事業の過程を總括すると、以上の四期に畫期することができやう。この經濟政策の方針を眼目として、その企業が公益的であり特殊企業である本質に對して、市民生活の利益に反し得ないやうに取締つてゐることは多言をまたないであらう。

かやうに公共事業として市民の生活に重要な關係を有する電氣事業に對して、國家の採りつゝある方針若くは關心は、一般の産業に對すると大同小異であるにすぎないのである。

この點から見ると、産業の自由制度、自由制度を基本とする經濟組織の下に、經營される企業は、その企業者の意思が第一義的のものであり主要なるものであらねばならぬ。

茲に至つて坂本函館市長の水電買収問題の考察點に、結びつけて見ることにする。

若し假りに函館市對函館水電會社との間に、報償契約が締結されてゐなかつたなら、坂本市長

が公共事業を力説しやうが、企業の本質を強調しやうが、それは一種の理論であつて、日本の産業制度の建前が許さない、理想に過ぎないであらう。なぜなら、それは日本の私有財産制度を破壊しやうとするものであるからである。

だが、市と會社の間には、嚴然として報償契約が存してゐる。この双方の間に締結されてゐる報償契約の上に、期間の満了に際して市の買収を拒むことを得ないことを、約束してゐるのである。この契約條項から見れば、坂本市長の買収問題に對する見方は正しいと云はなければならぬのである。だが、この見方は正しいものであると云ふても企業の本質から出發する所の理論的根據のないものであることを知らねばならないのである。では、何故に、この歴然たる契約の明文に函館水電が應じないのであらうか、問題はこの點に論及しなければならぬ。

五 買収問題の第一義的條件

市と函館水電との間に締結された報償契約の條項に、契約期間の満了に際し、市が會社の事業を買収せんとするときは、會社はこれを拒むことを得ずと規定してゐることは、その第十條の明文に徴して明らかである。

では、會社側は市理事者の買収交渉に對して理由なくこれを拒否したのか、決してさうではなかつた、この點に關しては市長も聲明してゐるやうに、數回に亘つて交渉は重ねてゐる、その具

體的交渉に入つたのは昭和七年の九月であつた。

この交渉に於いて問題となつたのは、賣方と買方の價格の開きであつたのである。市側の評價高は一、二、四一、七一九圓五七錢であつたに對し、會社側の評價は二四、六〇〇、四八〇圓八九錢であつたのである。

賣手側は二千四百六十萬圓有餘であるに對し、買手側は千二百四十萬有餘の評價を主張したのは、全く話にも相談にもならう筈がない、當然交渉は決裂に終るであらう。

この双方の買收價格の相違を重點として、爾後何回かの交渉が重ねられたが、結局は徒勞に終つたのである。

若しこの買收問題が私的契約であつたらどうであらう。當事者の一方に讓渡する意思が全く存在しないに拘はらず、強制的に讓渡することを契約せしめた場合に、その契約が有效的なものであらうか。

假りに私的契約に於いて意思に反することを強要された結果が有效であつたとして、その評價格に双方の評價條件が一致しない場合に、果してどうなるであらうか。

契約面にこんなことが規約されてゐたとして「買收價格は會社の總株數に東京市内の株式取引所に於ける既往五ヶ年の平均相場を乗じてこれを定む」とした場合、この價格の算出方法なり、また條件なるものが果して妥當なものであらうかどうか。

これ等の點は勿論、私的契約の場合には有效無効に關して多大の疑義が含まれるであらう。私的契約に於いて疑義の存するものであれば、公的契約に於いてもまた疑義點として取扱はれることが當然であらう。理論的にも實際的にも報償契約なるものゝ無効論を主張されるのは、恐らくその妥當性を缺如するためであらねばならない。

函館水電會社の立場を観るに、會社側に於いては二十年來繼續した所の市との契約を尊重して買收の交渉に應じてゐるのは事實の上に於いて明らかである。たゞ拒否する重點は讓渡金額の相違が問題となるに過ぎないのである。

函館市の理事者は徹頭徹尾二十年以前に締結した報償契約を楯として、それに規約された條文に依つて買收し得る権利があると主張してゐるのである。

だが二十年前と云へば二十昔のことである。この二十年間の長い歲月は、國家の産業に對する方針も異ならしめた。公共事業に對する企業者の觀念も變つてゐる。國家の施設社會の事物悉く一新してゐる。

時代精神に伴ふて法規の改廢が行はれる。舊い時代の生んだ報償契約が、新しい時代の考へ方に適應するやうに改正されるのが、それが順當であるであらう。この舊い時代に作られたといふだけの理由に於いても報償契約なるものに疑義があつてもよいであらう。

六 買収の動機と考へ方の誤謬

坂本市長が函館水電を買収しやうと企圖した動機はどこにあるであらうか。この點に關して市長の聲明してゐる所に依ると斯うである。

公共事業を營利會社に委ねて、少數の重役や株主に其利益を占有せらるゝが如きは、事業の特質を顧みざるも甚だしき事であると。

電氣事業を買収して市營にしやうとしてゐる市長の動機は一應尤ものことである。この無産黨張りの資本主義經濟を否定する根據はどこに在るのかと云ふと、決して買収後に於いて純益だけを市民の負擔を軽くすると云ふのではないのである。市の財政が年々窮乏してゆくから、これを補填するために財源としやうといふのである。この買収の動機が果して純良なものであらうか。

坂本市長は公共事業である企業の特種性に顧みて、少數の重役や株主の懐中を肥すことは悪いと云ふが、これは無智な市民に與へる口實に過ぎない。電氣事業は公共事業なるが故に、國家の法規はこの種の企業に對して拘束を加へてゐる。さうして地方の公共團體はこれに對して利益の壟斷を防いでゐる。報償契約はこのために締結されてゐる筈である。

社會的に重要な任務を持つ所の特殊な企業であるからと云ふて、利益を無視しての企業經營は成り立たないのであらう。若しこれを強ゆるなら、それは現在の資本主義經濟を全く破壊する

ものである。資本主義經濟の制度の下に於いて特殊企業だからと云ふ理由の下に、營利會社の存在を否定することは坂本市長の論理に矛盾がある。

更にまた坂本市長は云ふ。いかに電氣事業は公共事業であるにしても、さうしてそれを公營にしなければならぬにしても、苟も事業である以上は經濟を離れることはできない。市の財政を救ひ、恒久的財源とするには、市營として安全確實であるかどうかを慎重に検討しなければならぬと云ふてゐる。

このやうに、坂本市長の水電買収の見方が幾つの場合にもなると厄介千萬なものになつてしまふのである。

歸する所は、公共事業であるから公營にしやうと云ふのも一部分の根據にもなるであらうが、市の財政を救ふ財源として適當であると云ふのが正直な告白になるやうである。

若しかうした動機から函館水電に白羽の矢が立てられたとしたら、それは報償契約と云ふ過去の遺物を土臺として民業を壓迫するものではなからうか。

法令に、公共團體に於いて電氣事業を買収せんとするときは會社はこれを拒むことを得ず、公共團體は公益上の必要に依り電氣事業の買収を爲すことを得。と規定してゐる。この點は報償契約の條項を國法に於いて裏書したものであらうが、この法規の精神は市の財源たらしめよと云ふのではなからう。

函館市對函館水電の間に紛糾してゐる買収問題の重點たる報償契約の有効無効は、素より吾等の知る所でない。唯坂本函館市長の買収問題に對して、その考察なり見方に充分の認識が不足してゐることを指摘するものである。

國際經濟破局と非常時の日本

一 國際經濟危機の深刻化

世界の國際經濟は破局に瀕してゐる。これを痛感すればこそ國際經濟會議を開催して方向を轉換し、救済の道を發見しやうとしてゐるのだ。

この環境に支配されて、日本の對外經濟は日毎に危険の度を増してゐる。さうしてその破綻の度はどの國よりも深刻であるのである。杞憂ではない、これは現實に吾等の眼前に展開されてゐる實相であらう。

非常時日本。非常時々局の狼火をあげて頻りに警鐘は鳴らされてゐる、だが國民は無關心である。大衆は非常時の言葉に痺痺してゐる。非常時日本をどこかに置き忘れてゐる。全國民に叫びかけられた非常時と云ふことは、ジュネーブから脱退したことで解消されたので

はない。右翼の亂暴者が影を潜めたから、非常時日本は清算されたのではない。農村問題が匡救事業で相殺されたであらうから、國民大衆は非常時々局から解放されたのではない。これ等の問題は云はゞ非常時の前奏曲にすぎないであらう。

非常時日本の問題の核心は、世界の國際經濟の破局と、これから受ける對外經濟の危険性にある。

世界經濟の銀幕に映る日本の對外經濟の實態を願望せよ、險惡な視野に危険そのものゝ役割を受け持つ踊り手である。たとへば噴火口上に跳ねもがく危険な役廻りである。

新聞電報は傳えて云ふ。石井代表、ルウズベルト大統領との會商で、急轉直下の日米の關係は親密に成り行くことになるであらうと、平和論者であるル大統領は斯くあることを望むであらう。がしかし熱病患者の熱がさがつた所で慌てはゐけない。それで快癒したものと打診してはならぬ。

國際經濟の利害は歴史的傳統も、國際信義も一片の反古紙と見るであらう。朝の親密は夕の仇敵である。こゝに各國の興亡があり、國際間の盛衰が蘊釀されるのだ。日米關係が親密を加へるであらうと云ふことに對し、見せつけらるゝものは日英關係の複雑化であらねばならない。

國際經濟會議の主要な問題は、世界の關稅障壁をどの程度に引き下げるかにある。この會議の提案者は例へアメリカであるにせよ、その片棒を擔いで成立させた者はイギリスである。さうし

て目下その首都に於いて議事は討議されてゐる。この世界經濟の平和を愛好するが如くに見ゆる所の大英國が日本に對し、その領土植民地に設けた最も高き、最も重き關稅の障壁はどうしたといふのだ。

英國政府に依つて指令された印度の對日通商の破棄、これに伴ふ日本製品に對する關稅の過大な賦課、日本が報復手段として印棉不買の舉に出るのも必然の結果である。これが關稅戰爭の露骨化であらう。

イギリスが舊き歴史と事實の上に自由貿易の保持者であつた。若し國際經濟が許すなら、英國はその傳統と歴史と主義のために、把捉してゐた所の經濟政策を見切ることをしなかつたであらう。だが現實の國際經濟の危機を避けるためには、古き衣をかたぐり捨てねばならなくなつた。英國の經濟政策の變化と、保護貿易主義への轉向に依つても、國際經濟の危機が如何に深刻化してゐるかを想像することができらうであらう。

二 經濟會議と日本の立場

人類の平和が強調され、國際間に平和が高唱される時、それは世界の何處かに國交の間隙の生じてゐる時である。國際經濟の安定を企圖して、世界各國の共鳴を得た國際經濟會議の開催は取りも直さず世界經濟の破局的な情勢にあることを物語つてゐるものである。一步誤れば國際經濟

の破綻は世界の平和を攪亂する動機たる可能性を持つてゐる。こゝにこの會議の重要性がある。國際經濟會議に於いて日本の重點となるものは、關稅問題と爲替問題の二つである。この二つの問題は非常時日本にとりて影響する所は頗る大である。

石井代表に依りて劈頭に提案された問題は、各國はその市場に於いて、輸入品に差別を設けることを撤廢せねばならぬと云ふことであつた。これは國際市場に於いて、輸出國と輸入國との感情に由り、差別待遇の非なることを提唱するものであつて當然の要求であるが、かくの如きは云はゞ枝葉の問題であるに過ぎない。

關稅障壁が低下することに依つて、利益を受けるものは輸入國の國內消費者である。これと同時に關稅輕減に伴ふて利益するものは輸出國である。この場合、關稅政策の必然性である所の國內産業の保護關稅收入に依る國家の財源と云ふ問題を切り放し、輸出國の立場より見れば、關稅を輕減するだけ、それだけ安價なる製品を市場に供給することができる。これに伴ふて更に輸出量は増加するであらう。

現に國際市場に於いて輸出力を争ふてゐるものは英國と日本である。さうしてこの二ヶ國の市場競争は輸出品の本質的な争ひでなくして、變態的な事情に支配された結果の競争である。即ち圓とポンドの低落からきた所の商品安、これが二ヶ國の輸出を喚起してゐる直接の動因である。だが關稅障壁の低下は、獨り日本と云はず、英國と謂はず輸出國の地位にあるものゝ等しく均

需する所の利益であるが、特に日本の現在の如く、海外市場に於いて關稅と云ふ障壁の壓迫を受けてゐるものに取りては、この問題の成否は重大なる關係を及ぼすであらう。

英米代表に依りて提案された日本の爲替を、二十七八ドル乃至三十五ドルに安定せしめよと云ふ要求、これは日本として至難な標準であらう。これを如何なる程度に受諾するにしても、これを実現するには並大體の努力では駄目と見なければならぬ。

日本の對米爲替を二十七八ドル乃至三十五ドルまでに引き上げるには、國內の財政を整理して財政基礎を鞏固にすることが第一義的のことになるであらう。これを現實にするには、軍備の問題が眞先きに問題となる。二十三億の膨大な豫算が編成されたのもこれがためではなからうか。では財政を膨脹せしめた重點はどこに存在するかと云へば、滿洲國の獨立と、さうして對支關係の複雑化等である。

對外關係から見ても、對内の情勢から謂ふても、財政を整理して基礎の鞏固を圖ると云ふことは、今日の場合としては、それはどのやうに必要性に富んだものであつても實現することは至難なことである。であるとすれば國際經濟會議に於ける日本の立場は果してどうなるであらうか、これは大きな疑問符であらう。

三 二年後に來たるものは

日本に對して二年後に來たるものは何か、それは聯盟を脱退した以後に於いて當然議決されるであらう所のことながら對する實行であらねばならない。

日本は日本の主觀的立場に於いて、聯盟各國の議決事項が不當な壓迫であると解しても、これと正邪を争ひ得る所の手段なり方法なりは、ただ一途しか取り残されてゐない。それは實力に由る抗争、これがあるのみである。

聯盟を脱退してからは、聯盟の動きに對して日本はその成行を靜觀してゐるに過ぎない。靜かに成行を眺めてゐると云ふよりも、國民大衆は聯盟會議の存續してゐることも、その動きがどのやうに日本に影響するかに就いても全く無關心である。

聯盟會議に於いて議決されるであらうと豫想された經濟封鎖が、今後具體的に進行するにしても、これが聯盟各國の共同行動として、實行期に進展するのは二年後に至つて、始めて實際化するのである。たとへ聯盟の議決が經濟封鎖と云ふ最後の最悪のものでないまでも、その議決事項が効果を有するに至るのは等しく、二年後に於いてある。

若し今日の狀勢を以つて見るなら、二年後に於いて實現するであらう所の最悪の制裁である經濟封鎖を對象とすれば、これは殆んど問題とならないかも知れない。なぜかと云へば經濟封鎖に

近い現象が既に日本に對して現はれてゐるからである。

日本が國際經濟の上に於いて最も深い關係を有するものは米、英、支の三ヶ國である。これに次ぐものは獨、佛、露と見なければならぬ。この内にあつて無風帯にあるものは獨、佛、露の關係であつて、米、英、支の主要關係國は日本に對して、今日いかなる經濟政策を標識としてゐるかは、こゝに明言するまでもないことであらう。

海外市場に於ける日本製品に對し、英國政府の採りつゝある高壓手段は、これを以つて端的に經濟競争の意識表現と云ふことが云ひ得るであらうか。支那が自國の市場に加へつゝある日本製品の排撃は、これを排他思想の發露と見ることができやうか。

これ等の日本製品に對する壓迫が、一層強化される、ことがあれば、所謂經濟封鎖の實態と程度に差こそあれ、異なるものを見ないのである。經濟封鎖の決議を待たず、徐々としてこの現象の生ずることを恐れたる者は一部の識者であつた。今この現象に當面してゐるのである。

この状態から見れば、二年後にたとへ經濟封鎖と云ふことが有効化し、具體的になることがあるにしても、既にこれに近い苦汁を嘗めてゐるのであるから、問題にするに足りないかも知れない。だが二年後に生ずるであらうことを豫想されるものは、經濟封鎖と云ふことよりも、南洋諸島の委任統治の解消を理由とする聯盟の壓迫であらねばならぬ。

この問題に對する日本の主張がどんなに正しいものであつたにせよ、聯盟の要求が絶対に非な

ることを辨證する手段はたゞ一つしかないであらう。この手段を日本が意識することに於いて、非常時日本の本質を明確にすることができるのである。

南洋委任統治の問題を、聯盟のらつ外にある獨逸が現に問題化さうとしてゐることは明かな事實である。これに依つてもこの問題の進展性を知り得るであらう。

四 日支關係の複雑化

日本の對外關係は、支那を對象として益々複雑化して行くものと觀察するのも確かに一つの見方であらう。將來は知らず、當面の對外關係はこの問題が主點となつて、他に波及してゆくものと見るのが平面的の觀察である。

滿洲國の獨立に關して、日本は東洋の平和を確保するためにこれに承認を與ふると同時に、この新國家の將來に期待する所のものゝ多いのは多言を俟たないのである。

だがこの日本の國策は、支那に取りては利害相反するものがある。今日まで日本に對し支那が武力的抗争を續けたのは、滿洲國の獨立を承認しない意思の表示であるとも云へるのである。従つてこの問題の解決は、支那それ自らが新國家の獨立は、東洋の平和を確立する上に必然性のものであることを自覺しない限り、斷續的ながらもその武力的抗争を休止しないであらう。

日本の生命線は滿洲である。であるから日本はその生命線を守るために、滿洲國の堅實なる發

達のためには、あらゆる支援を與ふるのは自然の結論である。東洋の平和を所期する日本の立場としては、これに對する犠牲は止むを得ないものがあるであらう。この立場を曲解して、日本の帝國主義的野望は東洋の平和を攪亂しつゝあると云ふ者、獨り支那政府のみでない。國際聯盟もかくの如くに誤謬に陥ちてゐる。

支那は日本に對し武力的抗争の到底及ばざる事を知悉してゐるだらう。であるに拘らず、支那は敢へてこれを行つてゐる。及ばざる者の最後のあがきか、それほどの意地も張りも支那の民族性にはあり得ない。たゞかくする内に何等かの奇蹟が現れるであらうことをかれ等は期待してゐるやうにも見受けらるゝ。そこに支那の傳統的なズルさがあるのだ。

支那の期待してゐる所の奇蹟、これに継り付かうとする方策なるものは何を意味するかと云ふに、恐らく支那の待望する所の奇蹟なるものは、支那に最も直接的に利害を有する列強の何れか、日支間の武力的抗争に容喙して來ることに依つて、局面の轉換を畫策してゐるものではなからうか。支那はたしかに期待をこれにかけて今日まで進んで來たことは事實であらう。かれの對聯盟の駢引は歴然としてこれを物語つてゐる。

だが世界の列強のどの國でも、その經濟力は平衡を失つてゐるのみならず、財政は極度に疲弊してゐる。國際經濟は破局的な危険に陥ちてゐるのだ。英國は世界の金融王座から見事に轉落してしまつた。米國は通貨の膨脹政策に依つて辛ふじて當面の景氣を煽らうとしてゐる。佛國は下

イツの戦債問題の解決に夢中になつてゐる。露國や獨逸は内面的なことに日も足りない。伊太利も同様である。他所の事どころではない、内輪のやり繰りに多忙である。

支那の待望してゐる奇蹟は、かくの如くにして實現は不可能である。新聞紙は傳へて云ふ。支那政府の方針は親日政策に變化したと。事實がかくあらしめたのであつて、この事實が變化するとき、かれの對日方針が一轉する位のことには火を見るより明かである。

休火山の噴煙なきを眺めて死火山となすものがあつたら、その者は大きな危険を負擔しなければならぬ。日支の現状はただ煙を吐かないだけのことである。

五 國民は無自覺である

非常時日本の内面的状態が、現にどうあらうとそれは全く掩ふて問はず、唯眼前に横はつてゐる對外問題の重大なもの、二三を點檢しても、時局が如何に發展性を持つてゐるかは想像するまでもないところである。

滿洲事變が発生してから、日本の死傷は既に一萬に達してゐる。この尊き犠牲は日本の生命線を擁護するために投ぜられた礎石である。

非常時日本を救ふために失はれた生命である。だが國民大衆は無自覺であり、無反省である。かくの如く大衆が非常時に臨み、時局に對し無關心であるのはどうしたことか。

國際經濟は破局的な危機に當面して、世界各國はその危険を脱するため、國際經濟會議に一縷の望を託してゐるのである。此會議が若し不成功に終るやうなことになるれば、國際間の經濟抗争は愈々激化するであらう。關稅戰爭はますます露骨となつて、世界の障壁は一層高まるであらう。日本はこの渦中にあつていかに善處しやうとしてゐるであらうか。

爆發性を包みながら小康を保つてゐる日支關係は、今後どのやうな危険状態を招來するかも知れないのである。微妙な動きに支配される國際關係と、さうして、支那の對外情勢に想到するとき、そこに當然伏在する所の日支關係の複雑化に危険性を感じなければならぬであらう。これも非常時日本の強力なる對象といふも不可はないであらう。

以上の問題に非常時日本の立場を考察すると同時に、聯盟對日本の南洋委任の解除といふ問題である。このことは時期の上に多少の疑點はある。けれど早晚頭を上げて日本に迫るところの悪性のものである。

これ等外面的の國際關係のみに想到するも、日本の現状は非常時であるといふ以外の何ものでもあり得ないのだ。その他内面的の諸問題を點檢して來たなら、こゝにも又非常時そのものが積載して居るものを發見するは容易であらう。

政府のインフレーション政策は、局部的には効果を現はしたであらう。軍需品の需要喚起はこの方面の工業に對してのみ賑盛を來たしてゐる。だが全面的から見れば依然として不況そののみ

である。通貨の膨張に依る物價高は、生産者側には有利であるかも知れない。がこれに反して消費者側は依然として解消されない不況裡に、物價の高いのは生活に脅威を蒙る以外になんの得る所もない。

上下の社會を靜かに眺めるなら、そこに在る所のものはインフレーションに酔ふて、非常時日本の現状に全く無關心の一團と、生活苦に喘ぎつゝ非常時の時局に没交渉の一團との交錯を發見するに過ぎない。焦土外交を叫んで日本の運命を賭さうとした。その非常時々局を眼前にしたがら、國民大衆は無關心の境地に在るのだ。

かくして非常時日本は救はれるであらうか。

秋の世相を視る

秋が來た、問題もこれからだ

秋が來た。秋が來て世の中に金風が吹き、馬の肥えたのは昔のことである。紅葉狩りと乙に納つてゐることの出來たのも明治時代までのことであらう。

この頃の世間は、秋が來ると忽ち冷風を感じ、秋冷を覺ゆるのである。これも時代の推移であ

り、世相であらうが、ありがたからぬ時代である。

非常時、非常時と云はれてから、かなりの日数が流れた。だが、その非常時が一向に解消されない。解消されないのみか、政治家なるものに云はせると、これからが眞の非常時になるのださうな。

或ひは左様であるかも知れない。一九三五年、之が非常時局の標識であると解くものもある。どうやらこれには根拠があるらしい、聯盟を脱退してから數えて滿二ヶ年有餘になる。軍縮條約の期限も満了する、なるほどと合點もゆく勘定になる。

悪口の皮肉屋が、いづれもお化の出たためしがないと嘲けるものもあるが、いづれその内といふことが、實現性のないものとは限らない。と同時に、箱根から手前にお化がゐないとも云はれない。

だから、これを理論的にいふなら、非常時といふことも野火の煙にあはて、半鐘を叩いてゐるものと考へては、間違ひの素である。大事を取るに越したことはない、イロハかるたにも、轉ばぬ先の杖と教へてゐる。

それかあらぬか、軍部の豫算はべらぼうに膨張して來た。さすがの藏相も、これには困つてゐるらしいが、軍部の話を聞けば、どれもこれも削る餘地のないものばかりであつて見れば、承認する外はないことになる。

丸の内の梁山伯、紫雲莊の豪傑さへも、明年度の豫算は二十八億圓が至當であると、政府の豫算編成が出來上るかあがらぬ内から、太鼓を鳴らしてゐる。さうして云ふことはこの豫算の膨張は景氣回復の妙藥になるのであると、尤もな理屈だ、政府で費消する金額は、悉く民間に撒きちらすのであるから、それだけ物資が動き、失業者が減ることになる。この論法でゆくと、政府はできるだけ國民から取り上げて、また、撒きちらすと、一層、景氣が良くなることになるが……暑い眞最中に問題になつた無任所大臣のことが、どこへ消へてなくなつたか、忘れられた代りに、ゴム靴外相が辞めてしまつたのはもの足りない感じもする。

秋冷の候、愈々以つて清適とあつて、これからが世の政治屋さんの舞臺である。鬼が出るか、蛇がとび出すか、さて何がでるやら。

筆者の駄文、これからの秋の世態を眺めやうとするものである。

首相、人心の不安を説く

首相、閣議の席上、人心の不安を説いて、閣僚に對策を求めた、病みあがりの藏相も一席辯ずれば、陸相も海相もまたこれに和して辯じ立てたとある。

そこで、問題の結論は、不安を一掃するには、まづ教育制度の改善から……と云ふことに、到達したものである。

教育のことなら、乃公の畑のものであるとあつて、長講一席、大いにまくし立てたのは鳩山文相である。これは尤も至極のことで、文相の存在を忘れてはならない筈である。

その文相の改善案なるものに依るとかうである。實業補習教育を充實すること、青訓制度を擴大すること、師範學校を専門學校に昇格せしめること、全國の高等師範を大學に昇格せしめること、さうして、これに要する經費を、取り敢へず、明年度から六百五十萬圓計上したいと要求しと云ふ話。

文相の、人心不安の一掃は教育制度の改善から、といふ方策の大綱であるのである。まことに以つて、安價なる不安一掃料ではあるまいか。

この場合の人心の不安と云ふのは、悪い思想に對する不安を指すのであらう。だから教育制度の改善と、鳩山文相の壇上といふことになつたのであらうが、思想不安が、六百五十萬圓で一掃できるなら文相の要求する額を一桁上げて、六千五百萬圓放り出しても安い代償である。

いまの教育制度の缺陷は、無暗と學校を昇格せしめたことに、原因があるのである。やたらに大學を造り、専門學校を濫設した崇りが來たのだ。争はれぬもので、因果はてき面である。赤い思想も、恒産の無い市民層や、中産階級の子弟を煽つて、熱病患者のやうに、角帽におい

らせること自體が悪い。こうしたことから、學校は企業化し、子弟は教育を冒瀆する結果となつたことも、否定できぬ

であらう。

全國に學校増設熱を煽り、昇格運動に熱中せしめたのはたしか大正十年前後のことであつた。さうして當時の政權は政友會に在つた。平民宰相の黨略と學校増設といふて非難されたのは、この時代である。歴史的の詮索はどうでもよい、現在のことは目の前の事實に聞く、それが何より確かである。

今日の教育制度の改善は、大學や専門學校の縮小にある。これが悪い思想を一掃する對策である、右翼も左翼も、赤も白も、履き違へた教育の、慢性病患者である。

文相の積極策、世間の消極策、どちらがどうか、時代が解決する。

ガソリン戦に非常手段

事業に挫折すると、大概の人は、事業界から影を没してしまふ、これは實業家の常である。七轉び八起きの裡にも、絶えず存在を適確にしてゐる者は非凡な人である。ありし日の松方公の一門一族、その中にあつてハッキリ存在を示してゐる者は、松方幸次郎氏である。

若し松方幸次郎氏が失意の人であると云ふなら、たしかに失意の人であるであらう。その失意の人が、現實の事業の上に、自己の存在を明確にしてゐることは、凡人ではないことを、物語るものでなからうか。

眼前に問題を投げてゐるガソリン戦、此導火線に火をつけた者は松方氏である。ソヴェートロシアからガソリン輸入の會商を纏めた事は、他の同業者に取つて脅威であつたであらう。値上げから値上げへのコースを取つて來たガソリン業者は、露油の輸入を見てからは、値下げに依つて對抗する以外に手段はなかつた。

協定六社と露油とのガソリン戦は、目下白熱化して、非常手段にさへ訴へてゐる。なぜ赤い露油を賣るかと云ふ暴力沙汰に至つては、經濟戦も至れり盡せりである。

商工省でも靜觀の外はないと云ふものゝ一應は、事情を聴取して置いた方がよからうと云ふので、岩切次官がソヴェートの代表者を招致した。露油は何故安いのか、ダンピングではないかと確かめたが、決して左様ではないと答へたとある、尤もダンピングであると云ふ筈もなからうが。假りに露油が輸入されないものとして考へて見る。ガソリンに大きな關係を持つものはアメリカである。そのアメリカが値上げに値上げを實行した内地の製油會社もこれに應じて値上げを斷行した。ガソリンの値上げで面を喰つたものは、市内の圓タクばかりではなかつた。長いものに巻かれる譬へ通りに、一般の需要者は、これに従つた。

露油が輸入されなかつたなら、石油會社は天下泰平である。だが、外れ易いのは當てごとゝなんとやらである。思はぬソヴェートガソリンが輸入されて來た。品質が悪くなくて、價格が安ければ、白であらうが赤であらうが、ファツシヨでもヒットラー

でも、なんでもよい、經濟には國境がない。

かつて、その全盛時代に日本から輸出された名寶珍器を、外人の手に委かるせに忍びずとあつて松方氏の持ち歸つたものが一千萬圓に上ぼると噂された、その松方氏を世人は記憶から忘れかゝつてゐるとき、ガソリン戦に松方幸次郎氏の名は甦る。

事業に身を投ずるものは、事業によつて存在を意識せしめるのがほんとに意義のあることだ。

インフレのバックは語る

先日の海外電報はもの珍らしさうに、ヨーロッパ諸國に於いても、最近失業が減つたと報じてゐる。失業者が減少したといふことは、これだけ景氣が挽回して來たといふことになるのだ。

日本のインフレ景氣も、どうやらこの頃になつて、頭を出したやうである。そのせむか失業問題もだん／＼影が薄くなつたやうだ、悪い現象ではない。

最も最近のやうに金利の安い時代に、事業が勃興せぬやうでは餘程どうかしてゐる。この頃のやうな低金利、恐らく日本金融史のレコードであらう。この安い金利を目先に置いて、新事業が計畫されぬやうでは、産業國日本のコケンにかゝはる。

景氣を煽れ、産業も起きよ、失業者もなくなれ、農村も更生せよと、福の神の元締めはこちらとばかりに、インフレは高橋藏相の一枚看板である。多少の效驗はあらうと云ふもの、若し效能

がなければ内閣の命取りである。

さて、インフレの波に乗つて、勃興した新事業にどんなものがあるか、時節柄、化学工業が勃興事業の王座を占めてゐるに、不思議はないであらう。

この點から云へば、新興化学工業が、インフレーションを要求したとも、見ることができであらう。尤も、製造工業が数と量に於いて、化学工業を壓することは無論であるが、仔細に事業の個性を検討すれば化学工業に及ばない。こゝに時代の傾向を窺ふことができるやうに思はれるのである。

時代の傾向を窺ひ知ると云ふより、何ものかの暗示を受ける、と云ふ方が適切であるかもしれない。

化学工業や製造工業の勃興しつゝある實狀に較べて、運輸交通業がこれ等の事業と比肩するまでに、新設もあれば増資もやつてゐるものもある。この事業がインフレの途上に擡頭してゐるのは、今日までの不景氣風に煽れて、影をひそめてゐたものが、機に乗じて頭を出したものであるからうか。

この二種の事業の勃興で、インフレの畫いた二つの線がハッキリするやうである。一つは不景氣のために手足を延ばすことができずに萎縮してゐた事業が、インフレの投げた綱にすがつて浮き出したことと、一つは芽ばんでゐたものが、インフレに焙はれて生育しだした事、この二つの

ものである。

もつとも高橋蔵相の期待した所のインフレーション政策も、事業界にこの二つの現象が確實づけられることにあるであらう。

時が問題を解決するとは、うがつた言葉である。前内閣當時の蔵相に對する非難は、インフレ政策の一點にあつたが、この頃、反對論は鳴りを沈めてしまった。

減反と補償、猫の眼と政策

減反と補償、猫の眼と政策と云ふたからとて、それは落語の三題噺でもなければ、四題噺でもない。米が増産すぎるから政府が米の産額を減らさうと云ふ、現實の政策をいふのである。ではその減反政策に對して、猫の眼はなんのかゝり合ひがあるかといふに古い洒落だが、變り方がはげしいからといふ意味は、三つ兒にも判る。

米の産額を支配するものは自然の天候である。今年は近年にない豊作であつたからといふて、來年の天候も、今年と同様であるとは、藤原氣象博士と雖も、保證することはできなからう。

農家の努力で年々米の産額が増加してゐるのは事實であらうが、天變地異に依る自然の支配力だけは測り知ることにはできない。だから、人爲的の努力に俟つ米の増産量は増産であつても豊産にはならない。

假りに天候が順調であり、農家の努力と相まつて、年々平年作以上の産額があつたからといふて、これが直ちに過剰米であるといふことにはならない。なぜなら、米の産額が年々増加すると同様に、米喰ふ人間も、年々七八十萬は増加しつゝある筈である。

年々米の産額が増して、人口がこれに相應はしい様に増加する、自然のバランスがピッタリ合ふやうになる。こゝに自然と生物の妙味があるのだ。

たま／＼十年に一度や二度。米産額が平年作以上の豊作であつたからと云ふて、切角、之まで農家が努力して増反した米田を、雑草の繁るにまかさうなどは、自然を冒瀆し人の努力を無視するものである。減反に依る米價の吊り上げには、農家は或ひは喜びさうにも思はるゝが、これも一時的の幻覺にすぎないことは判り切つてゐる。

大正八年の米騒動は、人の記憶に新たなるものがある。全国的に起きた騒擾事件、米の高いのに脅ゆるものは、都會人ばかりであると思ふと大變な間違ひである。地方の農村僻地から傳波した米騒動は大都會をそのうづ巻にまき込んだ。この事實は米の高いのは、地方農家自らを苦めるものであることを物語るものである。

この騒動以後は、傳統的に米の増産計畫を立て、今日に及んでゐるのである。だが、米價の廉いために農家の採算が取れないと云ふ事實もある。だからこそ、米の廉い時には政府は採算の取れる額までは米價を維持するために、米穀法なるものを制定し、實施してゐる筈である。今更減

反も増反もあつたものではない。

其場の日和見をやつて、一部の階級にをねる様な政策をやられたのでは國家百年の大計は樹たぬ、猫の眼のやうに變る政策を採らずに、もつと本腰を入れねばならぬ。

弓師の藤四郎と松屋の内藤専務

史的の詮索はこの際どうでもよい。弓師の藤四郎と云へば、慶安太平記でおなじみの丸橋忠彌のおしうとさんである。ザット今から數へて三百年以前の登場人物である。

松屋の内藤彦一氏は現在の人、この内藤氏と弓師の藤四郎とはどんな關係があるか、二人を對照すると、かゝり合がなさうで有るのだから面白い。

明治時代の梨園を知る者は木挽町の團十郎菊五郎に拮抗して、久松町に左團次權十郎が孤壘を死守してゐたことを記憶するであらう。明治座に立て籠つてゐた先代高島屋に取つて、慶安太平記は生活の米櫃であつたと云ふても過言ではない。これさへ上演すれば帝都の人氣をさらつたものである。まさに得意中の演技であつた、脚本に依ると斯うである。

弓師の藤四郎老、可愛い娘の聲ではあるが金錢は他人の譬へ、忠彌に用立てた貸金の催促にその浪宅を訪れる、當の忠彌は相變らず酔顔もうらふとして不得要領である。一向に取り合はないのみか、更に二百兩貸せと金融方を依頼する、老人も大いに腹に据へかねたが、それでも何に入

用なのかと使途をたゞす、忠彌も金が欲しいばかりに大事を打明ける。

吃驚した藤四郎老、さあらぬ態でその場を歸り、遂に思案したあげく松平伊豆守の役宅へ訴人してしまふ、正雪忠彌一黨の慶安の大陰謀もこと未前に露見すると云ふ筋、大概の人は一度や二度、この芝居は見てゐるであらう。

五・一五事件に引繼いで計畫された昭和の大陰謀神兵隊事件之は目下次から次へと白日下に曝されてゐる、事件の内容は別として新聞紙の報する所に依つても分る。

松屋の内藤彦一氏は早耳筋から陰謀發生の事態を聞き知つたものである。さうしてこれに資金を提供して、事實の有無は判らないが、内藤氏自身一儲けする事を計畫したと傳へられてゐる。

内藤氏の計畫は斯うである、事態が發生すれば必然的に株式は暴落する、その以前に賣手に廻る、一擱萬金は已れの懐中の物を取るより易い考へだとのことである。事實に於いて内藤氏はこの手をやつたものであるらしい。

さすがに内藤氏の考へ方には誤りはなかつたのであるが、この思惑は見事失敗に終つた、神兵隊事件は未發に終つたからである。

弓師の藤四郎は天下の亂れを恐れた、内藤氏は反亂の懼れよりも金を欲する慾望が急であつた。一はこれを未然に防がうとし、一はこれを金儲けの餌にしやうと試みたのである。

時代道徳は人を支配する、この二人に、時代の流れを知ることが出来る。

若槻さんと海軍側、二つの信念の衝突

若槻さんの演説が痛く海軍の軍人さんの、かん癩玉に觸つたと見えて、問題は大きな波紋を畫いてしまつた。當の若槻さんは已れの信念でやつた事である、責任は回避せぬと云ふ。海軍側は海軍側で自己の信念に依り、問題を究明すると云ふ、信念と信念の衝突である。さて、相互の信念が衝突した場合、その信念をどう裁く、さうしてそれを裁く者は、だれか。

信念を形作るものは、正しいといふ正義感である。正しいといふ正義感純眞から出發する。さうしてまた純眞には一片の私心を許されない。こんなやうに云ふてくると、倫理の講義でもやるやうだが事實、信念を究明するところへ到達してしまふ。

問題を元へ取り戻して若槻さんと、海軍々人とのことに及ぶ、信念の衝突はどうなる。

このことを考へる前提として、問題の根本を洗つて見る必要がある。若槻さんの言辭に對して憤慨する海軍側の理由は、ロンドン條約の締結に於いて大權を干犯してゐると云ふのである、果してそうか。

大權干犯と云ふことは、憲法上に由々敷問題であつて、その事實ありとすれば、こと海軍に限定される問題ではない。若し、軍縮の割合が不利益であつたと云ふやうなことであれば、専門の畑の人々がどのやうに云ふともよいであらう。が、大權干犯といふ事實に對してあるなら、全

國民が問題にせねばならない。

若し軍縮の比例割合が不利益であつたと云ふなら、その當時の事情なり環境なりを考慮することが先決問題である。ロンドン條約の締結されたのは大正五年のことであつたやうに思ふ。時の濱口内閣は緊縮の大本山であつた。國民の苦痛を救ふために國費を節減する。これも内面の事情であつたであらう。各國と圓滿に握手して行くために協調するといふことも外面の事情であつたであらう。

かうした環境に支配されて成立したものは、軍縮條約であつたのである。この點なら、今更、良いの悪いのと、死んだ兒の齡を數えても仕方があるまい。

ポウツマス條約が國辱であるといふて騒ぎ、歸國したら身命が危いと氣づかはれた小村壽太郎侯が、棺を蓋ふて二十年、今日やつとあの時の講和條約が、成功であつたと云はれるのに照して見ると、ことがらの正しい解決は、歳月にまかすより外にないやうである。

大權干犯なら國民が騒がねばならない、その國民が傍觀の態度で、若槻さんと海軍との問題をながめてゐる、妙な現象である。

レントゲンと醫者の胸算用

とかく世の中のことは、他人の眼に映するやうに簡単にゆくものではない。藥九層倍坊主丸儲

けと云ふたら、定めし憤慨する坊主さんやお醫者先生があるであらう。が、さうした時代があつたことも事實であらう。

藥九層倍と云ふた所で、藥劑師が儲けるわけではない。醫者先生のさじ加減で、藥局から會計へころがり込む利益である。藥だけはたしかに九層倍になる勘定ではあるが、同業者の數が殖えたから門前の客足が減ることに依つて、藥九層倍の利廻りにならないだけの話、つまるところ利廻りが九層倍になる計算ではあるが、需要と營業費の關係で、九層倍にならないだけのことであると思ふ。

手つ取り早く云へば競争者が多いから、利益が削減されたのであつて、藥九層倍の事實だけは今も昔も毛頭變らないのである。だから、患者さへ来てくれれば、土藏の建つことは請合ふ。

レントゲン用の真空管特許の延長に對して、醫者先生方が反對の氣勢をあげたとある、多分醫者の胸算用では藥九層倍のやうに、シコたま真空管といふものは儲かるものと想像したものであらう。

醫者が藥九層倍といふやうな法外な利益のあつたのは昔のこと、今時そんな莫迦げたことがあつてたまるものかと、憤慨することが出来るなら、真空管も醫者の想像するやうに儲かるもので無いことを、承知しなければならぬのである。これが即ち岡目八目といふ奴、とかく他人の懐中具合は解らぬものである。

電球のやうにレントゲン用の真空管も一般の家庭に必要なものであれば、廉くもなるであらうが特殊なものであれば、需要の數もきまつてゐる。患者の數さへ多ければ九層倍になる筈であるかと云ふ理由と、真空管の場合とは同一の筆法である。これで成程と合點がゆかぬやうでは、どうかしてゐる。

粗製造は製造工業だけの用語であると考へては、間違ひであらう。いかなる時、いかなる場合にも、これはあるのである。お医者さんの場合に當て箴めて見る、貧困者や施療患者には脈の取り方が違ふ、これが粗製造の心理状態である、醫は仁術なりと、開き直られては困る次第であるが、當今は醫は仁術では通らぬ御時世である。

真空管も粗製品で良ければ廉くもなる。が、脈の取り方が悪ければ生命にかゝはります、悪い真空管を使用したのでは、壽命が短かい。脈の引き方が粗雑であれば、見立違ひのあるやうなもの、とかく物ごとは、はたで見るやうなものではないのである。

近代人の生活とスポーツ競技

公認されてゐるスポーツ競技といふのも、ちよつと變だが、とにかく世間でスポーツとして認められてゐる種類のものは、二十有餘種あるとのことである。さうして、その運動競技にはそれ／＼大衆のファンが、背景となつてゐるわけである。秋はまさにこのスポーツシーズンである。

が、そこで考へらるゝことは、近代人の生活とスポーツの関係である。

スポーツを奨励する重點が體質の改善と心神の爽快を養成するにあることは明かである。だが極端なスポーツ奨励論者は、體質を改善しなければ民族が滅亡するかのやうに主張してゐる。が若しさうであつたとすればスポーツに無關心であつた過去の時代も随分長い歲月であるが、この年月の間にとくに民族が滅びてゐなければならぬ筈である。であるに拘はらず、民族はぐん／＼伸びて來てゐる。この過去の生活とスポーツの關係を考察して見ることも、あながち無駄でもあるまい。

近代人の實生活はたしかに身體に必要な運動を缺いてゐる、あらゆるものに手足を勞することを除いてしまつた。これは機械文明の賜であらうが、かうした文化の向上は、人間の勞力をだん／＼必要としなくなつてしまつた。こゝに文化生活との矛盾があるやうだ。だから、何等かの方法によつて身體の要求する運動を試みる必要となる。

過去の時代には、總べての實生活は運動を條件としたとも云ふことができる。比較的閑散な階級に在つた武家にしても、その實生活は運動そのものであつた。弓槍馬術刀法を始め武藝十八番一通りは心得て置くものとしてゐた、圓タクもなければ電車もない、霜を踏み、星を載いて歸路につく、近代人の考へるやうな易いものではない。

同時に商家にしても農家にしても、この頃の工場通ひする職工さん方の考へるやうなものでは

ない。恐らく近代の労働生活者に過去の労働者ならざる者の労働を課しても、忽ち無産政黨を後援に争議に入ることには請合ひである。それほど過去の時代の體力奉仕は激しかつたものである。であるからその生活には、スポーツの必要もなければ興味も湧かないと云ふことになる。

長唄や哥澤の弟子が減つても、杵屋の門を潜るお弟子さんが少くなつても、ダンスホールや聲樂に變妙な聲を絞り立てる連中が増えるのも、時代の變化である。生活の様式が變つて來ては、舊い衣を脱ぎ捨てるのも自然と云ふものであらう。

近代人がスポーツ競技に夢中になるのも、自然の要求からである。近代生活から運動を取り除いたら、民族の體質が劣悪になるのは眼に見ゆる文化生活の矛盾であらう。

滿鐵の改革と會議所の反對

滿鐵の改革案は先日新聞に現はれたが、まづ南滿洲鐵道と云ふ名稱から氣に食はぬ。北滿關係が重大となつた今日であるから、南を削り取つてしまはねばならぬに始つてゐるやうだ。この點から見ても改革の意氣込みは窺はれる。根こそぎ建直さうとする改造案である事は無論であらう。

この改革案に對してまづ反對の第一聲をあげたものは、商工會議所である。尤も商工會議所の仕事と云へば反對か陳情かの二つに決まつてゐるやうであるが、今回の滿鐵改革案に對する反對の態度は、月並の反對と反對がちよつと違ふやうだ。

滿鐵は日本の生命線を守る守護神である。在來の企業會社視することは出來ないであらうが、だからと云ふて、企業といふ當初の精神をふみにじるわけにもゆかないであらう。この點に改革の困難も伴へば反對の聲もあるといふことになる。

改革案の骨子となるものは滿鐵を滿洲に於ける經濟參謀本部化さうとするにある、各種事業を區劃して傍系會社を作り、こゝに純然たる計畫經濟の設立を計らうとするのであらう。所謂統制經濟の實現化と云ふやつに立脚したものである。だが、これだけなら日本商工會議所が眼色を變へて反對する理由がないのである。

商工會議所は反對していふのに、改革案のやうな改造振りでは六萬七千の株主も、多數の社債權者に多大の影響を與ふるものであり、且つ今後の滿洲投資に阻害を與ふるものであるときめつけてゐる點から察して、改革案はあまり株主に取つてあり難いものでないものらしい。株主に香しいものでないと云ふことは、資本家にありがたくない改造であると云ふことになる。

では、統制經濟といふやつは反資本家的のものであるかと云ふに、決して左様な赤色の混じつたものではない。經濟組織の上に計畫的でありさうして統制を採る。これが統制經濟の全財産であるのであるから、これに反資本家的の思想の加味してゐないことは分りきつてゐる。

では何故に、會議所は滿鐵の改造案は、資本を脅かすものであるとして反對の聲明を發したのであらうか。

獨裁的思想から組立てた計畫經濟なり統制經濟には、資本家にあまりありがたくないものがあるやうだ。ムツソリニが企業者が損失のために休業してゐる工場に對して、刑務所行きを希望するか、機械を運轉さすかと脅して、翌日から工場が従前通り仕事を始めたといふ話もある。滿鐵の改革案もかうしたものではなからうか、さうであつてはならない。

代議政體の影が薄らぐ

比例代表制に關して政府から提出した三案が、何れも委員會で否決されてしまつた。これを見て口の悪いのは、こゝにも政府の影が薄らいだと嘲けてゐるが、これは政府の影が薄らいだのではなくて代議政體の影が薄くなつたのである。

政黨政治を基礎とする代議政體が、國民から愛想をつかさされるのは當然のことで、これに未練を持つてゐる者の氣が知れないと云ふた所で、開き直つて抗辯するだけの勇氣を持合はせてゐる政治家は、恐らくないであらう。眼先のきく連中は、フアツショがナチスに看板を塗り替へて、悋口を轉身術をやつてゐる。

ムツソリニは下院を廢止してこれに代る新立法機關として、職業代表を中心とする代議政體を造ることに、目下その工作を進めてゐると電報は報じてゐる。そのムツソリニの聲明する所は、日本の政黨政治に取つてまさに頂門の一針であらう。

余は今日まで一度も下院の代議制度を、好ましいものと思つたことはなかつた。我々が政權を握つてから下院が時代錯誤的存在であることは、常に認めてゐたのである。それは我々の氣持によくそぐはないものである。我々の今回決意した革新は近く實施されるであらうが、我々は我々の革新作業に於いて決して急ぎ過ぎてはならない、徐々に力強く理想へ向つて歩むべきであると。これに較べて今どき代表制の比例がどうのこうのと論議してゐる國もあるのである。世の中は狭いやうで廣いものであると、感心してゐてもはじまらぬ次第であるが、事實である以上仕方がないであらう。

だからと云ふて、フアツショでなければ駄目だと、獨裁かぶれがしたわけではないのである。なんとなく選挙區制度の改造がどうの、比例制度がどうのと論議してゐるのを見ると、どうも泥繩式の感じがするのである。

政黨政治だから悪いと云ふのでは勿論無い、政治などは專政であらうが、獨裁であらうが、立憲政治であらうが、これはどうでもいいのである。善い政治を行へばそれで良いのである。

それが却々望めない、なぜか、人心が頹廢してゐるからである、これが一番悪いのだ。過去の議會政治に對する功罪は勘定せずともよい。だが近來の政黨政治にはだれでもあきれ果てゝゐることであらう。ムツソリニの云ふやうに、これまでかつて一度も好ましいものと思つたことはないと云ふその一言、これは恐らく日本の總べての者が云ひたいことを代言して貰つたも

のではなからうか。

假死状態から死滅する軍縮

自然の勢には勝てない、死の手に奪はれて行くものにどんな良薬を用ひた所で、それは結局人事の最善を盡す以外の何ものでもあり得ない。假死状態にあつた国際軍縮も、ドイツの投じた一石の脱退を轉期として死滅の外はないと諦めるより他に路はないことになつた、これも時勢の赴く自然といふものであらう。

なぜ、國際間の軍縮が破綻するに至つたのか、これには種々な點から觀察することができであらう。が、その破綻の根底に流れるものは、軍備縮少の動機が國費の節約に依る負擔の輕減といふ點に、各國の標識がある、これが軍縮破綻の素因である。

各國がその國民の名譽を輕減しなくともよい時期、さうした時期が到來したら軍備が擴張されてもよいといふ結論に達するのが、今日の國際軍縮の建前である。このやうな不純な建前に發足してゐることが悪いのだ。であるから、各國の國費が許さなくとも、國民の負擔が重加されても何等かの衝動さへ受ければ、軍縮は一轉して軍擴に早替りするは當然の事で不思議はない。

世界平和のために、人類の幸福のためにといふ、理想の境地に立つた所の世界の軍備縮少であり國際軍縮であるなら、よもや朝の縮少が夕に擴張に變るやうなことはなからう。猫の眼玉のや

うに變るのが國際間の日常であると、早呑込みもしてをれまい。

世界の軍縮を實現するために終始努力を續けて來たヘンダーソン議長も、遂に見切りをつけてさじを投げたとある。委員會が開會されても各國が申し合はせたやうに出席せず、これではならぬと各國を訪問して、政府當事者と懇談しても、どの國も相手になつて呉れないとあつては、匙を投げ見切りをつけるのは當り前のことである。だが、人類の理想に生きやうとするアーサー・ヘンダーソン議長の勞苦を諒とせねばならない。

世界の文明、人類の文化が透徹するとき、その極境に來る所の軍備の縮少、こゝに眞の軍縮が實現するであらう。でなければ、平和論者の唱ゆる軍縮論も、人道論者の人類愛もつきる所、砂上に畫く平和の殿堂にすぎない。

帝國主義にせよ民族主義にせよ、軍備の上に立脚したものでない以上、全く駄目であることは歴史の事實を考證するまでもない。この頃のやうに民族主義が世界のはてからはてまで澎湃として流れてゐるのでは軍備の擴張は止むを得ないことになる。

この現實の潮流がどの時期まで流れ進むものは解らないが、再び國費の節約と負擔の輕減で歴史が同じことを繰り返すことであらう。

高橋蔵相の自畫自讃説

五四二

大阪で開かれた關西銀行大會の席上で、高橋蔵相は世界の不況を外に日本のみは好景氣であると演説してゐる。何時でも春風たいとうの蔵相のことであるから、樂觀論を長講一席辯じた所で不思議でもなんでもないが、この調子で豫算が編成され、増税はご座れ、公債はよろしいとあつたのでは、一般國民はやり切れた話ではないであらう。

蔵相の説明によると、本年度の貿易の帳尻はよさうな見込であるといふのと、銀行の手持金が潤澤であり、金利が安いのと有價證券の値上りが、資産状態を改善せしめたとおつしやるのである。

これでは景氣が好轉してゐる辯證にはならないやうだ。

一般の物價が高くなつたから景氣が好くなつた例證であるといふ説明なら、少しは肯かれもするが、銀行に金があるが故にといふ説明では、理屈に合はない。

預かつた金を貸出さなければ金は何時でも、銀行の金庫に死蔵されてゐる。あの家には何時でも金があるから資産家であるといふ論法であれば少しは理屈にもなるが銀行に金があるから、財界が立ち直つてゐるといふ説を、場所もあらうに銀行大會の席上で辯じたのである。これには少しは大阪ツ子でも度膽を抜かれるであらう。

貿易も昨年同様に輸入超過の額は減るであらう。それだけ輸出の額が増える勘定にはなるのであるが、これが平常の場合ならば、蔵相の御説の通り結構なことであるに相違ない。だが、爲替相場のために日本品が半値で買へるからの輸出増加では、あり難くない筈である。

見切賣をしてゐて顧客があるからとて、額を叩いて喜んでゐるやうなものである。これも矢張り理屈に合はない、合はないものを合はしてゆく、そこが財政家の偉らいところかも知れないが、凡人である吾れ等には腑に落ちにくい。

正直な蔵相のことである、一層のこと樂屋を開けて、軍需工業に關係のある工場だけが、今のところ景氣が好いのであると、底を割つては、どんなものか。

これだけは正真正銘のところ確かに景氣が好い。物價の高いのは景氣が好くて品物が賣れるからではない。原料が上り、材料が高くなつたから、止むを得ず高く品物を賣る自然の法則である、景氣の良いためと話が違ふ。

景氣が好くなつたといへばさうかなと思ふ人達の多くは世間は左様かも知れないが、己れだけが悪いのだと思つてゐる、これは空景氣といふ奴である。

三土鐵相の手腕

矛と盾とは相容れぬものである、消極と積極との相違である。一方に矛を持ち片方に盾を用意

五四三

すれば安全は受け合ひであるが、之では首尾兩端に陥つて抜き差しならぬ破目になる。世間にこ
うしたことが多い。三土鐵相もこのチレンマに陥つてゐる様子である。

三土さんは政友會に取つては財政家の一枚看板である、借りもの、高橋藏相を除けばまづ三土
さんであらう。

明年度の豫算編成は非常に困難な模様である、大藏省では各省から廻つて來た要求に對し、大
ナタを振つてバタバタやつてゐる。時節柄、要求する側にも充分の理由があるらしいが、さりと
て臺所を賄つてゐる大藏省としては、要求を斥けるには尤もの理由がある。

各省の新規要求に對して大藏省の方針としては、財源の無い要求は一切受けつけぬこと、事業
の組替へによる要求は認めるが、でないものは一切合財拒絶すること、いふ段取りである。

この大藏省の方針に對して現閣僚の中で一番に共鳴したものは、財政家の三土鐵相である。
この方針以外には他策なしと高橋藏相に油をかけたものは、三土さんである事は、改めて云ふま
でもない鐵相も鐵相の共鳴を得て我意を得たりと、大きく納つたことは無論である。

だが、納らぬものは各省である。要求復活の猛運動は、例年のことながら、こん度は眞剣であ
るらしい。

かうした關係で大藏對海軍の確執は生じたらしい、この確執の留め男にとび出した者は誰あら
ぬ三土鐵相である。大角海相は幹旋役の鐵相に苦衷をのべて、海軍部内の態度は非常に強硬で到底

要求の貫徹を見れば納らぬ。自分としては非常に成行きを憂慮してゐると云つたと、新聞は傳
へてゐる。

新規要求を斥けることに共鳴した鐵相である。が、留め役を買つて出た以上、鐵相の方針を禮
讃したやうなわけにはゆかない。これでは幹旋の役に立たぬことになる。

右方に消極を共鳴した鐵相は、左方に積極を禮讃せねばならぬ立場になつた。さすがの財政通
である三土鐵相も、このところチレンマに陥つてしまつた。

なにごとくも大呑み込みの鐵相が、消極方針以外に路なしと斷じてしまふは、よく／＼のこと
であらう。

非常時なるが故にあれもこれも鶉呑みにしたのでは、財政の基礎は破壊されてしまふと云ふ鐵
相の悲觀論には、大いに國民は共鳴するであらう。だが、軍部の主張にも止むを得ない事情があ
るだらう。これだから、貧乏世帯はやりにくい。

政黨の合同は實現性があるか

この頃、政界の一部に政黨の合同といふ夢のやうなことが、問題になつてゐる。政友、民政、
國民同盟の三黨を、合同しやうと云ふのである。久原房之助氏などが主唱者である。

こと毎に睚み合つてゐる政黨や、やかましい黨人が大同團結して一黨に合流して行く事が、果して實現性のあるものかどうか、主唱者は勿論可能性のあるものと信じてのことであらうが、これは頗る疑問である。疑問符のあるものは或は實現するかも知れないと云ふ可能性のあるものであるが、政黨の合同などといふことは、實際から見ても、理論的に考へても、合同すべき者でもなければ、合同させる可きものでもない様である。なすべからざるものに強いて之をなさしめるには、充分の理由と根據がなければならぬ、提唱者にこれがあるのかどうか。

久原房之助氏の政黨合同論の理由に聞いてみる、同氏の中央公論に寄せた一文に依れば現下の政黨關係から云ふと、黨人として立つ以上は、國民の半数を敵としなければならぬ。これが何よりも苦痛である。だから、若し政黨が合同して政友會も民政黨も一黨として存在してゐたなら、この苦痛を除くことができるであらうと述懐してゐる。尤ものやうにも聞えるが、考へて見ると虫の良い註文である。

立憲政體の上に、政黨政治が確立されて、政權の争奪をやると云ふ一つの事實が、良いことか悪いことかは、政治學上の理論の問題である。政黨人なるが故に、反對黨の主義に共鳴する國民の多数を敵とすることが好ましくないと云ふ感情論で、學理的理論を否定することは出来ない。この點から云ふと、久原氏の感情は尊重せねばならないであらうが、理論的には何等願る價値がないと云ふことになる。

幾つかの政黨が別れて、政權を争奪すると云ふことに根底づけられてゐる議會政治下に於て、政黨の對峙若くは鼎立は弊害があるからこれを一つに合同しやうと云ふことは、政黨政治を全く否定することに歸着するのである、黨人として國民を敵とすることが厭らしい事實であると云ふこととそれ自體が、認識が足りな過ぎる。

政黨の生命は、主義と政策とにあるのである、これを離れて政黨の存在は許されない。此一點から云へば、政黨が對峙すると云ふことは、その主義政策を相互に吟味し検討し合ひ、是々非々主義で政權に望み又は政權に對すべきものである。

久原氏は政黨が合同して政權を握つて行き、内閣の更迭とか、政變とか云ふものが無くなり、首相の更迭などは死亡とか又は他の止むを得ない事由に依つての外は更迭しないと云ふことにならなければ嘘だと主張してゐる。

現在のやうに一年か二年で政變が起る日本に於ては、政黨が合同して、政權の受授が無くなり政界が無風状態になれば、黨人に採つては實に結構のことであらうが、偕てその結果はどうなるかに想到したとき、呆然たらざるを得ないであらう。

政黨合同論の根據が一體いづこにあるのか、久原氏の説くところのものでは、全くなつてはをらない。政友會の所屬であるから、民政黨に共鳴する國民大衆を敵とすることが、苦痛の種であるといふやうな感情論はさて置き、他に根據となるものはなにか。

政變が無くなり、ゆつくり落ち付いて、政權を握る者が、思ふやうに政策の遂行ができるといふ根據、これが合同論の有力なる理由となるであらう。

だが、政黨が合同して政權の一手引受をやるに云ふ段取になると、一體どんな結果になるか、その結果論よりも、現在の各政黨政派が合同して政權の元締めをやるに云ふことになつて、その政策なるものがどう云ふことになるか、これが第一義的問題であらう。

政黨の生命は主義と政策にあると云ふた。たしかにエラである。政黨の生命は主義と政策にあるのである。さうして各政黨が對峙することに依つて、有意義になる點は、各政黨の政策を吟味し検討し合ふことにある。

若し政黨が合同したとすればこれがなくなる。缺點を洗ひ立てるものも、批判するものも無くなるのであるから、従つて政變も政權の授受もなくなる勘定である。この點、政黨政派に取つては理想的であり好都合であるかも知れないが、これでは國民がやり切れた話ではなからう。

既に政策と云ふ以上、絶對無二の物であらう筈はない、政策は相對的のものである。それとあり、完全なものであると各自が信じてゐる。これが政策の本質的なものである。

國民の國家生活に於て、或は人間の社會生活に於て、より良き社會生活又政治生活を營ましめる目的、これを達成しやうとする手段方法の研究これが政策の目的である。であるから若し現實

の國民生活が完全なものであつたならば、政策なるものがなくなることになる。

この論を進めて行くと、合同した所の政黨の政策が、常に完全であるなら、一黨政治で申分がないのである。政友會も民政黨も不用であり、國民同盟も無所屬もあつたものではない。一つの政黨でたくさんである。なぜなら、政策の是非を研究する必要がないからである。

現實の國民生活に不安があり、社會生活に不完全の點があるから、政策が是非とも必要なことになるのである。政策に依つてその不備不完全を除くことが、要求されるのであるが、現下の國民生活なり社會状態が、餘りにも不安であり不完全であることが、明瞭でありすぎる。

この現實の状態からしても完全である所の政策手段が要求されてゐるのである。完全である政策手段、それは政黨の對峙に依る相互的吟味検討に俟つ、これだけでも、政黨の合同は理由を失ふことになる。

より良き政策を見出しこれを遂行して、國民生活の不安を除き社會の不備を改善してゆく上には、政黨相互の政策研究に俟つのが尤も妥當な方法である。これが立憲政治の下に於ける政治の様式である。政黨の合同は、この政治様式を離れやうとするものである。

久原房之助氏等の主唱する合同論の理由で、最も有力なる根據……根據といふのも妥當ではないが、假りに根據といふことができるなら、現内閣の存在が之れであるであらう。即ち、舉國一致の聲と非常時といふ時局に當面して、出現した現内閣の存続が、合同論者に拍車をかけたもの

と見ることもできる。

合同論者は現内閣の存在を讚美してゐる。主義政策の本質に對してでは無論ない。では何に對してか、此内閣の政策に關して、政友會も民政黨も乃至は國民同盟にしても、餘り矢筈敷いことをいはない。その證據に、議會は頗る平穩無事に終始してゐる、この實狀は各黨各派が合同したかの如き觀を呈してゐるといふのである。

だが、これだけの根據が理由となつて、合同が主唱される材料となつてゐるものとすれば、なんといふ貧弱な合同論據であるであらう。これでは恰かも政黨の否定であり、自己の抹消を聲明してゐるやうなもので、政黨の自殺を宣言してゐると異なるものがない。時局が重大であり、非常時を切り抜けるには、どうしても一黨の力では打開することができない。どいふよりも、政黨人の力では難局の轉換が不可能であるから、變則ではあるが黨人でない器に、政權が委ねられたのである。平面的に解釋すれば、現内閣の出現には之以外に、何等の理由づけるものはないのであると思ふ。

政黨政治を標識とする議會政治に於いて、これほど大きな屈辱は政黨にとつてまたとないであらう。なる程各政黨が第一黨であり第二黨の立場にあるには相違がない。しかし自らの無力を表明して、第一黨であり第二黨であることがなんらの誇りを示すことができやう。

非常時局に直面し、強力内閣の出現が待望されて執れであつても良い、政黨に政權が廻り、さ

うして其處に見出された連衡であるなら、議會の平穩も、政策の協調も、國民の前に吹聴するに足るかも知れない。が、國民から愛想をつかさされ、信望を失つてしまつた政黨が、黨外に落ちた政權に追隨して、いまさらに議會が平穩であつたから、政黨は合同するに限るなぞは、あまり大きな聲で云へた義理ではなからう。

これでは久原氏のせつかくの合同論の有力なる根據も、却つて藪蛇的の姿であるが、現在のやうに信用を失墜して了つた政黨としては、現實の局面から更生しやうと企圖する一策として、こゝうした考へ方をするのも一方便であるかも知れない。

が、政黨政治の鐵則として各政黨の對立は望ましい事であるとするも、これを一丸として合同することは、理論が許さないのみならず、實際がゆるされないであらう。

次に合同論者の擧げてゐる理由はかうである。二大政黨が對立してゐるため、政權はこの二黨の間を往復してゐる、政友會と民政黨が交互に政權の受授をやつてゐる實狀である。

二黨の間を轉廻する政權の受授を悪いと云ふのではない、政權を握る爲にお互に陰謀をやる、内閣の壽命短縮をやるためには、あらゆるところの犠牲を拂つてゐるのである。であるがために内閣の生命は一年か二年か、精々である。かうした無理なカラクリで政權は轉々してゐる、これでは良い政治の行はれる餘地がない。

政友會の内閣が瓦解すれば民政黨が政權を握る。さうして、政權を離れた翌日からは昨日と打

つて變つて、反對黨内閣の倒壊にうき身をやつすのである。これがそも／＼悪いのであると云ふてゐる。この點實に合同論者の説明するところである。

實際のことを離れて、理論的に點檢すると、反對黨が相手方の政策を批判し、是々非々でゆくのが政黨本來の任務である。悪い政策を悪いとして、これを改善せしめる、破綻の生じた場合に政權から離れる。これが立憲政治の立憲政治たる所以である、政黨政治の妙味もこゝにあるのである。

だが今日の政黨政治は全くかうしたことから離れ去つて、政權慾のために支配されてゐる、政權に對しては全く鹿を追ふ獵師で、無我夢中である、これは確かに悪い。

この悪弊に對して久原氏の云ふやうに、政黨が合同して一つになり政權を把握することになればこの弊害から助かることができるには相違ない。だが、この論はあまりに認識が不足すぎる。降雨の度に流れが氾濫するからと云ふて、河川を埋めてしまふやうな結果である。

政黨が對立して政權を握らうとするのは、その使命を遂行する上に於いて當然の目的である。さうして、この目的を達するためには、相手方の政策に對して不満なきまでに、嚴正なる批判をくだすことは、當然の任務であらねばならない。がしかし、嚴正な批判に會つて破綻するやうな政策であるなら、何時その内閣が瓦解してもよいのである。惜しむことはない。ではあるが、實際の状態から云ふならば、不純動機や仕組まれたカラクリの爲に、政權が投げ

だされた實例は、いくつもあるであらう。かうした悪弊から政界を救ふためには、政黨の合同は理由とはならないのである。

この議論を推し擴げるとかう云ふ結論に達する。現在のやうに破綻し易い政策を並べ立てゝゐる政黨が合同したとすれば、それこそ百鬼夜行の状態で、合同した一つの大政黨は、大きな伏魔殿と化してしまふことであらう。これを誰でも懼れるであらう。

過去の政黨が大同團結したのは、政黨政治が確立せず、閥族政治に對抗するための合同であつて、久原氏などの提唱する政黨の合同とは、餘程趣きが異なつてゐる。政黨政治は政黨の對立に依つて運用さるべきものである。その機能を減してまで、合同の理由は見當らない。

現内閣は非常時局に當面して出現した協力内閣である。協力内閣が出現するだけの可能性がある以上、政黨の合同は實現性があると推斷するのは早計である。合同論者は協力は合同の一手前であるから、進んで手をにぎり合へば、其處に合同が成立するのだと樂觀してゐる。われ等は合同の難易を討究しやうとするものではない。合同そのものが悪いのだと云ふものである。この點、意見の相違と云ふものではない。理論と實際に照合して、これを非とするものである。

久原房之助氏は協力から合同へを論じて次のやうに云ふてゐる。曰く、協力論は今や天下ござつての問題と化した。しかし、協力とは分立状態を根本條件とした場合の一形態である。しかるに協力が達成せられた時には、今度は分立それ自體が意義を喪失する、手をにぎり合つた以上、

各個體間の相互排撃は問題の外である。いつそ打つて一丸となり、強力な、眞に動きのない一大勢力となつてこそ、本當に意義ある物ではなからうかと云ふ事は一應は肯かれる議論である。國家が非常の場合に當面してゐればこそ、協力が必要であり、妥協政治も認容されるのである。平時において恒久に、政治が妥協の下に行はれ政策が協力によつて遂行さるべきものでないことは、われ等の詳論するところのものである。

久原氏を始め政黨の合同論者の錯覺は、どうも分立より統一へ歸納されるのが萬物の自然性であると考へてゐることにあるらしい。久原氏はこの萬物統一性に對して、日本の國體を説き、佛敎を説き、歴史を説明して、統一の不可避を論じてゐる。これも或ひは一見解であるかも知れないが、これ等を以つて、政黨合同の理論根據としやうとする同氏の考へ方は、誤謬であることは明かであらう。

政黨政派の協力は即ち妥協である、妥協を前提としての協力であることは無論である。さうしてまた、妥協はその時の便宜の手段ではあるが、これが可能であつたからと云ふて、合同も同時に可能性があると云ふことは出来ないのである。

久原氏はこんな實例を擧げてまで、自己の論據を固めやうと試みてゐる。

或地方では、村會議員を選ぶにも、町會議員を選ぶにも政民相拮抗して争ふので、如何にも失費が多く無駄である。そこで其争ひを止めさせて政民の區別をつけず、全く人物本位で村會議員

町會議員を選出させてみた、ところがその結果が頗る良かつたと、今更のやうに物語つてゐる。

これは久原氏が、政治と自治とを混同してゐることを證明するものであつて、久原氏にして既に然りであり、地方民が政治と自治とを混同する無智さに、不思議がないことを感ぜしめる。

町村の自治にまで政黨味を臭はせて、政黨化することに政治の墮落があり、政黨の腐敗があるのである。地方の町村政に政黨味を除いたら、結果が良かつたなぞと、大政黨の領袖の口から出るやうでは政黨の合同をぞは思ひもよらぬことであらう。

要するに政黨合同論者の論據は、現内閣が各黨の支援を受けて、二大政黨の協力の下に組織されてゐるのであるから、すでに協力が成立してゐる上、合同も容易であると云ふに歸して居るやうであらうと思はれる。

この主唱に對してわれ等の反對を表明する理由は、政黨の合同は政黨の對立する本質を破壊するものであると云ふのが、一面の理由であり、又他の一面の理由は、實際の上に於いて、政黨を合同すると云ふことは、云ふを得べくして實行のできないことであると云ふにあるのである。

さらにこれを要言して結論とするならば、現下のやうな政治の實際に於いては、二三の政黨が對立して、政策の検討と吟味を重ねてより良き政策を實行することが必要である關係から、政黨各自の立場が是々非々主義に依つて、政權をにぎるものに對し批判の目を休めてはならないことである。

従つてその厳正な批判により、政權が短い歲月の下に各政黨に轉廻することも亦た、止むを得ないところのものである。破綻の生じ易い政策を根據とする内閣が、いかに短命であらうと、それは決して合同論者の云ふやうな、政黨政派の對立による結果でなくして、政策そのもの、缺陷によるところのものであるから、對立そのもの、關知するところではないであらう。

若し對立といふ相對關係を失つて、總合された唯一の統制のもとに、政黨が合してしまつたらば、それに非常な危険性が伴ふ、現在のやうな對立状態であり、相對關係であるにかゝはらず政治の腐敗と政黨の墮落は、あまりにも大きな事實であり、明かな現實である。

これが合同して一大政黨となつたとき、腐敗墮落が向上こそすれ、これを絶無に歸し得ることができると、だれが保證するものがあらう。これが危険である、政黨の伏魔殿化、日ならずして出現するに至る。

政黨合同の至難なことは、現在の政友會民政黨のその一つについて點檢してもあきらかであらねばならない。各黨内部には各派分立して、勢力の争ひに日も足りない實狀ではないか。これ等のものが合同したとき、其處に發見し得らるゝものは、蜂の巢を壊したが如き、固形體以外の何もでもないであらう。

分立より集合へ、亂立より統制へは、時代の動きであるには相違はないのである。だが、それは物と品によりてである。

政黨の如き本質的に對立關係を前提として、存在を許さるゝものにあつては、いかに統制と統一が時代の推移であつても、こればかりは、他のもの、圈外にあるべきである。

久原房之助氏を始め政黨の合同を主唱する者は、一片の空想を實現化しやうと努力するものであるか、さもなくば夢の國を畫いて自から欣ぶところのものであらう。政黨の合同などは口には云ひ易くとも實際には全く實行不可能のことであり、また、實現すべき性質のものではない。何れの點から見ても、實現性のあるものではない。

山本悌二郎氏の時局對策を評す

山本悌二郎氏は前政友會内閣當時の農相であり、且つ、現政友會の領袖の一人である。従つて今日の非常時に際し、時局對策を發表しこれを知己に配布されたが、これを以て單なる山本氏の私見と云ふよりも、政友會の主張する政策の一面であると解するのが妥當であらう。

この意味に於て山本氏の時局對策に、嚴正なる批判を加えてみやうとするものである。

山本氏の時局對策綱領の第一は農村問題である。この點は同氏が農林大臣たりしだけに、特に傾聴に價するものがあるやうである。

曰く、農村の盛衰が國家經濟と社會思想とに影響する所頗る重大なるものあるに鑑み、

- 一、米を専賣とす。
 - 二、肥料の賣買を國營とす。
 - 三、原蠶種の製造を國家の手にて行ふ。
 - 四、農産物生産の分布統制を行ふ。
 - 五、専賣を實行する迄の應急策として昭和八年度より九年度に亘り、産米剩餘見込額一千萬石を内地及朝鮮、臺灣に於て政府をして買収せしむ。而して現在の政府所有米は事情の許す限り、これを海外に輸出せしむ。
- 以上の五項目が現下の農村問題を解決する對策であると云ふのである。
- 農村疲弊の原因に就て、山本氏は畢竟する所主要農産品の價格低下が最大原因であると斷じてゐるが、これは誰でも肯定する所であらう。

この原因を排除するために米を専賣にし、肥料を國營にし、さうして原蠶種を國家の手で製造すれば良いと云ふのであるが、これは確かに善い方策であるに相違はないのである。現在の制度のやうに生産者から需要者の手に移るまでに、幾多の段階を経て各々が相應の利益を獲得するやうでは、雪連磨のやうに價格が高くなればこそすれ、安くなる道理がないのである。であるから需給の段階を少くするために、さうして利益と云ふものを離れて、國家が手數料主義で當ればたとへ米が専賣になつても、消費者を脅すやうなことはなからう。同様に、肥料が政府の手に依つ

て供給されるやうになれば、中間の搾取がなくなるが故に、農家は安い肥料を購入することができるのである、原蠶種にしても同一の結果である。

次に農産物生産の分布統制を行ふといふことであるが、これ生産過剰を防止する上に於いて最も必要なことである。生産過剰は即ち價格低下の最大原因であるから、生産過剰を防止する分布統制は絶対に必要な施設である。が、この點に關して山本氏の認識が稍々足りないものがあるやうである。

夫れは即ち價格の低下を防ぐために生産と需要の調節を計るために、分布統制を實現しやうと云ふのであるが、これを實行する以上は、農産物販賣の統制をも、合せて實現化しなければならぬのである、山本氏はこの點を全く無視してゐる。

第五の項目にあげてゐる米専賣を實行する迄の應急策としての方法は、一時的のものであつてこの點は、農村問題解決對策としての根本施設でないから、茲に論及することは要らないことであらう。

だが、以上の根本對策を實現したからとて、山本氏の思念するやうに、農村に小作爭議がなくなつたり、負債の整理ができたり、負擔の軽減といふ問題が解決するとは考へられない。

農村問題の解決に次で山本氏の擧げた政策綱領の第二のものは、通貨金融問題の解決である。一般的に産業の振興を圖り特に中小商工業者階級の活躍を促進し、兼ねて、都鄙金融の梗塞を解

弛するためには、物價の昂上と金融組織の改善を第一條件とせねばならぬといふのは、山本氏の抱懐する政見である。

而して右の政策を實現する施設として、

- 一、國內流通通貨の目標を十五億とし、政府をして中央銀行及特殊銀行と協力して、其實現に當らしむ。
- 二、右通貨の數量十五億に達する迄は、日本銀行の公債賣却を中止せしむ。但し實行の道程に於て物價及金融の推移に應ずべく、公債賣却の制限に伸縮の弾力性を與ふ可し。
- 三、銀行並に産業組合の組織を改善し、特に地方に地方中心の銀行を新設して金融の圓滑緩和を圖る可し。

以上の三項目を實際施設として實現すれば中小商工業者の局面を轉換することができるといふのである。

現在の實情は軍需工業の殷盛により一部財界の好轉は争ふ餘地はない。が然し、相變らず中小商工業者は不景氣に苦んでゐる。金利は低下せず金融は圓滑を缺き、營業は困難に陥つてゐる。山本氏はこれを打開する方策として通貨政策を完全に實行すれば、これを緩和することができるといふのであるが、この點は果して山本氏の見解のやうに通貨金融の方策のみによつて、一時の苦惱を解消することができるかどうか。

通貨總額の目標を十五億と限定することは、山本氏としても確乎たる見解のあつてのことではないのである。差し當りこの程度にしてといふのであるが、成程通貨を十五億に増大すれば物價の昂騰を見るのは明白な事實である。世界戰爭後の我財界の振興期に於いて、通貨の總額はこの程度に膨張したと記憶してゐる、當時の物價昂騰は未だ世人の腦裡に在る所であらう。

また山本氏の所論のやうに日本銀行をして公債の賣却をなさしめず、公債を引受けたまゝに貯藏せしめて置き、市場の遊資を増大にして金利を低下せしめれば、産業方面への金融は緩和されることになるのである。

以上の金融政策を實行する外に、銀行組織を改善し一般銀行の合同、都會本店銀行の地方進出を抑止し地方中心銀行を創設して、地方資金の都會吸収を防ぐことが必要な施設であるといふのである。銀行組織の缺陷を補正することも金融通貨の問題解決と合せて現下の急務であると思ふても差支ないだらう。

だが以上の通貨金融の問題を解決することによつて、果して山本氏の所見のやうに、中小商工業者多年の苦惱を救ふ根本方策たることを得るかどうか、これは大きな疑問である。

中小商工業者の苦惱は物價の低落に原因があるものなれば、通貨十五億の増大によつて、物價の引上となり、これを解決することが出来るであらう。また、中小商工業者の不景氣の原因が、資金梗塞と資金融通の緩和を缺くがためであるなら、日本銀行の公債賣却の中止、銀行組織の改

善によつてこれを救済することは可能となるかも知れないが、これ等は中小商工業者の不況の原因を作る一原因に過ぎないであらう。

従つて現實に中小商工業者の不況をなす原因の總てに對して、解決の方法を講じなければ萬全の方策とはならないのである。通貨金融以外に、中小商工業者の苦惱を作る所の原因、それを見極めることを山本氏は忘れてゐる。

第三の政策綱領として山本氏の擧げたものは、軍備の改善充實である。同氏のいふ所は、軍備は帝國存立の第一要義である。外交の有力なる背景にして同時に國際平和の保障なるに鑑み、萬難を排して其充實を期せざる可からず、因て軍部當局の責任ある絶對限度の計畫は、財政上の考慮を後にしてこれが實現を期さなければならぬと。

而して右軍備充實に關する八年度以降の公債の元利償還の資源として、所得税並に相続税の税率改正、五分利並に四分半利公債に對する課税、臨時利得税の新設及資本利子税の増徴を目標とし、同時に酒類の官營專賣を創始するといふのである。

これ等山本氏の八年度以降の軍備充實に要する資源方策の是非は暫く別として、茲に充分に考察を必要とする點は今日の軍備改善充實に關する國策であるだらう。現下の時局から見て、國防の充實を圖り、軍備の改善を計畫しなければならぬのは、何人も首肯する所である。この點に就いて問題の中心となるものは、どの程度を以て所謂軍部の責任ある限度の計畫となすかにある

であらう。

責任ある絶對限度の計畫といふことは、一に専門家の研究に俟たねばならないのであるが、この程度の改善充實は山本氏の所見を待たずとも、國民一樣に認容する所のものである。

ただ茲に問題となるものはこのために要する資源をどうすればいいかといふ點である。山本氏はいふ、區々たる負擔の軽減や屬僚的財政計畫を云々して、國防計畫の抑制に努むることは悪いことであると、山本氏は年來各方面より熱烈に要望されてゐる所の負擔の軽減を以て、區々たる鎖事であると考へてゐるやうであるが、これは山本氏のために惜む點である。

現下の財政上に弾力性に富む資源が存在するなら、何を苦しんで大藏當局と軍部の抗爭的豫算の交渉を持つであらうか、資源を發見することが至難であるからこそ、そこに苦惱が生ずるのである。

山本氏が奇蹟的に發見した如く思惟する資源の内、酒類の專賣、これは必ずしも今日始めて發見されたものではない。從來幾度か問題となつたものである。

たとへ、酒類を專賣としこれを國營とした所でさしたる財政上の歳入増加とはならないであらう。現下の酒類に課税されてゐる點を考察すれば新に國營とし引上増加の財源とするも、要するにそれは禁止税に近い結果となるは、極めて明かなことであらう。故にこの收入を以て軍備充實の財源視することは、望めないのである。たゞ財源の一つとして幾らかの歳入増加を來たすもの

と考へる程度のものであらう。

次に所得税並に相続税の改正による歳入増加の計畫、これとてさしたる収入増加の目標とならないであらう。これ等のものは今日まで屢々歳入増加の目的のために使用された財源であるからである。

たゞ山本氏の所説による五分利四分半利公債に課税すること及び臨時利得税を新設するといふことのみが、財源として數ふことが可能であらう。だがこれによつて八年度以降の軍部の要求するものを充當する財源としては、その得る國家収入は、あまりに少い額であらう、問題は這點である。

次に山本氏の擧げる所の政策は思想問題の解決方策である。

皇室中心、國家主義の國體觀念を擴充し、矯激危險なる外來思想を克服する目的を以つて、國民教育の重點を精神教育に置き、その方法として師範教育及び小中學の國民教育に國學漢學及び國史の三科を新設又は擴張し、以つて青少年子弟の腦裡に教育勅語の大精神を徹底浸透せしむ。この端的なる教育の改善に依つて、山本氏は思想問題が解決出來得るが如く思惟してゐるのである。

山本氏は云ふ、惟ふに國民教育の重點を精神教育に置くは現代の急務にして、何人も異論のある所にあらず、たゞ何物を典範として何物を教條としてこの薰陶を施す可きやに就いては、教育

家も政治家も政府當局も等しく今尙斷乎たる信念に到達し得ざるが如しと。

思想問題の對策として山本氏の見解の如く、小中學の課程に國語、漢文、國史の新設又は擴張に依つて、この大きな悩みが解決さるゝであらうか、これには疑問符を投げねばならない。

今日の小中學の課程に國史もあれば國語もありまた漢文もそれ〴〵設けてゐる。故に山本氏の方策施設のやうにするにはこれ等の學課の擴張を圖れば善いといふことに歸着する。だが、今日の小中學程度の普通教育に於いて、どのやうに國漢史の三課目を時間的に擴張したところで、これによつて精神教育の根底を培養するに充分の効果があるであらうか。

若しこんな單純なことで思想問題が解決するなら、文教の府も政治家も教育家もさまで悲觀しないであらう。思想問題とはそのやうな簡單なものではなさうである。この點山本氏の更に検討を要するものがあるであらう。

以上山本氏の軍備對策と云ひ通貨金融の方策と云ひ、更に農村問題の解決と云ひ、いづれも時節がら緊切なる施設には相違ないであらうが、これを以つて現下の國策の重要なものが、悉く解決さるゝものとはどうしても考へることはできないのである。

卒直に吾等をして云はしむるなれば、何んとなく物足りなさを覺へしむるものがあるのである。山本氏の對策以外にもつと效果的な對策があるのではなからうか。

素より吾等は政治政策に對し全くの門外漢である。しかも山本氏の時局對策を評す、盲評たる

は無論であるが、現下の重大なる非常時局に際し山本氏の指示さるゝ所の政策を以つて完全に時局を救ひ得る唯一無二の方策であるとは、信じ得ないのである。盲評多謝。

年頭に立ち非常時の本質を凝視せよ (昭和九年元旦)

非常時日本の本質をハッキリ掴むことの出来るのは、これからであらう。今日まで非常時と稱せられたのは、眞の非常時々局の前哨に過ぎない。必然的にブツカル物に突き當ることになるのは、遠い將來のことでもなければ、また、端的な想像であらう底の推摩臆測ではない。原因があり結果が生ずる。自然の理法が其處に到達せしめるのである。さうして、それは一兩年中に吾等の眼前に實現化する、非常時そのものでなければならぬ。

その眞の非常時々局に對し吾等國民に遠算があつてはならない。完全に時局を處理するだけの吟味は、今から充分にして置くこと、これが何より肝要なことである。

將來に處する覺悟、それはこれから當面するであらう所の非常時々局に對して誤認や遠算の無いと云ふ吟味を意味するのである。この點に關して吾等の吟味を忽かせにしてはならないものは國防の整備であらう。軍備の改善充實と云ふことが第一義的のものであり、さうして國論の重點もこゝに集中されるであらう。

既にこの點に關しては識者はあらゆる機會に於いて國民の全般に對して注意を喚起してゐる。

國民はいかなる犠牲を忍んでも國防の整備と、軍備の改善充實に對して完全を期せねばならない。ただこの問題に直面して其處に生ずる所の第二の問題は財政の膨張である。結果的に擴大膨張する所の財政に對していかなる方面に財源を求めんかは重要な研究題目たるを失はないであらうが、これは非常時局に對應する手段であるから、財源の是非善惡を検討するよりも、容易に發見される所のものに求めることが恐らく賢明な行き方であらう。

昭和九年度の豫算編成に際して、大藏當局と海軍當局との折衝が、内閣互解の因となりはせぬかとまでの迂餘曲折を経たるも、釋然として解けた大藏當局の讓歩に依り解決したのも、この間の消息を看取するに足るものがある。

國民はいかなるものを犠牲とするも、非常時を有利に打開するための工作に、全力を注ぐことが急務中の急務である。

日本は完全に孤立無援の境地に立つてゐる、東も西も南も北も世界の何れの國からも援助を受けることは、不可能なことであらう。この現實の境地に於いて若し非常時々局が更に萬一の場合に遭遇することを避けることが出来得ないとすれば、たゞ頼み得るものは、吾等の國力があるのみである。國力に依つて一切のものを解消する、これ以外に何等の手段も方法もあり得ない。

一九三四年の春頭を迎へた吾等國民は、非常時日本の本質がどんなものであるかを、把握する

ことが出来る。

吾等は如何なる場合に於いても、近き將來に解決しなければならぬ非常時の實相に對して、違算と誤認があつてはならない。

河合良成君の電力價格統制論を検す

一 緒 言

今回發兌された改造社版日本統制經濟全集第三卷は、河合良成君の價格統制論である。産業部門の各方面に對し詳細に價格統制の必要なものとそれらざるものと、而して價格の統制が必要であるが、その産業の本質性が統制を實現するに不適當なもの、或は價格の統制を必要としないに拘はらず、企業組織の關係から自然に價格の統制が實行されるもの等、縦からも横からも産業部門の本質性と、その社會性を吟味して殘す所ないまでに論及してゐる。特に電力價格統制論は吾等の興味をひくものである。

河合良成君の電力價格統制論に説く所のもの、吾等は俄かにこれに賛意を表することは出来な

いが、さりとて全然これを否定することもできない。卒直に云へば同君の所見に對し、或る點はこれを肯定するに吝かではないが、ある點に對しては全く見解を異にするものである。

然らば河合君の説く所の電力價格統制論とは何か、吾等は茲にこれを吟味しやうとするものである。だが、本論に入るに先ちて、同君の價格統制論なるもの、大意を知悉して置くことが肝要であらう。電力價格統制論の論據も要するにこの一般的價格統制に出發してゐるからである。

二 河合君の價格統制の出發點

河合良成君は價格は經濟社會の中軸であると解釋してゐる。あらゆる物資は生産から分配に至るまで、價格を中心として運行してゐる。であるから經濟の安定と向上とは一に價格が如何にして定まるか乃至は價格を如何に定むるかの問題であると。

價格が經濟社會の中軸をなすものであるかどうかは、自らまた異説もあるであらう。が、價格を以つて經濟社會の諸象の對象とすれば、これも肯定し得る解釋である。河合君はこの價格を經濟中軸と云ふ基礎の下に、更にその論旨を進めて、若し價格決定に於いて法外に生産者に有利ならしむれば、必然的に消費を減退せしめ、一方生産過剰の現象を伴ひ易く、結局に於いて經濟全體が萎縮沈滞する傾向がある。これと反對に若し消費者に有利に價格を決定すれば、云ふまでも無く、生産が減退し消費者も共に苦しまなければならぬ。以上は河合君の經濟社會に於ける物價全體に就いての説明であるが、これを工業生産品と農業生産品とに就いて見るにと云つて、更

に所説を進めてゐる。

生産品は概括的な論ではあるが大體獨占的傾向に進みつゝある。従つてこれが價格はその獨占的地位に依つて、生産者に有利に決定されてゐる。これに反して農産品は價格決定上獨占の地位を有せざるが故に、都市の消費者に對し有利に價格が決定されてゐる。

その結果は生産と消費との双方に於いて二重に不利に價格を決定された農村は、世界各國共に餓死線上を彷徨するまでの窮境を暴露してゐる。一方生産消費共に二重に有利に價格を決定されてゐる都市は非常に有利であるべき筈であるが事實は逆に生産の減退、滯貨の山積に悩んでゐる。かくの如き世界經濟の涯てしなき大恐慌は、一に現代經濟社會の中軸たる價格の決定に於いてその中心を外れてゐるからであると。

以上河合良成君の所説に依つて同君の價格統制論の根源がいづれに存在するかは、察知することが略ぼできるであらう。

國內經濟の行詰り又は世界經濟の恐慌を以つて、一に價格決定の調和を缺いてゐる結果であると斷じてゐる河合君の所説は、果して妥當であるかどうかは暫く別個の問題として、たゞ生産價格の決定が經濟社會に及ぼす影響、或はまたこの影響に依る經濟現象の招來は否定することのできない事實である。

従つて物資價格の決定が公平であり穩當であると云ふ認識を求め得る方法を講ずることは、最

も必要なことであるは論を俟たない。こゝに於いて價格の統制が問題となるのであるが、しからば所謂價格を如何にして統制するか、これはこの問題に必然的に生ずる所の研究事項であらねばならないのである。

三 河合君の理想的價格統制

河合良成君の主張する理想的な價格統制とは、如何なる方法の下に實現しやうと企圖するものであるか、生産者も損せず消費者も害せられず、且つ價格の變動少くして、しかも生産は増加し文化は向上すると云ふ社會的に最も妥當な點に於いて價格を統制し、更にあらゆる商品價格の間に或物は過度に高く、或物は過度に低いと云ふが如き矛盾なきやう統一を保つといふやうな河合君自らも困難なりと思惟してゐる價格統制が、果して實現性があるか、どうか。

河合君の所説に依ると以上のやうな理想的の統制は、商品經濟本來の機能には、價格の決定と維持は自然に行はれる仕組みになつてゐるものであると云ふのである。即ち「良品を廉價に生産する者は繁昌し、高價に供給し又は粗品を供給する者は、市場から淘汰されて滅亡するといふ自由競争の法則に依つて、生産者は絶えず良品を廉價に生産せねばならなかつた」かくして價格は其の生産費に幾分の利潤を加へた額の一線を中心として、週期的に波動し、以つて絶えず需要供給が一致する點に於いて定まる傾向にあつた。